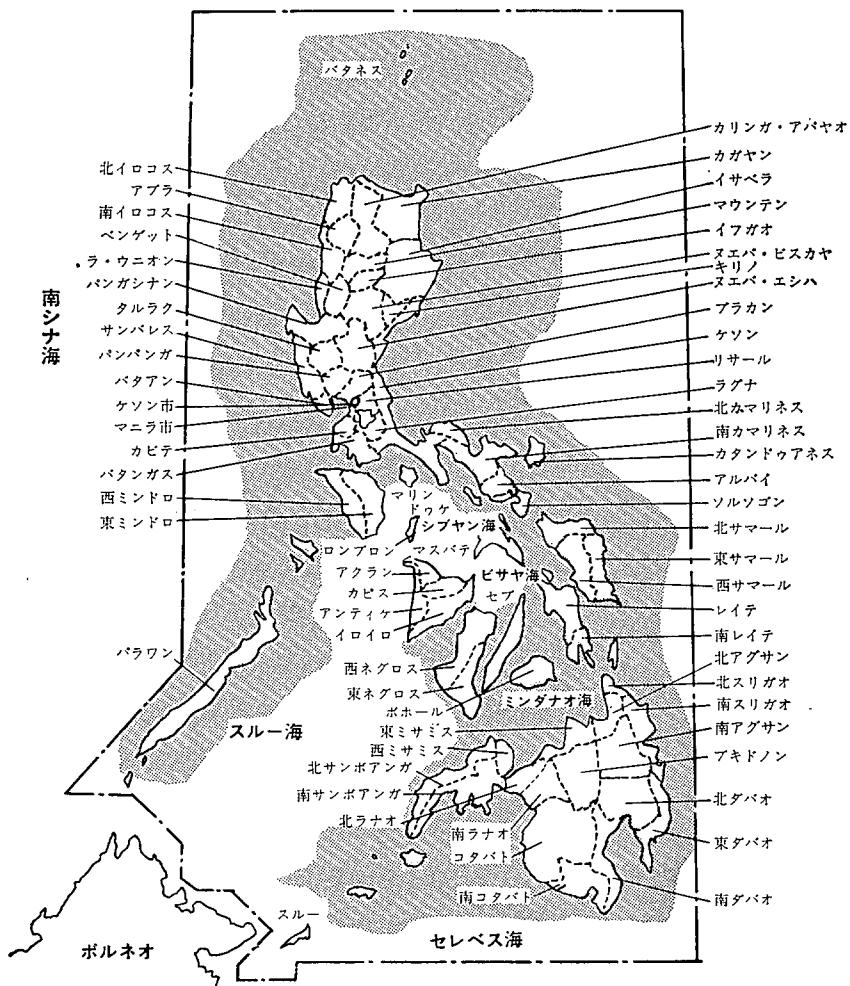


# フィリピン



## フィリピン共和国

面 積	30万km <sup>2</sup>
人 口	3668万人（1970年センサス）
首 都	ケソン市
言 語	フィリピン語（タガログ語）（ほかに公用語として英語）
宗 教	ローマ・カトリック教（ほかにフィリピン独立教会、回教、プロテスタン）
政 体	共和制
元 首	フェルディナンド・E・マルコス大統領
通 貨	ペソ（70年2月21日以後変動相場制—73年12月現在約6.74 ペソ=1ドル、IMF平価は3.90ペソ=1ドル）
会計年度	7月～6月（1973会計年度とは1972.7～1973.6）
度量衡	メートル法（大統領令187号により1975年1月1日までに完全実施）

（ほかにカンタ=2.986リットル、カバン=78リットル）

（注）前ページの地図の地方行政区分は、現在の71州になる以前のものである。

# 1973年のフィリピン

## —進む情勢安定化—

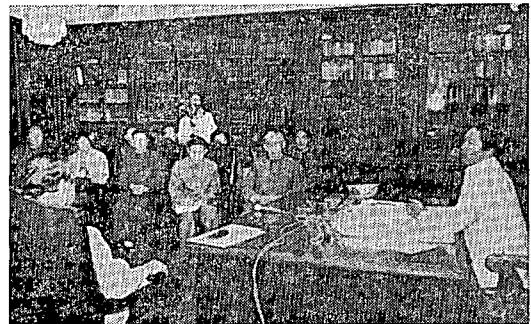
### 永久政権の手続き終る

マルコス大統領は、1972年9月の戒厳令施行によって、三選禁止の憲法上の規定を実力によって突破していた。しかし1973年12月30日で法的に任期切れとなる同大統領にとって、望む安定した永久政権体制を打ち建てるには、何をおいてもまず政権に留まる法的根拠を整える手続きを急ぐ必要があった。国内では、米国治下の自治に始まり、独立後26年を経て定着した議会民主主義のルール、国際的には、政権の存立に決定的な意味をもつ米国はじめ海外からの信認の必要、——マルコス政権は戒厳令後も終始「立憲的」「平和的」という形式を履まざるをえなかったのである。

この手続きは、1月の改憲批准と7月の政権信任という、「バランガイ（市民集会）」を通した2つの「国民投票（レファレンダム）」によって一切完了した。

〔新憲法の公布〕 マルコス大統領は1月17日、新憲法公布の布告に署名した。1月10～15日、全国3万5000の村落レベルで行なわれたバランガイの示した「草の根」の意思は、95%の高率で新憲法草案を支持したとされた。

新憲法は、1935年憲法の大統領制から議院内閣制へという政治制度の変更など、いくつかの改正点を盛っているが、この際重要なのは、戒厳令後の制憲議会で急いで挿入された経過規定であった。すなわち、現大統領は、憲法批准と同時に組織されるはずの暫定国民議会の召集権をもち、それが召集されて暫定大統領と暫定首相を選出するまでは、旧憲法下の大統領の権限と新憲法による大統領と首相の権限を併せて行使できる。また現大統領が公布した一切の布告や諸法令は国内法の一部となり、戒厳令解除後も有効である。



中国貿易代表団を迎えるマルコス大統領（11月）

三選禁止の制約を破るために採用した議院内閣制は、権力集中という目的からは逆行するという矛盾を持っていたが、経過規定はこれを見事に解決した。暫定国民議会の召集がマルコスの意思に委ねられている以上、彼は無期限に（バランガイは同時に、7年間選挙を行なわないという多数意思を示したというから、少なくとも70年代は）いわば「大統領兼首相兼議会」という比類なく集中された権力を維持できることになった。果たせるかな、彼は新憲法公布と同時に、暫定国民議会は召集しない、戒厳令は続行する、という2つの布告を、同じく圧倒的なバランガイの意思として行なった。

〔憲法批准の反響〕 少なくとも70年代を通して政権を担当できることになったはずのマルコス大統領が、なぜ半年をおいただけで情勢も多分に流動的な時に、あえて信任投票に訴えざるをえなかったのか。形式的にも先のレファレンダムは、現大統領が集中された権力を無期限に維持できるという政権永続の必要条件であって、維持すべきだという十分条件ではなかったとも言える。しかしこれは大方の独裁者にとって現実の政治過程で無視できる程のものである。問題は、改憲批准の強行過程そのものが、国際的にも国内的にも、新憲法の効力と政権の正統性に疑問を抱かせ、政治的安定と十分な政策展開を妨げたことである。

もともとバランガイによる批准手続きは、当初予定した1月15日の国民投票（プレビサイト）が、大々的な官製批准キャンペーンにもかかわらず、国民の低調な関心と暗黙の抵抗によって、政治的に有効な結果が望めなくなったための便法である。一方で上院側からの強硬な通常議会召集（憲法上1月22日）要求に直面したマルコスは、そのデッドラインを前に批准を急ぐ必要に迫られた。こうして前年の大晦日、急拠大統領令で各バリオ（村落）、都市では地区ごとににわかか仕立てのバランガイを設置したのであった。

最低年齢を15歳に引下げての猛烈な狩出し、タテ割りの締め付け、軍・官憲の警戒の中で、狭い地域社会規模で行なわれる集会での、挙手や起立の採決がどんな「草の根」の意思を反映しているか、想像にかたくない。しかも、言論・集会の自由が抑圧された中で、「新社会」の宣伝とあわせて、「批准に失敗すれば革命政府の出現」という脅迫が陰に陽に行なわれたことも大統領演説で明らかである。

果たして、与野党5元上院議員が新憲法批准の有効性について提訴したのに対し、最高裁は6対4で有効判決を下したもの、コンセプション長官ら2判事は市民集会の賛成投票は法律の要件に合致しないとの理由で反対に回った。有効とした者も「登録有権者」の「秘密投票」という改憲批准投票の要件に反したことを見めたのである。

**〔反マルコス勢力〕** 大統領を掣肘できる強大な政治力を持っていた旧上院勢力は、その後も、任期延長国民投票の延期要求公開状発表、投獄中のアキノ、ディオクノ両元議員の救援・法廷闘争とたえず執拗な抵抗を続けている。他方キリスト教国フィリピンで社会的影響力の大きい教会内部に、根づよい反マルコス体制の動きがある。カトリック教会当局が公式に政府の改革計画に賛意を表しているものの、中堅・若手聖職者、特に社会的活動に従事してきた左派分子の間では、戒厳令権力反対の活動が行なわれている。フィリピン司教会議では少なくとも数人の司教が戒厳令権力は福音に反すると積極的な声を挙げている。カトリック、プロテスタントとともに、革命神学その他海外からの急進的主張の影響もある。7月の信任国

民投票にはカトリックの一派「エホバの証者」（信徒6万という）が集団棄権して政府を脅かした。このような活動に対し、教会系学校や修道会に対する手入れや聖職者の拘置も行なわれている。

これら反政府勢力の動きで特に注目されるのは海外、特に米国との関係である。もとより教会は国際的組織であるが、その他の場合も、それぞれ米国との間に密接なつながりを持ち、様々な派の在米フィリピン人団体の反マルコス運動も活発である。米国政府の支持を頼りとする政府の最も神経を使う問題となっている。軍事裁判に付されたアキノがボイコット戦術にて、結局再調査に付されることになったのは、同時に起った金大中の場合と同様、韓国と並べてフィリピンを問題視する米政府の意向を感じないわけにはいかない。

他方、ミンダナオの回教徒紛争の情勢も深刻であった。従来のキリスト教徒との経済的摩擦が深刻化したため70年代に活発となった紛争は、一部、分離主義の要求をはらんでいた。戒厳令後は、中央権力の武器・密輸取締りに対抗し、サバからの補給・訓練を受け、回教徒地域全域に反政府ゲリラ活動を繰り広げ、鎮圧は難航をきわめた。回教国諸国の非難で国際化の様相ともなった。政府軍は総兵力6万中の1万人以上を釘付けにされ、ジェット機や艦艇まで繰り出した。5月末でも、恩赦申請に応じた者は700人弱にすぎなかった。大統領がスル現地に飛んではほぼ全面的和平に持込んだのはやっと11月末のことである。

これは恩赦、経済権益尊重、民生対策、地域開発、産業振興などの施策、他方州分割による回教徒内部の政治的利害調整などの約束によって指導者との妥協に達したものである。回教徒側も、古い族長支配や部族間の不統一によって、総体的・統一的な分離志向には遠く、妥協に応じたが、紛争の火種は残されている。

ところで70年代初め活発であった学生運動は、指導者の逮捕・投獄（一部は地下潜入）、教室の中にまで張りめぐらされた監視体制のもとで窒息せられ、他方高校にも及ぶ軍事訓練の強化、強制的社會奉仕活動などを通し、体制側に組み込まれていた。革命運動は基盤たる農村で政権側の地方掌握が進み、他方土地改革の呼び声で帰順する者が多く（中北部ルソンだけで1年間に約3,000人）、崩壊状

態と見られる。また毎週拘置者が大量に釈放され、転向状況を示している。ちなみに大統領令124号による左翼関係の恩赦申請者は5月末で2,577人、拘置者釈放数は試算で年間約4,700人であった。

〔米国の立場〕 言論統制のきびしい国内とちがって外国の反響は容赦なかった。中でも米国のはそれは決定的だった。戒厳令移行を政情安定化のためのやむを得ない措置と受けとめた者も、この荒っぽい改憲強行には失望し、言論機関はこの「民主主義への訣別」に硬化した。2月に発表された米国上院外交委員会の調査報告は、韓国と並べてフィリピンの独裁体制成立を冷徹に分析し、マルコスの成功は5分5分と断じ、米国がこれと距離をおくべきことを示唆した。米政府も2月のアグニュー副大統領の東南アジア歴訪の日程から、当初フィリピンをはずして不快を表明した。米比関係は冷え切った。

米国のアジア政策にとってフィリピンは、ニクソン・ドクトリン後も依然として重要な存在であった。莫大な在比資産という点でも、安定的で制限の少ない軍事基地という点でもそうであったが、その総和という以上に、長年育成したアメリカ民主主義をアジアで代表する、自らの分身的存在であった。70年代に入ってのフィリピンの政情の昏迷は憂うべきことだったが、ベトナム的な直接介入はもはや取らないところであった。ただニクソン・ドクトリン推進の条件作りの意味でも、政権担当者のマルコスの非常体制による政情安定化のコースを現実的とみて黙認し、これに、社会的安定化のための農業・農村対策の援助や、フィリピン警察力の能率化、近代化のための訓練・装備など治安維持力の援助を行なってきたのである。

しかし自らの分身的なフィリピンの体制を、民主主義を犠牲にして守るところに米国の大好きなジレンマがあった。米国政府は米国内の世論硬化を苦慮し、行き過ぎはチェックし修正しなければならないと考えた。フィリピンの側も、知米派のロムロ外相を米国に送って、フィリピンの新しい政治体制は「立憲的全体主義」であり、スペイン到来以前のバランガイ社会における直接民主主義の伝統を引き、中産階級未発達のフィリピンで形骸化していたアメリカ民主主義に代る実質的民主主

義であると、理解を求めるのであるが、もとより説得力はなかった。

こうして改憲強行の行き過ぎは、政権存続について民意を問う、しかるべき方法によって修正することが求められた。6月初めのバランガイ再召集決定の頃には相次いで、対比軍事援助増額要求(2230万ドル)、比米協定一括交渉決定、パリ債権国會議開催など、比政府を信認した行動が動き始めるのである。米政府は別に有数のアジア通であるサリバン大使の派遣を決定し、フィリピン情勢の早期安定化、正常化への布石とした。

〔任期延長国民投票〕 任期延長国民投票は7月24日の予備討議を経て27日に行なわれ、投票率向上をねらって28日まで延長された。「1973年を超えてマルコス大統領が続き、戒厳令下で着手した改革を完成することを望むか」という多分に誘導的な設問に対し、91%弱の賛成投票があったと発表されている。

今回は有権者登録や秘密投票の形式は一応履まれている。6日間の夜間外出禁止令解除も行なわれた。しかし言論・集会の自由の抑圧、賛成投票キャンペーンと締め付け、軍・官憲の監視体制には何の変りもなかった。それどころか今回は大統領令で未登録者、棄権者はそれぞれ20ペソの罰金、6カ月以内の拘禁の罰則が規定された。予備討議は投票誘導の役割を果たした。第一、投票人をひとりひとり大声で点呼し、投票用紙に押印を採取し、バランガイ委員長が投票箱に入れるなど、圧迫的で複雑な手続きは自由な秘密投票から遠かった。

このようにほとんど選択の余地のない状況のもとで高率の支持は驚くに当らなかった。その中でも反対票は全国的には9%強であったが、締め付けがそれほど徹底できない大都市のマニラでは20%に達したと伝えられる。とりわけ、きびしい罰則にもかかわらず未登録者、棄権者は180万人に及び、政府をして処置に窮せしめた。内外の反響を考慮して、今回に限り穏便な措置ということに落着かざるを得なかった。

国民投票の時点では、ミンダナオ紛争は全体的には鎮静化に向かっていたが、情勢はなお多分に流動的であった。中でも国際的な需給窮迫の中で

端境期を迎えた食糧問題が重大であったが、十分な米の供給を保証する一方、在庫放出と流通円滑化に全力を挙げた。とうもろこし混入強制と配給制の実施は投票が済んでから短時日の間に実行されたのである。

いずれにせよこの信任投票を潜り抜けることにより、マルコス大統領は政権安定化への大きな政治的ヤマ場を乗り越えた。諮問立法議会という将来の正常化コースを示唆する安全弁も予備討議で引出した。経済情勢も好転している。こうして内外の政策展開は後半に至って本格化し、旧憲法下の任期満了日に当る12月30日も、厳戒の中で何事もなく経過したのである。

〔マルコス体制安定化へ〕 手続き上だけでなく、マルコス政権は体制として着々整えられていった。この中でフィリピン軍は戒厳令の執行者、政権の支柱として急速に比重を増している。政変以来、治安維持、反政府分子の鎮圧、経済事犯の摘発、国民精神の動員、と社会のあらゆる面に躍り出た。特に回教徒紛争の平定で威信を高めるとともに、政府企業、公益事業、ハシント系26社など接収民間企業に対し、軍管理ないし国防部・軍首脳の経営陣参加がめだっている。軍の経済活動への介入の傾向は、特に食糧危機、石油危機に伴い、経済統制が進行する中で強まっていった。

情勢安定化への貢献に対して、軍関係者への待遇改善や利権供与の面もみのがせない。対中貿易に伴う、中国銀行のコルレス契約はフィリピン退役軍人銀行(PVB)との間で結ばれた。年末には軍首脳部の昇格、昇進、軍人給付の改善、退役軍人投資開発会社設立、退役軍人援助委員会の設置、など一連の待遇改善が決定された。

「腐敗、不誠実、無能」公務員追放につづき行政機構改革で数万人の公務員が追放された。改革の形をとって反対派公務員の大量追放と官僚機構の一層の掌握が進んだのである。さらに経済統制や外資導入行政が重要となるに及んで、新官僚「テクノクラート」の地位は一層強化された。

「社会的公正」のために「オリガーラー」が槍玉に挙げられているのは果たして財閥資本一般に対する攻撃であろうか。なるほど税金恩赦や新紙幣への切り換えを通じて隠し財産摘発が行なわれた。

ハシント家は政府金融機関への債務不払いを理由に、イリガン製鉄所など傘下企業を接收され海外へ逃避した。ロペス財閥は主力のマニラ電力を管理された末、遂に「公益事業所有基盤の大衆化」の線に沿って傘下企業持株の売渡しに同意した。

しかしこれらは反マルコス派の場合である。一方ではエリサルデ家やソリアノ家などは株式公開やフィリピン化で政権に協力している。特に最近は政府の外資導入方針に沿って合弁や提携に進むものが急増している。また地主的要素の強い財閥に打撃となるはずの土地改革計画においても、商品作物作付地は除外され、収用の際も「公正な補償」原則が貫かれている。これら産業経済政策の具体的適用過程を通して、協力的財閥とそうでないものとの選別と再編成が行なわれ、全体として政権基盤の強化がはかられていくものと思われる。

統制の政策は73年後半に見るよう、頻繁に手直しや再引締めを続けていかなければならない弱点があるが、多面的な改革（経済の項参照）と相まって、ともかくマルコス体制の安定化は進んでいくといわなければならない。

### 幸運だった対外経済環境

マルコス政権にとって1973年は経済回復によって安定化の基礎固めをすべき年であったが、当初それには大きな困難が予想されていた。すでに全般的に低い生産水準に対し治安諸措置、物価抑制策、企業の静観態度によるレイオフ、公務員の大量解雇という条件が加わっていたからである。しかし現実には73年は加速された国際商品の好況に支えられて輸出が驚異的に増加し、それを原動力に経済が比較的高い成長を記録するという、戒厳令政権にとって全く幸運な事態の展開となった。

しかし、経済情勢の全般的悪化の中から、その克服と政情安定化を標榜して出現した戒厳令政権にとって、経済成長・回復の課題は一時的な好条件だけで解ける性質のものではなかった。それは内生的発展力を失った経済構造に起因する長期的停滞傾向であり、またその変革は、私的権力が極めて強力で自由放任に近い政治経済制度下にある限り、半ば不可能に近いものだったからである。

マルコス政権自体、1973年を通じて、経済構造変革の諸政策を展開したのである。

**〔構造的問題〕** 基本問題の第1は、農業生産の低位停滞である。従来の事実上無計画・無規制な開発は、森林などの自然資源と農業の生産基盤を涸渇させ、破壊した。他方遅々として進展しない農地改革は地主制を温存し、これは食糧自給を阻害しただけでなく、常に社会不安の源泉であった。

第2は工業化の停滞である。この原因は50年代半ばに完了し、今日でも工業の中心である仕上型輸入代替産業の政策・構造自体にある。すなわち、(1)輸入投入財への過大依存、(2)対外競争力を欠く過剰設備、(3)資本集約生産方式を中心で労働吸収力が小さい、(4)ペソ過大評価による輸出産業・農業抑制、(5)マニラ周辺への集中的発展、(6)都市と農村との大きな所得格差などである。

したがって製造工業は、自身で必要な外貨を稼げず、その成長は基本的には数種の伝統的一次産品の輸出能力に依存する。高い成長率は伝統輸出品の国際的好況という外生要因をまって初めて可能であった。

こうした経済の停滞は、同時に大量の慢性的失業を滞留させ、食料不足を主因とするインフレ、貧富差拡大を引起して、社会不安を年々深化させてきた。だから経済の回復と発展は、経済・社会の基礎構造の変革なくしては本物とはなり得ない、という極めて困難な課題に行き着く。その成否は、戒厳令政権の存続だけでなく、フィリピン経済の今後長期の発展をも左右する決定的な役割を担っているわけである。

**〔開発政策の新展開〕** 73年中は前年に引き続き積年の課題解決に向け多数の大統領令、命令、指示等が公布された。その新政策の主要な方向付けは、6月発表のNEDA「1974~77年4カ年開発計画」に集約・具体化されている。中でも重要なのは、農地改革と明確な工業政策の展開である。更に従来の抑制的政策に比べると全くの逆転と映る、外資導入の大幅緩和、積極的誘致が展開された。

**機構改革**——第1に従来有機的関係を欠き非能率であった経済関係機関の一元化・簡素化が推進

された。年初の中央計画機関としての国家経済開発庁(NEDA)の正式設立、商工省の商務省・観光省・工業省への三分割、その他主要産業の監督強化のため鉄鋼庁、セメント庁、肥料庁、ココナツ庁、フィリピン国家石油会社、輸出促進のため輸出加工区(EPZA)、フィリピン国際貿易公社(PITC)等の設立、各種業界団体の一元的整備が進められた。

**工業化政策**——政策の基本的目標は雇用促進に置かれ、同時に中小企業を中心とする地域開発=工業の地方分散(雇用創出コストは全国平均の約 $\frac{1}{2}$ と推定)が重視される。特に(1)国産原料と過剰設備を大量に活用する輸出工業および伝統輸出品の一層の加工に基づく輸出工業、次いで(2)労働集約業種に対して、新戦略に沿い改正された投資奨励法、輸出奨励法および融資優遇等を通じ最高の奨励措置が与えられる。更に(3)輸入代替を高度化し、特に他産業との最大の連関を有する中間財、資本財業種も同様に奨励される。

上記の「基本戦略は、今では一層の工業成長に障害となった過去20年間の仕上型輸入代替戦略からの明確な訣別」と規定され、一次産品に代って「製造品の輸出拡大が成長の新しいエンジン」となることが期待されている(4カ年計画)。

具体的プロジェクトとしてはかねて建設中であったマリベレスの輸出加工区が一部完成、10月に第1号の輸出が行なわれた。現在3社が操業中で74年には15社が操業開始の予定である。また観光による外貨獲得促進のため、輸出奨励法に観光業優先計画が追加された。

**資源保護**——加工輸出政策に関連して原料確保を目的とする資源保護の動きが注目される。第1号は木材で、原木輸出の74年初からの段階的削減、75年末全面禁輸計画が決定された(同計画による雇用増2.3万人以上、輸出増年間2700万ドルと推定)。他にラタン・ポールも輸出禁止、ヤシ油業界からは強いココナツ禁輸の要望が出され、懸案の銅精錬所完成時には(76年各8万トン2基)銅精鉱産出量の $\frac{1}{2}$ 相当の、ニッケル鉱石(ラテライト鉱)も類似の禁輸が予定されている。

**外資政策**——政府は、開発資金不足を補い、政権の先行き不確定で沈滞していた経済活動に外部から刺激を与えるため、政府を挙げ極めて積極的

に外資誘致を推進した。以下が主な措置である。  
投資・同利益・配当金の25%送金制限廃止、銀行利益・配当金送金保障、外国人投資家の入国制限緩和、外国ローン利子税率引下げ（個人20%・法人35%→15%）、小売を除く米・とうもろこし関連業の100%外資承認、生産分与方式の役務契約を規定した石油開発法、公有地開発での役務契約承認、国内会社から居住外国会社への配当金税率引下げ（15→8.75%）、多国籍企業のアジア地域本部誘致令、投資会社法、投資・輸出奨励法修正（創始企業のフィリピン化期限延長、20→30年。新たに70%輸出生産者は40年）等。

これに応じ、治安回復も手伝い、多数の外資が投資先を求めラッシュの觀があった。特に重要なのは、1億ペソ最低払込資本要件=銀行合併促進とからめて行なわれた商業銀行（外資40%まで）、と投資会社（同50%）への外資導入である。中央銀行によれば戒厳令以後国内商銀・投資会社に株式参加した外国金融機関は、従来の4外銀支店から米12、日7、英・西独・カナダ各1の計22に達し、代表事務所は7から10に増加した。

73年中に証券取引委員会に新規登録した外国会社は上期9、下期16の計25社（払込資本額13.54億ペソ）であった。株式市場の1～9月取引高は、銅・金の高値、石油探査本格化等の要因で前年比8.7倍（58.25億ペソ）を記録したが、うち外資の株式投資は7億ペソ以上と推定された。

石油開発では69年以来50年代のブームが再燃し、現在約60もの石油開発会社が乱立している。役務契約は主に米系会社と国内鉱区権者との間で8件あり、8月第1号の試掘が開始された。

次に73年全体の投資実績を示すものではないが9月末現在の投資委員会（BOI）登録プロジェクト256件（授權資本総額28億ペソ、払込資本13億ペソ）の応募資本総額15.21億ペソのうち外資応募は3.22億ペソ（21%）、同じく外資融資総額は6.83億ドルであった。国籍別順位は、融資では、1位日本47.5%（3億2470万ドル）、2位米国24.8%（1億6910万ドル）、以下西独12.1%、仏3.8%である。資本参加では1位米国61.4%（1.98億ペソ）、以下スペイン7.4%、中国4.6%、英3.1%、日本は2.5%（800万ペソ）で第5位、次いで仏1.7%の順である。

日本関係では現在詳細は不明だが、合弁約40件、支店約20件と推定され、今後現地企業への資本参加は一層加速されると予想される。

BOIのパテルノ委員長は5月に、現在の外国投資の約80%は米国だが、日本20%、ヨーロッパ20%、米国その他60%が理想的であるとして、貿易面同様、外国投資多様化の方針を示した。ベンゲット、アトラスの大鉱山会社をはじめとして、L-L協定失効に備え米系企業の60%フィリピン化計画が進行しており、もしこれが順調にいけば、日本の進出と併せ投資多様化に一步近づくことになろう。だがこうした外資導入は今こそ沈黙している経済ナショナリズムとの間で将来深刻な対立を引起することが懸念される。

農地改革——注目される諸改革のうち、「新社会の成否の尺度」と言われる農地改革の進行を検討しよう。ここでは大統領令27号に見るような「一撃のもとに」地主制を廃絶するという急進性が、実施過程において漸進化させられたのが注目される。すなわち、すでに前年11月末、大統領通達で農地改革規則・細則の公布を延期して、パイロット・プロジェクトの先行を決めていた政府は、1月、当面100ヘクタール以上のエステートについて実施する方針（通達52号）を皮切りに、次のように段階を追って実施することとした。(1)100ヘクタール以上（地主1,374、小作10万人）、(2)50～100ヘクタール（地主約3,000人）、(3)24～50ヘクタール（地主3,700人、小作11万人）、(4)24ヘクタール未満。

(1)の段階は3月末、(2)は10月末、に完了したとされ(3)に移行した。73年末現在、16万人の小作農に対し、1,500人の地主の持つ約26万ヘクタール分の農地移譲証書が発行されたと発表されている。今後、(3)が74年6月までに終了した後、(4)に移り、77年までに全作業完了と見込んでいる。74年中の移譲見込は50万ヘクタールである。農地改革の対象とする米とうもろこし小作農地は155万ヘクタール、地主約35万人、小作農約100万人と推定されているから、かなりの達成率と言わなければならない。

しかし達成の内実とその意義はなお吟味を要する。発表されている断片的資料の間には異同もはげしいが、おおむね次のことは言える。(1)実施さ

れた「土地移譲」の実体は、一定の成果をとにかく作り上げるために急がれたふしが強い。移譲完了とされた50ヘクタール以上の地主に対して年末になって、10%現金支払いの線で即時補償が打出され、地価決定の基礎として小作人側申告の生産数字を認めて即時補償を受けるか、地価について争い補償を遅らせるか、と迫ったのは見切り発車の色が濃い。また中間報告(参考資料)の達成数字と自治体数の関係から、50ヘクタール以上完了の点にも疑問が残る。(2)したがって実施し易い地域の大規模農地から、全土的、かつ中小規模地主に実施が拡大される今後は、困難さが増大すると予測される。大地主とちがって補償の90%を土地銀行債券で受取って他産業へ投資するという余裕は少なくなるから、10%現金支払を含めた今の5通りの支払方式では不満も大きくなる。通達143号で24ヘクタール未満の小地主への悪影響に留意し、不在地主かどうかという点を基準にしているのは、実施面の手直し緩和を予想させる。(3)政府試算では、農地移譲の直接必要資金は債券利払いを含め77年までに約7億ペソで、これは現在の土地銀行資産と74年初め発行予定の政府金融機関引受け債10億ペソで十分手当できる。問題は、数十億ペソとみられる解放農民に対する生産支援活動資金および検討中の土地銀行による地主に対する債券担保貸付資金を、十分にかつインフレ圧力を生まずに、調達できるか否かにあろう。

**(財政・金融)** 73年の金融政策は主に①輸出奨励、米増産運動融資、②外資規制緩和、③一般銀行法・中央銀行法改正(72年)に基づく金融制度改革および④過剰流動性吸収措置に関するものであった(資料参照)。

中部ルソン災害復旧計画に対する緊急融資に誘発された72年9月以降の信用拡大と貿易黒字累積の結果、通貨供給は対前年同月比で4月の37.3%を最高に1~9月の間月平均33.3%の増加を記録した。中銀は当初中銀債務証書(年末までに5回計10億ペソ)発行で過剰流動性吸収をはかった。だが9月も通貨供給は28%増を記録した。優良商業手形割引率も1~9月は前年の5.5~29から2.5~16%に低下した。11月信用状担保金準備率が引上げられ(30→50%)、非通貨預金に初の5%準備が課

された。その結果、通貨供給は前年比で10月17.6%増から11月18.5%、12月19.9%増に低下、鎮静化の傾向を示したが依然水準は高い。

財政面では中央政府の経常勘定は、1~9月には前年同期の3億7780万ペソ(1~12月では9億2300万ペソ)の赤字から一転して20億ペソ(同上21億6000万ペソ)の大額黒字を記録した。金融勘定でも前年同様借入は財務省証券等の非インフレ源に依存し、中銀からの借入はなく、4億ペソが中銀に返済された。1~9月収支は前年の純借入8億3650万ペソに対し純返済330万ペソと改善された。同期中の経常勘定受取は前年同期比60%増加の85億5200万ペソに、支払は14%増の57億2480万ペソと著しく改善された。受取増加は、経済活動の回復に加え、①税滞納・脱税特赦(8月中旬現在8億2300万ペソ徴収)、②法人所得税の四半期源泉徴収制導入による。

**(生産)** 予想された通り、73年第1四半期の生産活動は、鉱業(数量で前年同期比14.4%増)、電力(同16.4%増)では良好であったが、製造業は1.8%増、総販売額は14.5%減、雇用は0.9%増と非常に低調であった。

しかしその後6月に至る間に(1)治安回復、政権の安定傾向、(2)対外取引の好調とそれによる、(3)通貨供給膨張、信用拡大によって需要が刺激され製造業生産は上昇に転じた。製造業の1~9月生産量は前年同期の6.6%に対し14.4%増と著しく回復し、73年末推計国民所得統計(暦年、資料参照)によれば、実質付加価値増加率は前年の6.0から8.7%に高まった。反対に鉱業は、多くの鉱山が燃料不足で繰返し操業停止を余儀なくされたため、1~9月産出量は7.1%増にとどまった。だが鉱物全般の価格上昇の結果、年末の付加価値増加率は前年を上回る8.7%を記録した。

農業では、73年度も米の生産量(穀)は72年央の洪水の影響と南部の旱魃のため、前年度の4.5%減に続き2.5%減産、総生産量は71年度より37万トン少ない497万0700トン(精米282万トン相当)に低下した。ココナツの生産量も1~11月で15.1%減産であったが、ヤシ油(暦年)は前年の12.8%より低いが10%増を維持した。砂糖は高収量品種の普及拡大もあって単位収量が23.7%増に回復、前



緊急米配給に行列するマニラ近郊市民

年度の11.3%減から23.8%増と著しく改善した。木材伐採量は、伐採規制の効果もあって、72年度の21%減に続き、9.3%減少した。

推定60万トンの米不足緩和のため政府は中国、日本等から輸入をはかったが、当初の誤った見通しと輸出国側のキャンセルのため十分な量を確保できなかった(73年契約分のうち年内受取量14万トン)。米不足は端境期の8、9月に深刻化し、とうもろこしとの混合販売、バランガイ経由の配給制、在庫の軍管理が実施された。5月に開始された「マサガナ99」米倍増運動(ヘクタール当たり穀99カバーン=精米2.5トンが目標)は天候に恵まれ、当局は参加地域60万ヘクタールの単位収量を精米約2トンとみて、74年度全国生産は粗約466万トン(精米328万トン)に達すると予測している。

以上のような回復傾向は国民所得統計に、GNP、国民所得、国内純生産の各々10%, 8.4%, 8.1%の高成長として記録された。この高成長要因としては、第1に前年が著しく不振であったこと、第2に海外需要増大による輸出物価の大幅上昇が大きい。第1の場合、71~73年の年平均増加率をとると、国内純生産6.2%，農業5.2%，製造業および鉱業各々7.4%である。農業部門内で増加寄与率の大きかった業種は、林業(寄与率43.6%，前年増加率-19.2%)、米(粗、26.6%，-2.7%)、畜産(11.7%，8.9%)、製造業では同じく食品(27.6%，3.4%)、鉱物製品(21.2%，-9.2%)、織物・衣類(12.8%，-1.7%)、化学製品(17.6%，17.4%)であり、畜産、化学を除きいずれも前年の増加率はマイナスか低水準であった。第2の要因の場合、林業、鉱業、米の生産額増加は、供給不足による全体の物価上昇を越えた価格上昇のため、実際の生産量

増加より過大となっているとみられる。

雇用も生産同様回復し、1~9月全産業で前年同期の2.6%増から5.8%増に上昇、農業(7.6%→14.2%)、鉱業(5.4→11.1%)、サービス業(3.5→9.1%)、製造業(-3.6→2.7%)では著しく、運輸・通信、公益事業、建設、商業ではマイナスか低下を記録した。実質賃金(マニラ)は前年1~9月比で、熟練、未熟練各労働者ともに各々7.0、5.6%のマイナスであった。

消費物価(全国)は前年比1~9月は総合で7.0%(前年9月比では21.0%)、食料6.2%(同27.0%)衣類12.8%(23.1%)上昇し、ことに米穀類の上昇は著しく14.2%(27.9%)に達し、端境期8、9月は39.6%(マニラ)も高騰した。今回の物価上昇の原因は、①過剰流動性と物不足、②輸入インフレ、③国内消費と競合する輸出品物価の高騰にある。ヤシ油は第3の原因にあたり、砂糖と同じく一時は店頭から全く姿を消し、他の主要物資とともに輸出品国内留保措置の対象とされた。

73年中に石油危機の影響はごく軽微であった。しかしそれは74年には確実に経済の全般的再調整と困難をもたらすであろう。特に、回復し始めた農業生産を再び押し下げる恐れが強い。農業経済局推計によれば、米の生産量は、今後67~71年の歴史的豊作が続いたとして、1977年に現在の必要量350万トン(米食人口3500万、1人当たり年間消費を精米100キログラムとして)に達するが、それまでに人口は13%増加(必要量は396万トン)している。この状態で73年中絶えずネックとなっていた肥料不足が74年には値上げを伴って一層強まる予想され(74年需要量88万トン、表向き国内生産能力28万トン、上期輸入成約量約18万トン)、米の需給は当分緩和されそうにない。砂糖の場合も74年度は燃料と肥料の不足で20~30%の減産が予想されている。

〔対外取引〕 73年に輸入は前年比20.9%増加し15億5401万ドル(暫定数字)に達したが、輸出一次産品の世界的高値のおかげで、輸出数量の伸びは低かったにもかかわらず、輸出額は15億9937万ドルに、51.4%も増加、貿易収支は2年連続赤字後、2億4536万ドルの大幅黒字を記録した。

1~9月輸出物価は輸入の6%に対し36%上昇

して、純交易条件 (1965=100) は前年同期の81.2から104.5に、輸出購買力は111.7から170.1に改善された。同期間中輸出の76%を占める10大輸出品のうち数量では6品目が増加、4品目が減少したが、輸出額は全品目にわたり増加した。例えば輸出額増加に対する価格上昇の寄与率(%)は、木材、合板、金、砂糖の場合、各々80、55、98、20であった。またココナッツ、ヤシ油、銅精鉱は、数量で各々23%，12%，2%減であったが、価格上昇は58%，51%，50%で、輸出額は各々21%，32%，47%増加した。

輸出のうち非伝統品(手工芸、保存食品、家具等)の割合は63、69年の各々10.0%，11.5%から1～9月には18.1%に増加した。

他方貿易外収支も好調で、1～9月は前年同期の5710万ドルから2億2250万ドルに黒字幅が拡大、同期の外為収支は5億4450万ドルの黒字を記録した。外貨準備は72年末の2億8187万ドルから史上最高の8億3500万ドルに増強され、同時に年末には中央銀行の補償借入も純返済を記録した。

また年末現在の対外債務残高は、民間の少額借入れにドル切下げ等の調整を加えても5980万ドルの増加にとどまった。同じく9月末現在の満期構成(回転信用を除く)は、長期は72年末の74.1%から77.8%に、中期24.5%から21.7%に、短期は1.4%から0.5%に更に長期化された。貸付国別残高では米国が1位で9億5600万ドル(年増加率5.1%)、次いで日本5億3000万ドル(21.4%)、西独(20.6%)、英1億0720万ドルで日本の地位が向上した。こうした対外債務の改善を反映して、72年に第3次まで引出されていた対IMFポジションは、12月に第2次トランシュが返済されて、65年以来初めて第1次トランシュを残すのみとなり、通貨財政上のフリーハンドを回復したことが注目される。

73年の貿易収支は前半好調であったが、9月以降輸入の増勢が強まり、赤字に転化して先行にかけりを投じている。予想される石油危機の諸影響の下では現在の輸入水準の継続は、現在の外貨準備を無にしかねない。問題は与えられた余裕=高い外貨準備を有効に使って、構造変革をいかに早く達成するかにあるが、それは同時に現状では経済の外国依存を益々強める過程でもある。

## 対外債務残高

(単位 100万ドル)

	72年末 残高	73年中取引			73年末 残高
		借入	返済	調整	
合 計	2,210.4	856.8	863.1	66.1	2,270.2 <sup>a</sup>
中央銀行	266.6	57.9	70.1	7.1	261.5
回転信用	27.5	—	34.6	7.1 <sup>c</sup>	—
定期間信用	239.1	57.9	35.5	—	261.5
政府部門	689.1	185.3	185.3	13.2	702.3
回転信用	17.0	14.0	27.0	—	4.0
定期信用 ・IMF引出し	134.0	42.1	62.7	11.5 <sup>c</sup>	124.9
その他の	538.1	129.2	95.6	1.7 <sup>d</sup>	573.4
民間部門	1,254.7	613.6	607.7	45.8 <sup>d</sup>	1,306.4
回転信用	249.1	443.8	402.0	3.6	294.5
定期信用	1,005.6	169.8	205.7	42.2	1,011.9

(注) a. 1973年末現在 5510万ドルのIMF特別引出権割当を除く。

b. 暫定数字

c. 米ドル切下げによる

d. 前年までの監査調整

(出所) Business Day, Jan. 2, 1974.

## 新しい対外関係の構図へ

マルコス大統領は6月はじめの放送で、最緊急の外交課題として、米国との軍事協定、日米との通商協定、中ソなど共産圏との関係正常化、地域協力などを挙げた。7月末の国民投票を乗り切って以来、この方針は急速に実施に移された。こうして1973年のフィリピンの対外関係は、前年から本格化した共産圏関係正常化の急進展、懸案の日比友好通商航海条約の批准実現、急速な外資政策緩和、石油危機など国際経済情勢の変化に伴う資源外交、と従来の対米関係偏重の構図を大幅に塗り替えつつある。

周知のようにこれらは、一般的なアジアにおける冷戦構造の退潮に対応した動きというばかりでなく、独立後長らく米比関係を律してきた米比通商協定(LL協定)が74年に失効するという新しい局面に臨む再配置の動きであった。しかし米比双方とも相互に相手を必要とする関係に変りはなく、全体の構図変化の中での安定した関係を求めて、通商協定を中心に諸協定を一括した交渉の最後の詰めに入っている。

**〔共産圏関係の正常化〕** 共産圏関係は、国交樹立国の急増、経済関係の質量の深まり、中ソへの急接近、などあらゆる面で急進展した。

前年2月、ユーゴ、ルーマニア2国について実現した国交開設は、9~11月にかけて、東独、ポーランド、ハンガリー、チェコ、モンゴル、ブルガリアに拡大した。これらはいずれも外交官非駐在ベースではあるが、中ソとアルバニア、北ベトナム、北朝鮮を残すだけとなった。

共産圏との貿易量は、直接貿易が開始された前年5月19日以来、約1年半の間に輸出4081万ドル、輸入2165万ドルを記録した。さらに中ソ、ユーゴ、ルーマニア、チェコなどの代表団の訪問と貿易協定や技術協力の申入れ、ソ連、チェコからの民間航空乗入れの申入れ、ルーマニアの貿易見本市開催など、関係は多面的に深化した。

中ソとの関係の深まりは、まず貿易量の伸びに見られる。その共産圏貿易に占める比重は、中国が輸出の70%、輸入の44%、ソ連がそれぞれ24%、47%であった。品目的にも、米の輸入、セメント・ココナツ・木材など、食糧確保や輸出市場・商品多角化政策の上でフィリピンにとって重要な意味をもっている。さらに両国とも貿易代表団を通して貿易協定を提案した。安定した貿易関係拡大とともに原油輸入や探鉱技術協力など魅力的な内容を含んでいる。ことに中国代表団の訪問は画期的なできごとであり、提案内容も、3年間にフィリピン側の輸出4000万ドル、輸入2500万ドルの取引額と、相互に有利な品目を含んでいる。半官の国際貿易公社の発足など、比側の体制も整いつつある。

ただ中ソとの国交開設は大統領宣言の通り、同時解決の方針と見られ、早期実現はむずかしい情勢にある。障害は中国との間にあり、しかも国内的調整の問題は解決に向かっている。国内中国人は、経済、教育、文化などフィリピン化措置が進み、国内革命勢力支援問題でも中国側は自力依拠の原則をより明確化している。問題はやはり、台湾との関係に帰着する。中国側は「2つの中国」を容認しないが、比台はひとしく米国と相互防衛条約で結ばれ、直接には比台友好親善条約で結ばれている。自力で台湾との関係を断つことは困難であろう。中国側の政経分離、経済関係先行の柔

軟な態度に沿って、貿易関係の積重ねをはかり、米国の台湾政策の展開を待つことになろう。かく、急進展の共産圏関係においても、米比関係が自由な展開を制約しているのである。

**〔対日接近〕** 年も押しつまつた時点で、フィリピン政府は、1960年調印後日本側国会の批准があったまま13年間タナざらしとなり、前年には上院が正式に批准を拒否した日比友好通商航海条約の批准に踏み切り、1カ月後発効の運びとなった。日本からの援助強化と民間投資の増大に大きな期待をもつフィリピン政府が、1月早々に予定される田中首相訪問を前に環境整備を行なったものであった。今まで国内の根づよい反対論の根拠になっていた条約の問題点——①最恵国待遇が日本に不当に有利、②日本商品・資本の急進出の際のセーフガードがないこと、③フィリピン領海範囲が規定されていないこと(200カイリ原則)に対し、日本政府が条約再締結には応じないものの、保証を与えたものであろう。

日比条約批准は、73年に入って活発化した外資政策緩和に沿う、日本資本誘致方針の一環であった。外資導入による雇用機会の創出一政情安定化を狙った政府は年初以来、外資法の改正、投資元本回収・利益送金の自由化、外国人投資家の入国緩和、対外借入れに対する利子税引下げ、多国籍企業の本部設置優遇、資源開発における役務契約方式など、矢張り早い条件緩和を行なった。これらは実は米国資本の一般外國資本に対する平準化の過程を意味した。LL協定再交渉によって従来の米国資本の特権はいすれにせよ最小限に狭められる形勢で、それに反して第三国は緩和された条件で参入できるのである。このような参入外資多角化の中で日本がまず対象とされるのは言うまでもない。従来の商品貿易に加え、資本進出、さらに観光開発と、モノ、カネ、ヒト、あらゆる面で誘致が画期的に進んだのである。カリラヤの戦没日本兵士慰靈碑が観光開発と結んで建設されたことは、まさに象徴的事件であった。

**〔資源外交〕** 食糧・石油危機など総じて資源問題という国際経済情勢の新しい要素は、この国をして資源を軸とした対外関係の再編成と、自らの

資源を有効に利用する資源ナショナリズムに向かわせた。

前者はアラブとの関係改善や共産圏との新しい関係である。回教国議のミンダナオ回教徒弾圧非難の中で対アラブ外交強化を打出していたフィリピンは、10月21日、中東戦争についてそれまでの厳正中立の態度から国連242号決議完全実施要求、11月8日にはイスラエルの侵略非難、に前進し、日本とともに友好国指定にあづかった。さらに、ロムロ外相をサウジアラビア、大統領夫人をイランに特使として送り、原油供給やアラブ資金導入について交渉させた。また中国接近が米の輸入をきっかけに始まったのが、今や中ソと原油輸入、東欧と石油探鉱技術協力や肥料輸入で新しい関係が生じつつある。

後者は、原木輸出規制強化（全面禁止へ）、ココナツ製品輸出割当制、砂糖の国際自由市場への本格的登場、銅国内精錬計画推進などの動きである。一方石油問題で、石油探鉱計画に拍車がかかり、他方国家石油会社が設立され、エッソ・フィリピン社が買取られた。ASEAN域内協力も、ココナツ輸出機構や原木輸出規制問題での共同歩調など、この方向への具体的発展が予想される。

〔対米交渉大詰に〕 年が明けると、LL協定によって從来の特恵関税率は全く解消される。74年7月3日の同協定満期を前に、フィリピン政府は5月、米比間全協定の一括交渉を申し入れ、長く中断されていた対米交渉は再開された。

対外関係が開放化され多角化したと言ってもフィリピンが米国に依存し、対米関係によって制約を受けていることは、国内政治過程や対共産圏外交の進め方について見たところである。外交多角化が目前の対米交渉にのぞむ、フィリピンの立場の強化として進められている面も強いのである。

LL協定の争点は依然、フィリピン側の貿易特恵の延長要求と米国の内国民待遇の利権保持要求との対立であろう。米国側は対低開発国一般特恵に上積みする形の特恵供与には難色を示し、一般的な友好通商航海条約案を提示した。フィリピン側としては、砂糖などの対米輸出割当確保と最惠国待遇以上の何らかの優遇を求めることになろう。一方、米側はパリティの延長や他の国への投資家

以上の特権は求めないが、土地所有権は既得権であり、天然資源開発と公益事業の諸権利は契約残り期間有効だという立場である。フィリピン側は72年8月の最高裁判決で「パリティによる私有地取得の無効」の立場を明らかにしている。

フィリピン側の譲歩の方向は新憲法に示唆されている。すなわちそれは、パリティによる特権の74年消滅を規定しながら、(1)私有地所有権はフィリピン人に譲渡する場合有効、(2)天然資源の開発利用に外国人との役務契約締結許可、(3)現大統領および首相による特権の再検討権を定めている。さらにこれらの問題で首相に、「国民の福祉ならびに國益上必要」な時は、「國家経済と國家財産」の条の規定にもかかわらず、また議会を経ないで国際条約や協定を締結できる権限を与えていた。ここから、割当や特恵の維持の見返りに、米国資本がパリティで得た利権の保持ないし有利な移行を可能にする協定内容が予想される。

しかし以上は利権移行の期間や条件などの手続きの問題であり、フィリピン化が協定失効を機に急速に進むことはまちがいない。すでにいくつかの米系企業の出資比率変更が行なわれている。ニクソン・ドクトリンで援助の肩代わりを日本に要求しながら、米国の民間投資は治安回復や投資条件明確化を境に活発化している。条約有効中の駆込み的傾向もあるが、製造業では一般外資に平準化された条件が前提になっている。一方、フィリピン側要求の眼目である対米砂糖割当の問題は、從来は交渉にのぞむ際のアキレス腱でもあった。国際的な砂糖需給の逼迫と糖価高騰という最近の情勢変化は交渉におけるフィリピンの立場を強化するであろう。

### 今後のフィリピン情勢

1973年を通してマルコス政権は、あらゆる面で長期政権担当のための安定化条件を整えることに成功した。2つの「国民投票」を乗り切り、当面米国の了解も取り付けている。反政府勢力は潜在勢力にとどまっている。何よりも、基本的な安定条件である経済情勢が、好条件に恵まれて画期的な改善を見た。貿易収支の大幅黒字を中心に、資本の流入、対外債務構成の改善、財政力強化、な

どがそれである。食糧危機、石油危機は反面で、経済界に、かかる国際的激動に強力な国内政治体制で臨み得たことの安堵感も与えた。経済界の静観的態度は全般的な情勢好転で協力的に変わりつつある。共産圏関係の急速な改善を中心に対外関係は多様化し、「ポスト1974年」に臨む配置が前進しつつある。

以上のような有利な条件はなお持続するであろうか。国際商品市況は73年ほどの好調は望めないにせよ、長期的には強含みであり、量的にカバーする余地もある。したがって、原油値上げは特に二次的価格上昇を伴って、輸入額増大を予期させるが、少なくとも大幅な貿易赤字とはならないであろうし、外貨の蓄積も厚くなっている。米増産運動や開拓運動にもかかわらず、食糧生産はなお回復途上にあり、増勢のつづく人口増とあいまって、不足基調はつづくことであろう。特に日本からの肥料供給削減は食糧・商品両作物に大きな傷手となる可能性がある。エネルギー問題にせよ、食糧危機にせよ、物価高騰を伴って国民生活にはねかえる点で、不安定要因としてもっとも注意を要する。

安定化の鍵を握る改革の焦点、土地改革の進行は、急進的な原則にもかかわらず、大規模地主からの漸進的アプローチをとり、中小地主への適用には動搖が見られる。一方、補償支払問題ではかなり問題を残した補償条件で「見切り発車」的に実施に移しつつある。ただこうして、ともかくか

なりの部分が実施されることで、ここしばらくの「時」が稼げるわけである。一方では当面の食糧問題に対処する増産運動への集中動員もはかられているのである。

こうして実現をみた小康状態は今しばらくつづくものと見られる。しかしマルコス政権にとって問題はむしろ情勢安定後に生じる。小康状態がつづけば早晚、戒厳令解除ないし緩和、自由化、正常化の問題が登場せざるをえない。政治過程に明らかな通り、抑圧からの自由を求める気運はたえず潜在してやむことがない。

その場合、まず頭をもたげてくるのは地位をうばわれた旧政治家たちにつながる自由化要求であろう。社会改革の失敗が明らかとなって社会運動の復活がある場合でも、まずナショナリズムの運動として表面化してくるであろう。その条件はますます拡大している。日本を筆頭に、経済情勢安定化のために呼びこみ始めた外資は、今後民族資本との利害対立を表面化させてくるであろう。タイの政変や韓国情勢に対する神経質な報道の取扱いは、そのまま現政権の警戒心の所在を示している。米国ができるだけ早期の正常化に関心を払っていることも明らかである。しかし正常化への移行過程では危険も伴う。すでに軍部は旧来の日陰の地位から十分独立的な勢力、否、カギを握る勢力のし上がった。彼ら、およびそれとつながる右派勢力が急進出して情勢の展開を左右する事態も考えられるのである。

# 重 要 日 誌

**1月**

1日 ▶大統領、市民集会による国民投票を指令——地方自治省に対し、1月10~15日に国民投票の形で市民集会（パランガイ）に重要国家問題を提起するよう命じた。

▶マルコス大統領、回教徒のバーター貿易許可——①小営業に限る、②密輸業者、大業者に利用されない、③ホロ、サンボアンガに設けられる自由貿易地域で2ヵ月に4,000ペソの範囲で輸入許可（3日発表では月5,000ペソまで）、④業者は税関と軍当局に登録する、という条件でサバはじめマレーシア、インドネシアとのバーター貿易許可。またスルに漁業総合施設と商工業銀行設立（政府50%出資）を命令。

2日 ▶外国人の干渉に警告——権威筋は、戒厳令政府と新憲法案に反対する者を支援する外国人エージェントの活動が大胆、活発化したので大統領はその粉碎を命じたと述べた。一方エンリレ国防相は、全外国人は直接でも間接でも、憲法国民投票に関するいかなる活動にも干渉することをやめよと警告した。

3日 ▶スルなどの交戦で反徒38人死亡——3日発表。12月30、31両日、バシラン、スル方面各所の戦闘で、反徒側に死者38人、負傷者6人、政府軍側に死者5人、負傷12人を出した。

▶回教徒に選別的恩赦提起——マルコス大統領はミンダナオ、パラワンからの回教徒指導者に対し、回教徒反徒に選別的恩赦を与えると言明、そのため軍の攻撃的な作戦の中止を命じた。

5日 ▶世銀、1270万ドルの教育制度改革援助——ロムロ外相、マクナマラ総裁間で調印。期間50年（10年据置）、手数料0.75%でIDAが供与。主として技術、マンパワー養成分野に使用。

6日 ▶市民集会への浸透に警告——マルコス大統領は軍その他政府機関に、市民集会に浸透して国民の自由でとらわれない意思表明を抑圧する反徒の陰謀について警告した。

10日 ▶各地で市民集会始まる——（～15日）。地方自治相推定によれば、全国約3万6000ヵ所で、15歳以上の2000万人以上が参加する。

11日 ▶回教徒に恩赦——大統領令95号。ミンダナオ、スル、パラワンの8州9市。殺人、凌辱、反乱・暴動・扇動指導者を除く現行法犯罪に対して。

13日 ▶参謀総長、ハシント25社の会長に——エンリレ国防相はエスピノ軍参謀総長をハシント系25社の接收期間中の取締役会長に任命。なお副会長および取締役6人も高級軍人。

17日 ▶新憲法公布と戒厳令続行を布告——マルコス大統領はパランガイ会議（通称市民革命会議）を召集。閣僚、両院、憲法会議、退役軍人、少数民族代表を含め、知事・市長・婦人・学生・労働・経済界・市民団体など各層1,000人以上の出席者を前に、次の3布告に署名した。布告1102号—新憲法批准、1103号—新憲法経過規定による暫定国民議会は召集しない、1104号—戒厳令続行（3布告全文は参考資料参照）。

▶大統領夫人訪米——ニクソン大統領就任式出席とウォルター・リード陸軍病院で医学検査を受けるため（ロンドン経由で2月19日帰国）。

18日 ▶軍参謀総長に外出禁止時間延長権限——（一般命令23号）。

▶国連、フィリピン新憲法に留意——新憲法の正式の写しが国連事務総長官房に寄託されたことにより。また国交のある16カ国の政府にも寄託された。

19日 ▶戒厳令政権下の法令の有効性強調——マルコス大統領の、内閣と第7議会指導者との会議で。

▶ガット仮加盟方針発表——すでに大統領の同意を得て国家経済開発庁（NEDA）が承認。

21日 ▶特別裁判所設置を指令——マルコス大統領はアバド・サントス法相に対し、新憲法第13条により、汚職防止のための特別裁判所（サンディガン・バヤン）と公訴局（タノドバヤン）の設立を命じた。

22日 ▶2教会で爆弾さわぎ——タタド情報相は、軍は20日、マニラ市内サンタ・クルス教会で破片手榴弾、薬箱爆弾各1、ビノンド教会で手製爆弾15箇を発見、63人を逮捕、うち42人は釈放したと発表。軍秘密情報によると5人の著名政治家が黒幕だという。

▶「パランガイ会議」事務局設置発表。

▶最高裁、新憲法国民投票の有効性を支持——大統領令73号による新憲法草案国民投票を禁じるよう求めたいくつかの提訴は、大統領による国民投票の延期および、新憲法批准布告により「純学問的」になったとして却下。

23日 ▶駐米大使、W.ポスト紙に反論——前日のワシントン・ポスト紙論説が「マルコス大統領が全く形式的な権力を使ってフィリピンの独裁者となった」と述べた

ことに対して。

24日 ▶大統領、CCP 代表団訪中を承認——中国対外貿易部に招待された商業会議所の要請で。ただし団長はキアソン通商観光相ではなく CCP 代表とする。

25日 ▶20閣僚の就任式——新憲法により1月17日再任命したもの（閣僚名簿は参考資料参照）。

26日 ▶農地改革実施で外国借款交渉中——マルコス大統領は新憲法下の政府の活動重点として農地改革計画を挙げ、その実施のため少なくとも2億ドルのパッケージ開発借款を日本、米、欧州諸国と交渉中である、と述べた。

▶3 大統領補佐官再任——大統領行政補佐官（閣僚待遇）Jacobo C. Clave、大統領補佐官（次官待遇）Guillermo C. de Vega および Juan C. Tuvera。

29日 ▶銀行・金融制度改革11大統領令に署名——先の大統領の指令と IMF および中銀の金融調査による勧告にもとづき中銀が立案。

▶学園の運動再発に措置指令——マルコス大統領は教育省に対し、若干の大学、特にシリマン大における学生運動と破壊活動再発の報に対し即時措置するよう命令。

30日 ▶農地改革実施細則公布停止——エストレーリヤ農地改革長官の先週末演説における問題（小地主に対する悪影響の問題）が解決するまで無期限に。現段階の大統領令27号実施は100ヘクタール以上の米とうもろこし小作地のみとする。

▶アグニュー訪問日程に不満——ロムアルデス駐米大使は外務省の覚書を米国務省に伝達し次のように語った。

われわれは副大統領の日程からフィリピンが除外されていることに注目している。除外について説明は受けていない。外務省はすでに米大使館に除外が意図的かどうか問合せたと思う。

31日 ▶ベトナム和平の影響調査へ——マルコス大統領は、内外の安全保障、基地交渉、その他対米軍事とり決め、L-L 協定などにつき、関係各省の検討を命令。

## 2月

1日 ▶域内経済協力に2提案——マルコス大統領はアジア地域協力（ASEAN に限らない）推進のため、①アジア決済制度と②域内諸国間貿易振興のためのアジア生産国同盟を提唱、中央銀行、財務省、外務省、法務省、通商観光省、投資委などに検討を命じた。

▶ラグナで MASAKA 員200人帰順——同州ビニャンでエンリレ国防相出席の下に式典。

2日 ▶砂糖輸出拡大検討を指示——マルコス大統領は、世界市場の糖価高騰を利用できるよう米国以外の諸国に輸出市場を拡大する方策の検討を命じた。

(注) 2月1日現在のポンド当たり CIF 価格（セント）は、世界市場9.45、米国市場9.35。

▶大統領、共産党員などに条件付きで恩赦布告——（大統領令124号）。

3日 ▶アグニュー訪問追加——タタド情報相発表。

▶PHILCON 召還発表——マルコス大統領は、南ベトナムと米国の希望でベトナム分遣隊を数日中に引揚げると発表（3月2日、第15次チーム51人撤退完了）。

▶インドシナ復興援助参加申入れ——ロムロ外相発表によればこのほど、米国、南ベトナム、ラオス、クメール、日本、AID に外交覚書を送付。

8日 ▶大統領指令で拘置者29人釈放——Luis Taruc, Felixberto Olalia ら。

9日 ▶アグニュー・マルコス会談——アグニュー米副大統領は午前11時インドネシアから飛来、マルコス大統領と会談後、午後3時半離比。

10日 ▶大統領、輸出加工区開発促進を命令——インドシナ復興に参加できるよう、テオドロ・ペニヤ輸出加工区局長に対する覚書で命令。

13日 ▶電信施設統合措置を指令——マルコス大統領は、国防と開発の見地から電信施設を統合する措置を即時とするよう命令、国防相、公共事業相、通信会議所会頭から成る調査グループを設置した。

15日 ▶「バイ・フィリピン」を指令——マルコス大統領は、全国機関に、必要な自動車は漸進的自動車国産化計画の製品を買うよう指令。

▶ASEAN 特別外相会議——（14日～）。アジア・フォーラム召集案で一致。

16日 ▶大統領、政府事業の促進を指令——閣僚と政府機関の長に対し、保留中のプロジェクト、諸布令、その他重要事項について1週間以内に行動と検討を起こすよう指令。

17日 ▶参政権を15歳以上および文盲者に拡大——地方自治地域開発省覚書通牒。

18日 ▶うなぎ稚魚の輸出禁止——このほど大統領の農業天然資源省宛命令で。

19日 ▶大統領、「戒厳令続行中」と警告——最近の飼料・肥料価格高騰に対し製品、原材料の輸入、原料上限価格設定、国内割当などを通達。一方、従業員の材料、部品、製品、商品の窃盗に対して厳罰を課す大統領令。

20日 ▶大統領、木材政策発表——資源保護と国内木材加工業振興のための3項目：①3年間に原木輸出停止、②伐採免許上限、各10万ヘクタール、③伐採免許の法律・規則・細則違反者は直ちに処罰。

21日 ▶農地改革進行状況——農地改革省は、100ヘクタール以上の私有エステートの土地改革作業は2月中旬に

完了予定と発表。19日現在同省現場員がリストを作成したのは28州の528地主、17万1025ヘクタール。また別に国防省は農地改革省に対し19州27万4821ヘクタールのリストを提出。

▶大統領、國家企業・州政府の業績・運営監査を命令——大統領補佐官から成る監視グループと調停者グループ（議員4人）を任命。翌日、大統領監視グループに対し、主要政府機関の政府改革計画（治安、土地改革、経済改革、新道徳価値の開発、政府行政改革、教育改革、社会サービス）の運営と成果につき毎週報告するよう指令。

22日 ▶地方問題で市民集会開催可能に——市民集会構成員の5分の1の請求により地方自治地域開発省が許可（大統領令134号）。

▶NEDA、石油製品価格引上げ承認——LPGを除きリットル当たり一律2セントボル引上げるという石油業委員会の決定を支持。

▶輸出バナナの作付制限を指令——市場と価格の安定化のため、2万1000ヘクタール（72年11月現在8グループ、1万5096ヘクタール）（通達58号）。

25日 ▶マニラ洪水制御計画支援プロジェクト協定——国家経済開発庁とUSAIDとの間で。NEDA発表。

▶外国投資家・証券ブローカーの入国緩和——情報相発表、72時間以内は自由出入国。香港、台湾、シンガポールの中国人も含む。

26日 ▶USAIDと商品輸入借款調印——2000万ドル、期間40年（据置10年）、年利率当初10年間2%、以後3%。小麦など農産物、工業製品、関連サービス購入に使用。

一方、中銀リカロス総裁はロンドンで、欧・加・日25銀行団と5000万ドルの借款調印。

27日 ▶10破壊活動容疑者、転向宣誓——フォート・ボニファシオの大統領恩赦委員会で。大統領令124号による恩赦申請者177人の第1陣。

### 3月

1日 ▶中部ルソン洪水制御復興プロジェクト協定調印——米国AIDとNEDAとの間で。2億4000万ペソ（=3600万ドル、うち1500万ドルが外貨）。

▶官営通信社開業——情報長官1日発表、フィリピン通信社（PNA）。同日情報省機関紙*The Republic*創刊。

▶郵便料金5割引上げ実施。

5日 ▶比人捕虜2名ハノイから帰国——ユエVOA勤務の技術者。マルコス大統領夫妻、クラーク米空軍基地で出迎え。

6日 ▶外国投資家の滞在期間延長——大統領は出入国

局長に対し、10万ドル以上の投資を行なおうとする外国投資会社職員、外国投資家・証券ブローカーに特別非移民の地位を与えるよう命令（14日、大統領は3ヵ月までのノービザとする宣言）。

8日 ▶ユーゴとノービザ協定——ロムロ外相とJose Smoleユーゴ大使との間で。

10日 ▶参謀総長、回教徒反対との交戦発表——3月1日以来、コタバト州各地、特にLebak, Maganoy, Tulun, Lutayan, Ampatuan, Sultan Barongis, Datu Piangで、「回教徒革命勢力」と立証される、若い回教徒毛主義指導者にひきいられた、分離主義分子により暴力行為が発生していると述べた。

（注）その後の発表では紛争は2月27日未明に発生。

▶第1補助沿岸警備戦隊発足——民間人による捜索・救助、密輸・破壊活動対策への協力組織。

13日 ▶大統領、外国投資回収自由化を指令——通貨委員会への指令で、3月15日以降の外国投資（元本、利益）回収完全自由化政策案の提出を求めた（3月16日中銀回状365号発出）。

▶比・欧海運同盟、運賃上幅縮小——キアソン通商観光相に通告、即時18%から14%に。

14日 ▶ハノイとの国交を検討——コリヤンテス（Manuel Collantes）外相代理は質問に答えて、ハノイとの国交開設の可能性については新しい情勢発展を追っていくと言明。

▶対ソ、コプラ輸出承認——1万8000ロング・トン、450万ドル。

▶航空3社合併決定——マルコス大統領は4月1日を期してフィリピン航空（PAL）、フィリピナス・オリエンタル航空（FOA）、エア・マニラ（AMI）3社の正式合併を決定。3社の政府への負債計2億2660万ペソ。

（注）マルコス大統領は、3月30日、合併予定期を前に单一会社の最終案ができるまで、国際線はPALだけ、FOA-AMIの共同運航、国際相の監督を命じ。

15日 ▶対外借入の利子課税引下げ——従来の個人25%、法人35%から一律15%に（2月19日付大統領令131号）。

17日 ▶納税恩赦条件を緩和——締切日3月31日までに隠匿財産の申告を促進するため（大統領メッセージ、大統領令156、157号、通達65号）。

18日 ▶反対への恩赦期限延長——回教徒（大統領令95号）、破防法違反者（同124号）に対し、4月15日まで（大統領令158号）。

19日 ▶ソ連から観光団580人来比——ルス号、インクリストの団体。シンガポールを経て30日サンボアンガから離比。

20日 ▶株式売買手数料引下げ命令——従来の1.5%（マニラ証券取引所）から1%に。

▶中国から医療代表団来比——8人、WHOの域内活動監視のため。

▶物価統制範囲を限定——NEDA決議により、低所得層の消費する次の基本物資に限る。食料、衣料、光熱、医薬、家庭用品、建材、肥料、飼料の特定品目。

▶教育省、英比両語教育を指令——公立学校・私立学校・職業教育局長、国立大学長宛通牒。来学期から小学校1~2年は教授用語を地方語とし、英比語を教科として教授。小学校3年からは英語を教授用語としフィリピン語を教科とする、特定教科では条件が許せばフィリピン語で教授。

22日 ▶兵役訓練強化発表——マルコス大統領は陸軍76周年記念式典で、訓練動員法改正を発表。①20歳の男子は兵役登録をし、2ヶ月の基礎軍事訓練を受け自動的に予備役に入る。②訓練終了者は選抜で特定期間の非常勤務。③微募者は現役兵士と同様の待遇を受ける。④除隊後の賜金、公務就職などの恩典。

23日 ▶円借款1130万ドル調印——首都圏洪水制御下水プロジェクト、期間20年（据置7年）、年利3.5%（円借款の一部）。

24日 ▶大統領、第6次IPP、第4次EPP承認——6-IPP、継続78、追加継続9、新規9:4-EPP、新規4（プロジェクト）。

25日 ▶第2回市民集会召集へ——マルコス大統領はフィリピン士官学校卒業式で演説、国民に「民主革命」の段階を決定してもらうため、市民集会をふたたび召集すると述べた。

▶改革によりミンダナオ紛争解決へ——大統領はバギオ市での三者（政府、教会、民間）会議閉会式で演説、現在のミンダナオ紛争を経済的、社会的、政治的改革を通して解決すると述べた。

▶ミンダナオでBSDU結成を命令——マルコス大統領は、「憂慮するミンダナオ市民」の要求に応じバリオ自衛隊の結成を命じた。

26日 ▶回教徒会議、リビア案は不成立——第4回回教徒外相会議（ベンガジ、24~26日）においてサウジアラビア、マレーシア、インドネシアは、リビアのフィリピンに対する外交・経済ボイコット案に反対。

28日 ▶戦没日本兵士記念碑除幕式——ラグナ州Lumban町Caliraya。マルコス大統領、岸信介元首相出席。

▶MERALCOの発電施設はNPCへ——全国電力公社(NPC)Cipriano P. Pastor施設開発部長は、現在軍が管理中のマニラ電力社の全発電施設は、最終的にはNPCが受け、MERALCOは首都圏の配電を行なうと言明。

29日 ▶ニュージーランド国防相訪比——（29~30日）。

Arthur J. Faulkner、ASEAN諸国訪問の一環。

30日 ▶教育省、1973年夏季青年市民活動計画開始——全国で約1200万人の生徒、学生が参加。大学生は最低120時間の出席が必須。緑の革命運動、清掃・美化・衛生など。

▶大統領、税恩赦期限最終アピール——大統領令161号により未申告税金・財産の申告期限は4月2日。4月2日までに暫定申告をして、6月30日までに確定申告した分は税率13%。

▶政府、Filoil株過半所有と発表——国家投資開発公社(NIDC)はFiloilの普通株58%を取得し、フィリピン人所有は優先株を含めると71.2%。なお同社会長はエンリレEnrile国防相。

31日 ▶最高裁、新憲法の有効性支持——6対4で5つの提訴（ロハス、パディーリヤ、サロンガ、ラウレル、カラウの5元上院議員による）を却下。①大統領の新憲法批准布告（布告1102号）は法的問題か政治的問題か、②新憲法批准の有効性、③新憲法は国民の默認によるのか、④提訴者の救済資格、⑤新憲法の発効。

▶「新社会」紙幣発行——情報省発表、引換期間は7月1日~12月31日、旧紙幣はそれ以降無効。またすべての財産所有者は公正な評価額による、その完全な在庫申告を要求される（4月2日付大統領令168号）。

## 4月

2日 ▶PCC、ミルク価格引上げ発表——国産脱脂乳、濃縮乳、煉乳の生産者価格。

▶上場株式は全取引所で自動的に上場——（大統領令167号）。

（注）現在取引されている172銘柄中、59はマニラ証券取引所だけ、28はマカチ取引所だけに上場されている。したがって今後は自動的に前者はマカチで、後者はマニラで上場されることになる。

3日 ▶ADB、コタバト港開発に660万ドル——期間25年（据置4年）、年利7.5%。

4日 ▶軍工兵大隊ミンダナオへ——大統領発表、回教徒地区の復興、復旧に当たる第1陣。

5日 ▶ミンダナオ開発復旧機動チーム設置——マルチョール官房長官を長とし、公共事業、財政、国防、社会福祉、農業、保健各省および国家経済開発庁の長から構成（大統領行政命令第411号）。

6日 ▶中国、国連海底委で比案支持——領海における海洋国家の領土主権を保護する9ヵ国案を原則的に支持。

▶官房長官、回教徒と交渉へ——特別交渉チームの团长に任命されたマルチョール官房長官は「分離以外の問

題なら何でも回教徒反対と交渉する」と述べた。

▶大統領、政府機構再検討命令——最高裁の新憲法支持判決にともない議院内閣制に適合させるためとしている。

7日 ▶フィリピン環境センター発足。

8日 ▶比タンカー、ブノンベンで被爆——サイゴンから生活物質補給に向かった7隻の1、共産側のロケット砲で。

10日 ▶PNB、借款2500万ドル取入れ発表——チエース・マンハッタン・バンクから。

11日 ▶大統領「アジア・フォーラム」提唱——国際青年商業会議所会議開会式で。

また次のような一連の外資誘致策を発表した。①米とうもろこし国民化法の緩和(外国人の生産参入)、②銀行、投資会社の預金課税引下げ、③フィリピン籍海外船舶への補助金と税特權。

▶PCC、飼料価格12%引上げ発表——4月10日発効、世界的な飼料原料不足のため。

12日 ▶米国駐比大使にサリバン任命——William H. Sullivan 副国務次官補(8月1日着任)。

▶外交政策会議開く——10日につづき最近2回目。元大統領・副大統領・議会指導者・外相出席。

▶銀行合併促進にガイドライン——通貨政策委員会承認。2年内に1行当たり払込資本額を1億ペソ以上にする。

▶回教徒地域復興に外国援助要請中——情報省発表。世銀、アジア開銀、国連開発計画、回教徒財政開発公社から計3億2330万ドル、米国から2億ドル、ベルギー100万ドル。

▶労働者徒弟訓練制度拡充の大統領令——1957年全国徒弟訓練法改正。職種拡大、学歴資格撤廃、訓練主体拡大、初任給率引下げなど。

13日 ▶リビアの介入に抗議——ロムロ外相はASEAN外相会議(17~19日)出席のため出発に先立ち、「会議で国内分離運動への外部からの介入に懸念を表明する」と声明。

15日 ▶土地改革会議設置発表——議長はマルコス大統領。

▶輸出加工区に外資5000万ドル融資——大統領承認と発表。FNCBが諸プロジェクト建設に2500万ドル、Landoil Resources Corp.が住宅4万人分建設に2500万ドル。

▶民間人防衛隊動員進行中——ラモス警察軍(PC)司令官は、ミンダナオの治安維持責任を漸次文民当局に移す方針に沿って、民間人防衛隊(CHDU)と地方警察の強化動員が進んでいると言明。

17日 ▶協組運動強化大統領令発表——土地改革との連結および経済的不平等の除去のため。

20日 ▶大統領、外国系学校の統合を命令——外国人専用学校の運営は72-73学年度末限り、73-74年度からは教育省カリキュラム、以後4年間は所有、管理、行政、生徒などの移行期間。現在中国系154校、米国系4校、生徒在籍6万8505人。

22日 ▶商業会議所訪中団出発——団長 Wigberto Clavecilla 会頭ら15名。

23日 ▶釘、棒鋼の価格引下げ——即日発効、フィリピン鉄鋼協会、フィリピン・ローリング・ミル協会との会談後、エンリレ国防相が発表。

26日 ▶南イロコス州警察のPC管理を解除——治安正常化を理由に国防相命令で。同州29町、大部分1965年以来。

▶フィリピン荷主会議正式結成——3月31日付大統領令165号にもとづき。

27日 ▶電話料金35%値上げ暫定承認——通信委員会により、長距離は除く。

▶エアフロート近くマニラ乗り入れ申請——モスクワ—ニューデリー—バンコク—クアラルンプール—シンガポール—マニラ線、およびモスクワ—東京—マニラ—オーストラリア—ニュージーランド線。

28日 ▶全国労・使・政府三者会議終る——(26日~)。主催労働省、全国マンパワー青年会議。全会一致で4決議採択——①回教徒に平等な就業機会、②人的資源の動員・開発、③三者の対話継続、④労使が政府機関で平等に代表されること。

## 5月

1日 ▶大統領、土地改革政策について——全国放送。①100ヘクタール以上の大エステートに関する土地改革第1段階は実際的に完了、②農地改革省は50~99ヘクタール規模の土地について検討中。③10月までに実施規則・細則を公布し、全面実施。④困難点は保有上限7ヘクタールについてである。

▶大統領、労働政策を宣明——官邸で行なわれたメーデー式典で。①大衆の生活水準向上、②完全雇用、雇用改善、社会正義、③労働・農地法全面改定、④労働組合運動合理化、⑤政府の雇用振興、⑥新労働関係機構。

▶FOA-AMI 共同運航開始。

▶PCC、亜鉛鉄板の価格引上げ発表——卸および小売、発効2日。

2日 ▶大統領、マニラ首都圏会議計画承認——首都圏の単一行政機関として、首都圏市町長調整会議が地方自治地域開発相を通して提出。

▶土地改革を養魚池に拡大——大統領は零細漁民を援助する家族規模養魚池計画の即時実施を命令。現在潜在面積50万ヘクタール中、借地5万、地権2万5000ヘクタール。

▶大統領、公共事業計画実施を命令——総額15億ペソ。さらに明年までに諸外国からの借款2億ペソの利用可能と発表。

3日 ▶PCC、新上限価格設定——豚肉、医薬品、飼料(米麦ふすま)その他必需物資。

6日 ▶被訓練者に兵役義務——国防法により18ヵ月間訓練・軍務を受けた訓練生は1年以内の期間で特定緊急軍務に徴兵されることがあり、また正規軍在籍者の欠員を充当するため選抜される。

8日 ▶放送番組で外交政策宣言——大統領および外相。①アジア中立化の場合は米軍基地は撤退となるが、実際の引揚げは対米軍事諸協定再交渉の結果いかんである。政府はフィリピン人基地技術者数千人に対する対策を立案している。②対米再交渉は特殊関係(軍事基地、軍事援助、相互防衛、通商、犯罪者送還の諸協定)一括である。③フィリピンは存立を同盟国に頼らず今や自立であるべきだ。④中ソとの外交関係樹立は米国、台湾関係に影響しない。しかし中ソ関係についてタイムテーブルはない。

9日 ▶BOI、観光業企業登録ガイドライン設定——このほど作られた観光優先計画にもとづく。

▶大統領、中東在外公館の強化発表。

▶PCC、上限価格設定——強化棒錘、釘、食用ココナツ油、洗たく石鹼。

▶回教教師委員会、政府支持申し出——委員長 Tuan Hadji Luhya Radjaie。大統領官邸に招かれミンダナオ、スル山中の武装者に政府の生活向上計画について説明することを約束。

▶対比軍事援助2230万ドル要求——ムーラー米国統合参謀本部議長の上院外交委員会宛説明。反乱勢力と戦うに必要な機動力、火力、通信を与えるため安全保障援助機材1930万ドル、FMS クレジット300万ドル。

10日 ▶メートル法実施の大統領令——関係各省長官によるメートル法委員会設置、1975年1月1日までに移行。

11日 ▶国防大学設置——(大統領令190号)。

▶観光省を新設——通商観光省を商務省および観光省に二分、観光省長官に Jose D. Aspiras 前下院議員を任命。

▶マス・メディア自己規制へ——マス・メディア会議に代わりメディア諮問会議を設置(大統領令36-A号)。

12日 ▶フィリピン独立75周年祝賀月間(～6月12日)。

14日 ▶対中貿易関係の見通し——訪中を終えた商業会議所代表国クラベシーリヤ団長、香港で語る。①中国側の関心品目はとくに、鉄、アルミ、銅、ココナツ油、ベニヤ、②後日中国貿易代表団の訪日があり得る、③5月5日会見した周首相に、比政府も完全な国交を開く可能性を検討中で、きわめて近いと伝えた。

15日 ▶対米関係全面交渉正式申入れ——外交政策会議後、情報省発表。6月ないし7月から、全協定の一括交渉。

▶大統領、米の供給確保について——放送による発表。現在推定不足量60万トンを満たすに十分な買付契約が海外としてあり、また、支持価格を現1カバン(44キログラム)当たり27.5ペソから30ペソに引き上げることを命じた。

16日 ▶IMF、スタンバイ・クレジット承認——SDR 4500万ドル。

17日 ▶中等教育の軍事訓練強化——このほど教育文化省省令でカリキュラム改定。1～3年は青年開発訓練として、体育・保健・スカウト活動、4年には市民軍事訓練(予備軍事訓練)、来学年度から実施。

▶プサ新人民軍指揮官投降発表——本名 Benjamin Sanguyo、先に投降していたメロディ指揮官(Benjamin Bie)の下工作による。マルコス大統領は「これにより反徒残党に士気低下が生じるだろう」として、投降を呼びかけ。

▶世銀、漁業開発借款1160万ドル承認——大統領発表、うち980万ドルはDBPを通じて。

19日 ▶米とうもろこし業国民化法緩和——米とうもろこしを原料として入手すること、および栽培、生産、精白、加工、売買(小売を除く)に限り外国人の参入許可、ただし一定期間後フィリピン化が条件(5月11日付大統領令194号)。

21日 ▶比米協定交渉予備会談開始——(～5月26日)フィリピン外務省で。

▶スルと近接外国地域間の輸出入管理撤廃——(中銀回状370号)。

▶DBP 資本金引上げ——授権資本を30億ペソに、払込資本を4億0800万から16億6600万ペソに。

▶銀行の日曜営業許可——(中銀回状368号)。

▶「マサガナ99」全国運動正式に発足——43州60万(灌漑田50万)ヘクタールで、農民に最新の米作技術の体系を採用させ、ヘクタール当たり平均収量を少なくとも99カバン(現在45カバン)にするというもの。資金4億7180万ペソ。

(注) Masagana とは「豊富な」の意。

22日 ▶大統領、中国について——Boston Globe との

インタビュー。「ある林彪派分子がフィリピンの反乱運動幹部を訓練していた。しかし周首相がロムアルデス・レイテ州知事訪中の際、訓練を続けないと保証したこと満足している。」

25日 ▶失職公務員の再雇用を命令——戒厳令、行政改革、改憲で失職した者5~6万人が対象。

27日 ▶恩赦申請者数3,235人——PC司令部発表のこの日現在数、95号658、124号2,577。

28日 ▶輸出産業の対外借入緩和——(回状371号、参考資料参照)。

29日 ▶パリで対比協議グループ会議——(~30日)。

▶中部ミンダナオ反徒は擊破、掃討中——中部ミンダナオ司令官発表。

31日 ▶大統領、公益事業の軍管理を解除——民間: マニラ電力会社、フィリピン長距離電話会社、政府: 首都上下水道局、国鉄。例外は航空3社。

## 6月

1日 ▶タス通信 マニラ支局開設承認——初代局長F.V.コノプキン。

▶国連人口活動基金と援助協定調印——180万ドル、現地資金490万ペソ、人口教育プロジェクトに使用。

▶米とうもろこしの退蔵に警告——マルコス大統領は国防相に、米とうもろこしの一切の退蔵者、不当利得者、価格操作者を逮捕し、その倉庫を封印するよう命じた。また穀の生産者支持価格を1カバン当たり27.50ペソから30ペソに引上げた。

3日 ▶大統領、自決的外交路線を主張——(TV番組)。もっとも緊急な外交・経済問題は米国との軍事協定、日米との通商協定である。最終的には中ソなど主要共産圏との関係を正常しなければならない。またSEATOやASEAN中立化案を見直さなければならない。多角化は貿易市場や交際だけでなく、借入先、金準備預入先、機械供給先の面から必要である。

(注) International Herald Tribuneによれば、「政府は中ソとの関係正常化を原則的に決めた。正常化は早ければ今年中に起こるかもしれないが、おそらく台湾との外交的問題のため今少し後になろう」というもの。

5日 ▶米市銀15行、対比回転信用更新——5000万ドル、1カ年。フィリピン中央銀行と協定調印。

7日 ▶恩赦申請期限を7月15日まで延長——95号、および124号関係。

▶政府、中国船用船を考慮——キアソン商務長官声明。中国・シンガポール・マレーシア・ルートをフィリピンへ延長してもよい(300トン以上であれば上海からの毎月直接運航、100トン以上なら間接運航)というCCP訪中団を通じての中国側提案を考慮している。

8日 ▶「バイ・フィリピン」措置——官庁、国営企業が用品、施設を家内工業開発社と国家内工業開発庁から購入するよう通達。

9日 ▶大統領、市民集会登録期間設定——6月19日~7月4日(のち7月17日まで延長)。

10日 ▶主食價格動向監視最高委員会を設置——農相、PC司令官、穀物府長官など。対象は米とうもろこしに小麦、小麦粉、澱粉、家畜飼料を加える。

16日 ▶多国籍企業地域本部を誘致——免税特権などガイドライン(大統領令218号)。

24日 ▶不動産評価額申告期限を延期——6月末から9月末に。

25日 ▶パンパンガでBSDUを再編成——国防相の指令でこのほどバリオ自衛隊から民間防衛隊(CHDF)へ改称。任務も各バリオを不法分子から守ることとともに食糧生産、家内工業、地域開発、清掃、互助、市民活動となる。

26日 ▶通信業統合政策——通信委員会の基本政策発表。①国内普通通信会社は100%比人所有とする。そのため上記会社は株式公開を求められる、②会社は合理化のため自発的に合併すること、③会社は設備の相互接続を自発的に行なうこと。

▶大統領、バランガイを召集——7月24日は各地方の問題、27日は全国的問題を討議する。

▶都市ゲリラ隊員21人を逮捕——ラモス警察軍司令官発表、このほど首都圏各所の手入れで。毛派共産党的武装パルチザンという。

28日 ▶輸出税率改定——法律6125号を廃止、関税法の一部とする(大統領令230号、7月1日発効)。

▶株式会社の過大内部留保禁止——原則として、①払込資本の100%以上の利益留保禁止、②余剰は定期的に四半期ごとに配当すること、③株主が100人以上の会社は、損益、1株当たり損益、次四半期・半年・会計年度の予測収益に関し四半期ごとに30日以内に株主に報告する。

▶アジア開銀、対比960万ドルの借款承認——アンガット-マガット総合農業開発プロジェクトの外貨分、うち600万ドルは特別基金から。

30日 ▶総額80億ペソの74年度国家予算に署名——(大統領令233号)。

## 7月

3日 ▶1974-77年度4カ年開発計画を承認・採択——(大統領布告第1157号、発表7月20日)。(主要統計参照)。

5日 ▶警察軍による地方警察管理解除——国防相発

表、18州の2市27町。

▶物価統制法延長——6月30日に失効した共和国法6361号を75年6月30日まで効力を延長。

▶国家穀物庁長官、食糧供給を保証——7月末までに日、台、中から計10万トンの輸入米が到着、8月には30万トン輸入予定であるとして、消費者に必要以上に買わないようアピール。

6日 ▶生徒学生に食糧生産を指令——教育文化相の各級学校当局への指令で、今学期から学校敷地および生徒学生の家庭空地での食糧生産を義務づけた。

7日 ▶選挙委、国民投票の設問を決定——「新憲法によれば、大統領は望めば1973年12月30日を超えて留任できる。あなたは1973年12月30日以降もマルコス大統領が続き、新社会で着手した改革を継続することを望むか。」

(注) 27日投票日の実際の設問は、「現行憲法下では、大統領は望めば1973年を超えて留任できる。あなたは1973年を超えてマルコス大統領が続き、戒厳令下で着手した改革を完成することを望むか。」

▶PBV、中国銀行とコルレス契約——フィリピン・ペテランズ・バンク、このほど正式契約。

9日 ▶NGA、地域別米価上限設定——①マニラ首都圏。白米1.4ペソ、玄米1.3ペソ、②ミンダナオおよびビサヤ。白米1.45ペソ(キログラム当り)。

11日 ▶米供給緩和措置のための大統領指令——①NGAなどの米・とうもろこし全在庫を市場に放出する、②消費地への米輸送を妨げる全検問所の除去。

▶総合的地域開発に閣内委員会——農相を委員長とし、他に公共事業、財務、地方自治、農地改革各相。戦略地域—Allah谷(コタバト)、東西ミンドロ両州、カガヤン谷、南北ラナオ両州。

13日 ▶中国代表団、訪比計画——クラベシーリャ(Dr. Wigberto Clavecilla)商業会議所会頭はマルコス大統領に訪中報告を行ない、周首相は中国側代表団派遣を受入れ、毎年相互に貿易代表団を交換することを提案したと語った。

▶商相、中国向け原木輸出承認——2万立方メートル、500万ペソ。

17日 ▶投票日を特別休日に指定——当日はアルコール飲料と賭博行為を禁止。一方教育相は全教職員に国民投票の問題討議と投票率向上キャンペーン参加を命じた。

18日 ▶退役軍人投資開発会社設置令——12日付大統領令243号、資本金300万ペソ中20%は政府が応募。

19日 ▶大統領夫人「開田運動」開始——56州知事に対し、13万1600ヘクタールの処女地開墾と代替食料の知識普及を提唱。

(注) タガログ語名称は Palayan ng Bayan.

21日 ▶農地改革土地代金支払方式規定——大統領は大

統領令251号発出に当たり、地主に所有地の商工業資産への転換を通じ国家開発努力に参加するよう要請。

23日 ▶外出禁止令を一時解除——23日夜半から28日午前4時まで。なお27日の投票日は酒類の販売・勧誘・飲用および、闘鶏・競馬など賭博行為は禁止。

▶対中ココナツ油輸出成約——Lu Do & Lu Ym社およびLegaspi Oil社から計8,000ロングトン、404万ドル(CIF、上海)、9月までに船積み。

24日 ▶回教徒反徒、ホロ要地を制圧——APによれば、軍当局はホロ島のキャンプ・アンドレス守備隊が10日間の抗戦の後陥落したと発表。ホロ市と1入植地を除き全島が制圧されたことになる。

▶全国バランガイで予備討議開催。

26日 ▶反対派、国民投票延期要請——Jovito Salonga元上院議員ら。大統領宛書簡で、①期日を少なくとも1ヵ月延期、②質問を単純化、③投票の実施管理を中立的な市民委員会で行なうこと、を要求。

▶選挙委、予備討議結果集約——24日の6項目の付議事項につき①1月の暫定国民議会停止決議を再確認。②暫定国民議会停止期間中、大統領は立法諮詢会議を設置できる。③7月27日の国民投票を予定通り実施。④国民投票付議の設問は選挙委決定通り。⑤国民投票期間中、戒厳令は続行。⑥選挙委が国民投票の実施と集計を管理。

▶「緑の革命」強化2大統領命令——①主食代替品、補助作物に拡大(大統領行政命令418号)、②遊休地に根菜・野菜などを栽培させる(一般命令34号)。

27日 ▶輸出品の国内市場向け10%留保命令——特にココナッツ、セメント、合板。

▶政権信任国民投票実施——全国5万6400ヵ所のバランガイ・センターで投票。大統領令で投票日は28日まで延長され、これにともない28日は祝日。外出禁止令停止期間も29日午前4時まで延長。

30日 ▶台湾の賴名湯參謀総長に勲章授与。

▶選挙委、棄権者を告訴すると言明——棄権者および選挙法違反者に対し。

31日 ▶大統領、原子力発電計画承認——国連開発計画と国際原子力機構の第2回調査報告により。出力600メガワット、工費2億5000万ドル。

## 8月

1日 ▶外人旅行者に対する犯罪を軍事裁判に——外人旅行者および一時滞在者の人身・財産に対する犯罪、24時間以内に判決。

3日 ▶マルコス圧倒的支持と公式発表——選挙委正午発表。全国5万6400のバランガイ・センターのうち開票分は5万4053ヵ所、支持投票18,052,016(90.67%)、反

対投票 1,856,744 (9.33%), 留票 9,061, 投票用紙損壊 2,047。

(注) 選挙委は、未開票 2,407 カ所を残して開票点検終了と決定。

**5日** ▶フィリピン国際貿易会社創設——①PITC, 利益法人, ②半官半民, 60%政府資本, ③輸出入業者を組織して大量取引を行ない、輸出入、運賃、貯蔵、貿易金融その他貿易実務交渉を有利にする, ④初年度は政府が民間の取引活動に干渉する, ⑤政策は商務省が定める, ⑥現行 NETRACOR の機能、その他政府の貿易事業体を吸収する(7月21日付大統領令252号)。

**6日** ▶マルコス、食糧問題解決を指示——①国家機関、私企業は遊休地に稲、とうもろこしなどを植付ける, ②穀物庁(NGA)は米の全在庫を出し退蔵者に警告する, ③とうもろこし混入米の奨励, ④汚職対策, ⑤砂糖、合板、ココナツ油、セメントなど輸出品目の品不足の調査。

**7日** ▶政府、食糧危機で訴え——NEDA, NGA、農林省は放送で、ミンダナオ、台湾、日本、タイなどから救援米が近くとどき供給は十分として、消費者に鎮静を訴え。一方大統領は処女地開発のため、2億ペソの穀物債券の発行を命じた。

**8日** ▶大統領、全主要商品の軍管理命令——①米・とうもろこし・砂糖・ココナツ油・石鹼の在庫を調査し、ココナツ油生産の35%, 砂糖生産の35%を国内消費に接収する, ②NGA の米のみの販売を停止し、10月までとうもろこしと混合して販売すること, ③バランガイを通じて配給し、退蔵者、利得者、ヤミ屋を摘発。

**10日** ▶大統領、44 農民の逮捕を命令——マサガナ99米作運動で二重に融資を受けたため、全員ヌエバ・エシハ州。また農業普及員9人を職務上無能または不誠実として停職。

▶穀物配給計画——主要物資調整委員会(委員長の国防相以下、官房長官、農相、地方自治相、情報相、穀物庁長官、PC司令官で構成)決定。

**11日** ▶大統領命令で鉄鋼庁設置——鉄鋼の増産、需給バランス、一貫化などを取扱う。BOI長官を長とし、国防相、商相、CB 総裁、DBP 総裁など。

▶ソ連労組代表団、労相と会見——全ソ労組中央会議の Mikhail Muraview ら3人。

**12日** ▶工業用米・とうもろこし禁止——この日、ホテル・レストラン協会は、ホテル・インターナショナルで「とうもろこし祭り」。

**13日** ▶米、配給制に——大統領は米・とうもろこし、砂糖、食用油など主要物資の迅速・効率的流通のため国家主要物資運営センターを設置、専務理事は Pacifico

M. Lopez de Leon 少将。15日からバランガイを通じて1戸1日当たり2キログラム配給、1キログラム=1.15ペソ。

**14日** ▶回教圏から代表団来比——ソマリア、サウジアラビア、セネガル、リビア(15日)4カ国の外相級の代表団、ミンダナオの回教徒情勢視察のため。

**17日** ▶ガット暫定加盟承認さる。

▶回教地域に3州新設の大統領令——現コタバト州をコタバト、マギングナオ、スルタン・クダラートに3分、現スル州をスル、タウィタウィに2分(全国71州に)。一方、ミンダナオ・スル難民復旧全国会議設置。

▶支道建設にバランガイ員動員——収穫期に備え農場一市場間の支道を建設するため、各村に割当て自発的な建設隊を組織する。

**23日** ▶国防省、アキノ議員の起訴発表——8月7日、14日両日、殺人、火器・弾薬・爆発物所持、破防法違反4件、の6つの罪状で起訴。

**24日** ▶全国参照カード制度設立を命令——現行の多様な身分証明書制度に換えて、フィリピン国民および居住外国人全員に参考番号を与えカードを発行する。

**27日** ▶アキノ、軍裁参加を拒否——裁判冒頭で、大統領が最終決定権をもつこのような欺瞞裁判には参加できないとし、また弁護人を拒否、用意した声明を発表した。軍裁の裁判権に対する弁護側の疑義に対し最高裁が検討の時間を要請したことにはかんがみ、検察側は拘留理由開示と裁判を1週間延期することを要請、軍法第2委員会はこれを承認した。

(注) 翌日、アキノの破壊活動罪につき再調査委員会を設置する大統領行政命令。

▶「開拓運動」正式発足——大統領夫人臨席。「バラヤン・ナン・バヤン」プロジェクト事務局発表によると、利用可能の処女地は23万2069ヘクタールで、うち4万1000は準備完了、11万7000は若干問題があり、7万は困難な問題がある。

**28日** ▶比買付協会訪中——一行21名、このほど中国国際貿易促進委員会の招きで。

## 9月

**5日** ▶比荷主協会、社会主義国の船腹利用決定。

**6日** ▶マサガナ99で農業技術者を奨励——タンコ農相報告によると、8月末現在マサガナ99の成果は、水田植付面積50万ヘクタール(10万ヘクタール不足)、管理信用制度による融資額、35万農家に3億5000万ペソ。マルコス大統領は、生産ローン利用者が収穫期に返済できるよう農業技術者の努力を求めるアピール。

**7日** ▶東欧圏と技術協力交渉——フィリピン政府の招

待でソ連から石油探鉱・通商代表団到着。15日にはルーマニアへ石油探鉱技術協力の予備交渉のため鉱山局の2課長出発。

(注) ソ連代表団は通商(団長 N. P. Shirjaev 外務省アジア通商局長、～19日)、石油探鉱(団長 V. N. Yakubenok 対外経済関係国家委員会所属、～9月24日)の両代表団から成る。

8日 ▶棄権者に宣誓書提出義務——選挙委員会法務部発表、7月27～28日の国民投票で登録・投票を怠った者は9日夜8時までに事由説明の宣誓書を提出すること(のち期限を9月15日に延期)。

▶大統領、警察力統合を命令——國家警察委員会、警察軍司令官、国家捜査局に対し1,500以上の地方警察を1年以内に単一の警察力に統合する計画の準備を命令。

10日 ▶外出禁止令2日間解除——11日のマルコス大統領第56回誕生日を祝賀して、エンリレ国防相は10日から2日間、外出禁止令解除を承認。

▶ベルギーと5000万フランの借款調印——130万米ドル相当。

▶元総領事、NCRCLPを非難——Ruperto M. Bialao元ロサンジェルス総領事(5月19日職務放棄)は声明を発表、自分の属する在米の「フィリピンの市民的自由回復要求全国委員会」は、フィリピンの共産主義者と直接結びついている毛沢東主義者に浸透されているとして、それとの絶縁を要求した。

11日 ▶工業省を新設——中小企業の設立、振興のため。パテルノ投資委員長を長官に任命。

▶東欧4カ国との国交交渉へ——大統領はロムロ外相に国連で東独、ハンガリー、ポーランド、チェコと交渉するよう指令。また中東との友好・通商のため特別代表団(団長エマニュエル・ペラエス元上院議員)派遣命令。

▶ソ連から亜鉛インゴット輸入承認——200メートルトン、20万6035ドル。

12日 ▶大統領、石油製品の消費抑制を指令——最近の国際的石油危機にかんがみ、関係官庁に対し。公共輸送改善と優先、駐車区域縮小、エネルギー源開発、航空運航時間制限、公共灯火時間制限、外出禁止令解除延期。

13日 ▶アジア・フォーラムへの参加呼びかけ——オーストラリア公式訪問(12～14日)中のロムロ外相はホイットラム首相の招宴で、「アジア人の手にアジアの将来を取りもどす」ためアジア・フォーラムに参加するよう呼びかけた。

▶首都圏の停電について調査を命令——マルコス大統領は頻発する首都圏の停電につき、国家電力公社(NPC)に全面的な調査報告を命じるとともに、国防相に対し発電所施設の故意の破壊や経済サボタージュの可能性はないか調査を命じた。

14日 ▶ソ連通商・石油探鉱代表団、大統領訪問——代表団は両国の正式貿易関係樹立に关心を表明、大統領は官房長官にそのためのあり得べき障害と解決策の検討を命じた。

(注) 代表団は10日、キアソン商相に標準的な貿易協定の案文を提示。

▶停電頻発は水不足による——国家電力公社総支配人の説明によると、雨が例年より2ヶ月半遅れ、そのためルソンにあるNPCの4水力発電所のマニラ電力への配電は1日160メガワットから45メガワットに落ち、その他マニラ電力の発電機故障が重なった。

17日 ▶商相、商人の不正行為に警告——商事会社、小売商、市場販売人に対して、消費者保護のため。

▶ルソンの投降者3,023名——中・北部ルソン郷土防衛隊司令官の業績報告による、戒厳令後のバランガイ作戦開始以来、共産主義団体(新人民軍、SDK、MPKP、MASAKA)成員および同調者で帰順した者。

▶MERALCO グループ保有株売出し——在米のEugenio Lopez, Sr. はマルコス大統領に電報を送り、ロペス家はメラルコ・グループ各社の保有株を売りに出すと述べた。基金ないし政府の承認する団体にメラルコ需要者がオーナーとして参加できるよう、自己弁済投資をベースにして行なう。

19日 ▶大統領、移住問題特別機動チーム設置命令——マニラ湾埋立地、ケソン・ラグナ・カビテ・バタンガス各州再植地、新入植地の区分、公告防止、観光地、首都圏下層地区の統合などの問題。20日委員長に元文相Onofre D. Corpuz 任命。

▶大統領、鉱業8社の株式取引停止を命令(27日解除)。

▶スクオッター追立て大統領令——川、運河、水路、下水道などを不法に占拠している者は申告の上、90日以内に不法建築物を撤去する。

20日 ▶NEDA の国家エネルギー計画案——燃料保全と代替エネルギー措置により石油消費を削減するもの。74～77年度開発計画の付録。

▶シンガポールと海運問題で協力——来比中のシンガポール貿易代表団と、海運同盟の支配に対する防衛で共同の立場をとることで合意。

21日 ▶国家感謝祭=戒厳令1周年記年日——各地で記念行事。マルコス大統領は放送で国民に対する報告演説(全文は近刊予定動向分析資料)。

(注) 8月30日、毎年この日を「国家感謝祭」とすると宣言。

▶東独と外交関係樹立——ロムロ外相は国連で東独のヴィンツァー外相と正式調印、共同コミュニケ発表。

22日 ▶ポーランドと国交樹立——国連で両国外相が調

印。

▶戒厳令後の軍事裁判実績——軍法務局長発表、告訴提出2,851件、うち20の軍法委員会と憲兵裁判所に2,247件が再拘置。

25日 ▶大統領、全外国人の登録を指示——保護のため出入国局長に3ヶ月以内に行なうよう指示。

▶国防相、首都圏の治安強化を命令——外国人の生命・財産に対する犯罪が再発しているので、警察軍司令官に暗黒街の人物、その支持者、追随者の大量検挙と法執行機関の規律強化を命令。

▶第4次 EPP 計画に19品目追加発表——Aリスト4、Bリスト12。

▶サリバン大使記者会見——マニラ海外記者クラブ。  
①米国はこのほど L=L 協定に代わる2国間通商協定案を提出した。米比経済関係はフィリピンの憲法変更および社会主義諸国との外交通商関係樹立の点から再調整を要する。②通商交渉と併行して軍事基地協定交渉を行なう。③東南アジア諸国は今や経済社会構造の強化をはからなければならないが、中立構想は時期尚早かつ観念的である。米政府は東南アジアの勢力均衡を確保するため、ひきつづき軍事力をとどめるであろう。

26日 ▶総合輸出促進計画に国連援助——UNDP と NEDA の間で調印。59万7900ドル、比側280万ペソ。

▶日本の対比、種子増産ローン調印——7億8100万円、昨年の経済援助約束の一環。

28日 ▶ハンガリーと国交樹立——国連で正式調印。

▶ミンダナオ難民・投降者の保護命令——マルコス大統領は投降回教徒指導者 Datu Abdullah Sangki と会見後、コタバト、スルタン・クダラート両州役員に、難民・投降者の安全保障と復旧措置をとるよう命令。

## 10月

1日 ▶反徒指導者8人逮捕発表——最近バコロド市で、司祭、元尼僧各1人を含む。手投弾、拳銃、弾薬、破壊文書押収。

▶滞在超過中国人問題で新政策——レイエス出入国局長、過去27年間国家の安全を犯さず法律に違反しない者には滞在を許可し、望ましくない者は即時送還する、という線で台湾側と協定仕上げ中と語る。

▶イサベラで反徒帰順式——軍北東司令部へ、同州 Naguilian 町 Sto. Tomas 村の新人民軍バリオ組織委員会と地方ゲリラ隊のメンバー200人が投降。

2日 ▶IPP 2創始分野を再開——ポリエスチル、年産1万6000、ナイロン繊維、年産1万(各メートルトン)。

3日 ▶国防相が国家警察委員長に就任——暫定。

▶選挙委、さらに10日間の上訴猶予期間決定——7月27~28日の国民投票に登録・投票しなかった宗派「エホバの証者」の訴追問題につき同派の要請により。

▶輸出加工区輸出第1号——加工区内の Integrated Shoe, Inc., このほど米国向けに婦人・子供靴1万5060組(2万9878.42ドル)を輸出。

4日 ▶ミンダナオ12町警察のPC管理を解除。

5日 ▶全国家内工業生産・輸出業者大会——大統領、産業保証貸付資金を家内工業に適用すると言明。生産者は5万3211人。

▶選挙委、棄権者を告訴しない方針——Fernando Veloso 委員会が、「7月の国民投票の未登録者、棄権者は少なくとも100万人いるが、選挙委は彼らを大量に告訴することに反対で、目下より寛大な措置を検討中である。ただしこれは今回限りである」

▶チェコと正式国交樹立——国連で正式調印。

9日 ▶第1混成憲兵大隊編成——エスピノ参謀総長直属で、首都圏の軍人の統制を強め、ありうべき職権濫用を予防するもの。

同日、國家警察委員会は地方警察の業績評価と監督・調整強化のため視察団5チームを派遣。

▶外務省、中東戦争で厳正な中立的立場を表明。

10日 ▶大統領、エネルギー対策を指示——国際的エネルギー危機に対応し、燃料節約、石油などの採掘促進、石油代替品の利用の3点。現在中東への石油依存率は78%。

▶PCC、普通釘・強化棒鋼の上限価格撤廃——5月7日設定の価格に対して、鉄鋼製品、建設資材不足に対処。

11日 ▶モンゴルと正式国交樹立——国連で調印。

▶対中粗製ココナツ油7500トン輸出——Lu Do & Lu Ym 社、このほど第2回分2,500トンをセブ港から積出し、総額3万6896ドル。

▶MERALCO 経営陣異動——在米の Eugenio Lopez, Sr. 社長の Alfredo Montelibano 社長代理宛指示で。Emilio Abello 取締役会長が社長代理を兼務(15日株主総会で決定)。

▶政府、石油探鉱に積極参加方針決定——石油開発促進のため、統一的組織を設けて行なう。各省庁間委員会で実施策を検討する。

▶PAL 乗っ取り犯人、香港で降伏——3人の回教徒青年がダバオ発、マニラ行き BAC 111ジェット機を乗っ取り、乗客をマニラでおろし PAL 社長を人質に香港に到着したが、大統領が特赦を与えると聞いて降伏。

12日 ▶大統領、乗取り犯人と会見——犯人はマギンダナオ州 Kidapawan 出身の大学生、および中退者。「キ

ダパワンの当局者の不正行為に対する苦情を大統領に訴える手段がないと考えて」ハイジャックを企てたと語り、大統領はその不正の調査を命じた。PAL の Benigno Toda 社長は、3人に同社の見習いの職を与えることに同意した。

空軍は午前2時から、全国19の空港警備責任を再び掌握した。

(注) トーダ社長によれば3人は、政治亡命のできるところ、例えば中東、特にリビアへ行きたいと語った。

**13日** ▶大統領、きびしい石油節約措置訴え——政府職員および公衆に対し。そうしなければガソリンなど石油製品の配給制度導入を余儀なくされると述べ、NEDA に優先分野選定を指令。一方 NEDA は消費抑制と現実的価格実現のためガソリン価格引上げを勧告。

**14日** ▶「墮落警官」逮捕累計41人に——エンリレ国防相・国家警察委員長代理のキャンペーンで。一方サン・ファン・デル・モンテとブラカン州サンタ・マリアで破壊分子容疑者250人が集団投降と発表。

**15日** ▶石油節約・物価対策——マルチヨール官房長官が主宰して国家主要物資委員会が案を作成。自転車道設置、街灯制限、集団輸送の奨励、日曜日の自家用車禁止、電化公共輸送機関、都市交通の改善、など。また15品目の価格を政府統制に：米・とうもろこし、魚鱗詰、砂糖、ミルク、食用油、衣料、灯油、抗生物質など医薬品、洗濯石鹼、セメント、肥料、飼料、製材・合板、トタン板、文房具。

▶カナダ、ローン1670万ドル申し出——協同組合組織発展のためのローン・パッケージ。

▶「エホバの証者」最高裁へ上訴せず——選挙委が棄権者を罷免に処理する政策を確認したことかんがみ決定。

(注) 各地選挙委は18日から全違反者の予備調査開始、のち中央選挙委が告訴者を決めるところとなる。

**16日** ▶公務員肅正閣内委員会設置——墮落した公務員、軍人への苦情を調査・処理する。国防相を長とし、他に法相、地方自治相。

(注) 最終的には Tanodbayan (憲法第13条で規定) と称する公訴局になると説明されている。

▶日本から観光投資代表団来比——団長五島昇東急社長、28人。

▶基幹産業国有化を否定——パテルノ工業相声明。

「政府は運輸、鉄鋼、電力、電信など基幹産業の所有形態を、単一グループの独占からより広い形にすることを奨励するが、国有化のつもりはない」

**17日** ▶大統領、全省庁に公務員服務規律の周知かたを指示——昨年9月27日付大統領令6号。

**18日** ▶教育省、石油電力節約通牒——公用車の使用制限、自家用車のプール、不在時の消灯、残業制限など。

▶大統領、汚職公務員特別裁判所設置を命令——通称 Sandiganbayan (憲法第13条に規定)。

**19日** ▶世銀、ミンダナオ両港に610万ドルの借款承認——カガヤン・デ・オロおよびジェネラル・サントス両港。25年間(4年据置)、7.4%。

**20日** ▶新憲法発効中と法相見解発表——内外から旧憲法は依然有効ではないかとの問い合わせが絶えないため。

▶石油製品値上承認——国内精製の石油製品値上げ、および、ガソリン、潤滑油、自動車ディーゼル油にかかる特別税引上げ。ガソリンは約15%。

▶最高裁長官任命——Querube C. Makalintal.

**21日** ▶国家主要物資会議、ガソリン節約アピール——ガソリン・ディーラーおよび消費者に対し。配給制度は採らず、消費者に妥当な割当量設定。

▶国連決議242号の完全実施要求——声明を国連で配布。

**22日** ▶土地改革推進7項目施策発表——昨年大統領令27号が発せられた記念式典に際して。①27号実施規則・細則公布まで、小作人の追い立てを禁止、②27号実施を50~24ヘクタールに拡大、③金融機関は土地移譲証書を抵当として受取る、④協同組合に対する保証保険、⑤分配のため全公有地の調査・分類の促進、⑥南ラナオ州Rugnan 谷を再入植地に指定、⑦10月22日を小作人解放日と正式宣言。

▶新証券取引所開業——The Metropolitan Stock Exchange でマニラ首都圏内では3番目。

**23日** ▶大統領、投降ヤカン族反徒指導者と会見——バシラン島の7人。一方世銀のミンドロ島総合開発計画調査団に対し、同島マンギヤン族対策について関心を表明。

▶被災農家の作物ローン借り替え命令——中央銀行、フィリピン国立銀行、農業信用局に対し台風、水害、虫害を受けた米作農家対策として。

**24日** ▶バングラデシュのラーマン首相立寄り——東京からの帰途、大統領官邸でマルコスと25分間会談。

▶国防相、国警委秘密エージェントの活動を禁止——警官等がその職を利用して不法活動に従っているとの報により。

▶各市の石油製品税率引上げ禁止——10月20日現在の税率を維持し、石油製品値上げを防ぐ(大統領令318号)。

**25日** ▶「コーン・ベルト・プロジェクト」開始——サンフェルナンド=レガスピ間740km の鉄道用地にボイ・スクウト、ガール・スクウトがとうもろこしを植え

る運動。

26日 ▶商相、手工業製品の価格リスト承認——国家家内工業開発庁の勧告で、とりあえず一部につき。輸出時の過当競争を防ぐため。

27日 ▶財政支出の経済社会開発優先発表——マルコス大統領、記者会見で。シカット NEDA 事務局長によると、予算配分は、経済開発54、社会開発・サービス21、国防11、一般政府支出6、債務償還5、その他3(%)。

28日 ▶ソ連と貿易協定交渉進行中——タス通信の伝える、さきの訪比貿易代表団シリヤエフ団長のノーボスチとの会見談。①国交はないが貿易協定文の予備交渉・調整のため訪比したが、フィリピン側は案文を入念に検討すると保証した。②双方は相互理解につき共同覚書に署名した。③比側は合意した主要協定内容を、できるだけ早急に締結するつもりで考えている。④協定には、品目リスト、決済条件・方法、実施についての協議などを含む。⑤比政府は近い将来、協定を交渉・調印する権限をもつ貿易代表団を訪ソさせる。⑥可能性ある品目。比側、ココナツ油、コブラ、ココナツ製品、ニッケル・コバルト、ソ側、掘削機、道路建設機械、農業機械、水力発電所建設技術。

29日 ▶11最高裁判事就任式——うち新任3人、マカリナル長官と併せ12人に(定員は15人)。

▶原木輸出規制加速化——74年初から70%、76年までに100%削減。当初案では74会計年度40、75年度60、76年度80、77年度100(%)。(30日、農相が施行行政命令に署名)。

▶工業会議所、訪ソ貿易代表団派遣へ——Edgardo Villavicencio 会頭代理言明、団員は8人。一方キアソン商相は、ソ連への貿易代表団派遣は大統領府の最終決定待ちと語る。

30日 ▶居住外国法人の配当課税引下げ——35%から15%へ。

▶商務省、対ソ・コブラ輸出承認——8,000英トンを12月~1月に積出し、301万6000ドル。すでに669万9500ドル輸出。

31日 ▶外出禁止令一時解除——夜半から11月2日前4時まで、11月1日の万靈節のため。

▶石油各社、原油削減通告——石油業委員会に対し、削減幅少なくとも15~20%。政府措置: ①国民への節約アピール、②代替物を探し、かつ石油生産諸国と直接買付交渉開始。フィリピン消費量、1日18万バレル。

## 11月

2日 ▶石油危機への対応措置——5大統領令の主な内容: ①全現行石油供給の在庫調査、②燃料配給カードの

準備、③公私自動車の速度制限—50km、④日光節約時間制採用、⑤オフィスの電灯・電気器具使用制限、⑥公用車使用制限。

タタド情報相は、大統領派遣の代表団が中東と原油直接買付けを交渉中で、その見通しは明るいようだと述べた。また商業会議所クラベシーリヤ会頭は、中国から石油を買う計画の細目を準備中であり、石油商談がきたる訪比中国代表団との主要議題になろうと述べた。

▶小地主の保護を命令——通達143号。保有24ヘクタール以下の米とうもこし地主は「新社会」下で伸張すべき中産階級の一部として、悪影響を受ける地主の調査を命令。また不在地主についてのガイドラインを規定。

(注) 政府調査によると地主の94.5%は保有12ヘクタール以下。

3日 ▶大統領、MERALCO 所有大衆化について言明——情報相発表によると、メラルコ証券社のロペス家持株のメラルコ基金(すでに設立)への移管にともない、約50万人のメラルコ予約者(電灯・電力消費者の約80%, 1ヵ月の料金100ペソ以下の者)は同社所有者となる。大統領のアピールにこたえ、株主総会がすでに1万株以上の株主の権利放棄決議。一方ロペス家はじめ役職員400人が辞任、技術・専門職を除く大幅人事異動が行なわれた。

4日 ▶大統領、石油製品ヤミの軍裁管轄命令。

5日 ▶民間航空局、ソ連・チェコの申請考慮中——アエロフロートおよびチェコ航空が1974年までに空路を開設したいというものの。

▶石油消費節約に7大統領指令——①運輸燃料をガソリンから天然ガスに転換する研究着手、②天然ガス埋蔵鉱区所有者は90日以内に開発に着手しないと没収、③全石油製品の輸出禁止、④寄港外國船舶への燃料積込制限、⑤同航空機燃料の壳渡し制限、⑥在比米軍基地の石油製品、電力壳渡し削減(交渉中)。

6日 ▶MERALCO 問題で政府声明——要旨: 民間企業の保全は不可侵であるが、公益事業、特に重要事業は所有基盤を拡大することが政府の政策である。MERALCOなどはこの場合である。しかし政府がMERALCOの株式を買取る意図はない。純資産に対する課税案なるものの思惑は独断的なものである。

▶大統領、官庁の節電を指令——家庭用電力制限も検討中と言明。

▶外資の石油探鉱参入に便宜——BOI 発表、石油委員会と役務契約があれば法律5455号による承認は不要。

8日 ▶大統領、イスラエル非難——エジプト大使信任状提出の際声明。アラブ領土をひきつづき占領していることは国連憲章違反の侵略行為であり、非難する。パレ

スチナ人民の基本的な自決権は否定してはならない。

▶エネルギー問題で閣議決定——首都圏で①12日からガソリン配給制、②全学校は12日から1月2日まで休校、③官吏は過休3日(15日から実施)、④国家配分委員会設置。また基本原則として生産と必須サービスの必要量および公共交通機関の必要量は確保。

(注) 12日、大統領は休校措置を撤回し、年末休暇は予定通りの日程にすると発表。

9日 ▶警察軍幹部異動発表——PC 首都圏司令官 Alfredo R. Montoya 准将は PC 第2管区司令官に、PC 犯罪捜査局長 Prospero A. Olivas 准将は首都圏司令官に。

▶大統領、回教徒のメッカ巡礼承認——政府が1500人をのせる船をチャーターする。

(注) のち巡礼参加者には、出生証明書、納税・警察クリアランス、海外旅行税など、海外旅行の要件が免除されたが、コタバト、スルタン・クダラート両州の火器提出者および政府の和解・統一運動の支持者を優先する原則であるいにかけられた。

▶フィリピン国家石油会社設立——石油、同製品の十分で安定した供給維持、石油資源開発、産油国との長期契約交渉、石油事業強化のため、大統領令334号により設立。授権株式100万株(額面なし)、当初政府60%応募、政府持分は51%以上、存続期間50年(自動延長)。

10日 ▶全土にガソリン配給制施行発表——1台1ヵ月当たり200リッター、1家族2台まで(12日実施のはずが結局16日)。首都圏の休校は11月12~19日間。

12日 ▶石油問題で ASEAN 同盟国に共同歩調要求——公式筋声明、マレーシア、インドネシアに域内への石油供給優先取扱いを求めるなど、外交ルートを通じて呼びかける。

13日 ▶外出禁止時間中の PC 行動制限——正当な事由なく路上を徘徊し、みだりに火器をもてあそび、ナイトクラブ等に入出している事実が増大しているので、士官・兵士・文官の許可を受けない行動に対して。

▶新林業改革法公布——(大統領令)。

▶初代サウジ・アラビヤ大使任命——回教徒の Lininding Pangandaman。なお同国との間では石油買付交渉が進行中、またフィリピンの石油化学コンビナートへの投資を検討する委員会設置で合意。一方同日高裁判事にも回教徒を任命。

▶輸入信用状の保証金準備率引上げ——30%から74年1月末までに50%に(中銀回状386号)。

14日 ▶各国と石油交渉——消息筋によれば、ロムロ外相は国連でソ連と石油供給を受ける交渉を開始し、また中国は名目的な量の石油を供給してよいと申し出た。またタド情報相によると、米国は在比米軍基地の消費相

当分の年間約100万バーレルを供与することに同意した

(注) 商業会議所 Wigberto Clavecilla 会頭は訪中の際、周首相から石油供給の申し出を受けたという。

▶大統領、自治体役員の保護通達——国防相、地方自治相に対し、州市町などの公選職は、大統領の事前の許可なく逮捕しない、軍が訊問を行なう時は地方自治相と協議する、民間法廷管轄事件の調査に軍が介入しない、戒厳令以前の事件の調査訊問は大統領、地方自治相の承認を要する、など。

16日 ▶アジア競技連盟理事会で比代表退場——台湾の代わりに中国を代表とする執行委決議(9月)批准問題で抗議のため。20ヵ国中反対はインドネシア、南ベトナム、カンボジア、フィリピン、台湾。棄権はイスラエル、韓国。

▶ブルガリアと国交樹立——国連代表部で共同コミュニケに調印。

18日 ▶中東政策再確認の大統領声明——(要旨)現政権下で対外政策は根本的な方向転換を行なった。社会主义諸国との国交樹立および、より直接的に重要な中東政策の再明確化である。その主要要素は、①イスラエルによるアラブ領土強制占領を侵略行為として非難、②国連安保理決議242号に従いイスラエル軍の全アラブ占領地からの撤退、③パレスチナ人民の合法的権利の回復、である。これらの必須の要件をイスラエルがみたさなければ、フィリピンーイスラエル関係をさらに再検討することになろう。

19日 ▶食料生産、輸出部門に石油の優先供給——主要物資閣内委員会は、パテルノ工業相を通じ石油各社に、農・工業の必要とする燃料の供給を最優先するよう命令。

21日 ▶日本から商品借款 106 億円——東京で調印、3800万ドル、年利3.25%、期間25年(据置7年)。

▶国際赤十字代表団、拘置キャンプ訪問——キャンプ・オリバス、男女1,051人を拘置中。戒厳令以来3,334人の大学生、同卒業生、専門職が出身。

▶カトリックの対政府態度について——Julio Rosales枢機卿、シアトルで語る。戒厳令政権に対する抵抗は実際上存在しない。司祭4,000人、修道女6,000人のうち地下に潜入したのは4人以内である。しかし多くの司祭は地主から煽動だと非難されている。

▶マサガナ99運動第2段階開始——74年4月まで。作付目標は灌漑田で35万ヘクタール。

22日 ▶新卒医師・看護婦の強制的農村勤務——大統령命令、国家試験後その結果を待つ間、医師6ヵ月、看護婦4ヵ月。またDBPに民間病院建設のため5年間に3億ペソを準備するよう命令。

▶チェコ、貿易協定を希望——来比中(21日~)の

Bohuslav Chnoupek 外相、キアソン商相との会談で。

▶国内砂糖市場安定化——オリバス PC 首都圏司令官(国家主要物資運営委員会担当官)が発表、政府在庫11万9046ショート・トン。一方エンリレ国防相はセメント業界のカルテル行為に警告。

▶商務相、中国との双通商協定締結を提案——このほど大統領宛覚書で。

23日 ▶初の中国通商使節団来比——(~12月2日)。团长王耀庭中国国際貿易促進委員会主任以下11人。

▶チェコと大使交換で合意——来比中のチェコ外相とコリヤンテス外相代理との間で。チェコ側は駐日大使、比側は駐スイス大使が兼務。

▶ロムロ外相、アラブ支持を保証——同日のサウド國家放送。サウジアラビアのファイサル国王と会見、マルコス大統領の親書を提出して。

▶大統領、違反石油会社の調査を命令——農業その他必須産業への割当削減、1巨大外國石油会社が非生産部門へ一挙に45%も割当を引上げたことなどに対して。国防相と石油業委員長を調査官に任命。

▶糖業界、ポーランドから肥料4万トン輸入認可——タンコ農相(肥料業委員長)発表。尿素肥料、C&F、トン当たり225ドル。

26日 ▶比国際貿易公社正式発足——会長は貿易相、社長 Filemon C.Rodriguez、現在の資本金2000万ペソ、うち政府出資1200万、民間800万ペソ(7月21日付大統領令252号により設立)。社長任命は中國代表団の大統領訪問の際行なわれた。代表団は大統領に綠肥(有機肥料)サンプルを贈った。

▶石油製品無関税輸入承認(9日付大統領令333号)

27日 ▶ガソリン暫定10セントボル値上げ認可——石油業委員会(OIC)、28日から。新小売価格:ハイオク・ガソリン64、普通58、ディーゼル油47(リッター当たりセントボ)。その他各種石油製品も。Ponciano Mathay OIC委員長は、石油節約のため石油在庫は55日分に増加し、数週間以内に石油情勢は緩和されると表明。

▶5州に災害地宣言——布告1210号。西ビサヤのカビス、西ネグロス、アクランの3州、カガヤンのカガヤン、イサベラ両州。このほどの台風“Openg”による被害に対して。

▶フィリピンに原油削減緩和——アラブ連盟リアド事務局長発表。

▶中国、石油供給の用意あり——代表団、NEDA長官との会談で表明。

28日 ▶大統領、石油製品供給正常化を通達——ガソリンスタンドなど販売店は常時開店し石油会社は供給を確保すること、医師、看護婦等に特配すること、石油節約

計画関係官庁は現行緊急政策を検討すること。この緩和はアラブ側の緩和だけでなく、節約政策の結果需給が好転したためとしている。

▶日本から輸入玄米7,000トン到着——日本との今年度契約7万5620トンの第1陣。期間30年(据置10年)。

29日 ▶産業用燃料割当緩和——パテルノ工業相(国家主要物資閣僚委員会の石油運営センター委員長)発表。同センターが個別に決定するが、1~9月比削減率は当初の25%ではなく20%以内。また各州は燃料節約・割当の配給機構を組織するよう命ぜられた。

▶投資会社新ガイドライン発出——(中銀回状)。

▶日本に砂糖9,000英トン輸出——本日の日本向積出分を含め今年の米国外への輸出は計7万1731英トン。

30日 ▶「バイ・フィリピン」運動開始——「われわれ自身を買い、使う運動(PAGASA)」。情報省が提唱し、昨年のこの日発足した「フィリピン人万歳運動」のプロジェクトとして採択。

▶2社会主義国航空会社の乗入れ考慮中——民間航空局声明、エアロフロートおよびチェコスロバキア・エアラインズ。

## 12月

1日 ▶大統領、回教徒反対と協定——先月27日、スル州 Suoc でスル、バシラン、南サンボアンガの反対指導者と会見、さらにマニラで交渉を続け合意に到達。大統領は土地分配不均衡、刑事上の追及、作戦に伴う家財破壊など、反対の苦情にもっともな点があると述べ、道路の復旧・新設、国際港開設、スル、サンボアンガの自由港化など復興開発計画を強調した。また①土地改革、②反対の個別の審査、③正常化、④奨学金拡充、⑤回教徒の官職任命、⑥民間資金による回教寺院建設、⑦バシランの行政的分離、⑧恩赦期間再開の方針を明らかにした。

2日 ▶協同組合出資の農村銀行第1号設立——ヌエバ・エシハ州で、払込資本100万ペソは農村銀行では最大。

3日 ▶石油運営センターに石油問題の全権——割当削減回復、製品の移動その他。

4日 ▶中国代表団の提案した貿易協定——2日帰国の代表団成果についてクラベシーリヤ商業会議所会頭発表。①3年間にフィリピンの輸出4000万ドル、輸入2000~2500万ドル、②輸出品目は銅、クローム、ニッケル、ココナツ油、アバカ、原木、ベニヤ・合板、可塑剤など各種製品。輸入品目は各種資本財、大豆粕、ミール・骨粉、罐詰、農具・農業機械など。代表団は石油問題は北京で上部と協議する、フィリピン側が政府代表団を送れば実現できる、と言明。

▶クリスマス・シーズンの外出禁止令緩和——情報相発表。①クリスマス・イブと新年前夜は解除、②12月16～31日は午前1～3時の間外出禁止、③クリスマス飾り電球は25ワットまで。

▶大統領、銅精錬計画で協力要請——産銅各社首脳と会見、南北に年産8万～12万トン規模の精錬所各1基の建設計画を発表。

▶マカチでルーマニア貿易見本市開催——(～16日)。ルーマニア商議所とマカチ町の共催で、同国の約20社参加。キアソン商相は開会式演説で、両国経済会議を創設し定期協議することを提案。

▶フィリピン荷主会議を強化。

5日 ▶世銀、道路借款6800万ドル承認——米、仏、イス5民間銀行のシングル・ローンで、ルソン島の道路700kmの建設・修復に使用され、国内資金は4億2300万ペソ。24年返済(4ヵ年据置)、利率7.25%。(12月12日調印)。

6日 ▶大統領、雇用水準維持アピール——商業会議所年次総会(創立70周年記念)で演説、雇用主が誠意をもって雇用水準維持に努力すること、富裕層が不当な富の誇示や浪費をやめることを呼びかけ、政府は生産継続と雇用維持を優先して燃料を割当てる、と述べた。

▶石油5社、原油供給約束——石油業委員会発表。12月中旬に436万9000バーレル。別に輸送途上の量が228万1075バーレル。

(注) フィリピンの1～9月間の月間平均輸入量461万3226バーレル、9月は475万6893バーレル。

7日 ▶首都圏のLPG製品小売価格引上げ——石油業委員会命令、10日実施。航空ガソリンは即日値上げ。

▶海外特許料、賃借料送金規則緩和——(中銀回状)。

▶ルーマニアから肥料3万トン輸入へ——農業天然資源省発表。尿素、硝安カルシウム、硝安各1万トンで糖業向け。

▶土地改革資金に国債10億ペソ発行——シカットNEDA事務局長声明。期間25年で、土地銀行の資金として、農地の支払いへの融資と保証に使われる。消化先是中銀、DBP、PNB、NIDC、SSS、GSISその他政府機関。

▶暗殺計画容疑者シンガポールで逮捕——シンガポール当局発表。英人爆発物専門家Alfred Brian Borthwickおよびマレーシア人1人で、昨年のマルコス大統領暗殺計画参加のかどで、11月7日逮捕され、国内治安法により裁判なしに2年の刑。

10日 ▶反政府リーフレット配布で逮捕——マニラ市内で。Augusto Almeda Lopez, Lorenzo Tañada Jr., George Gaddi。

▶原油、石油製品の販売・流通の国家管理化——(一般命令41号)、新設のフィリピン国家石油会社(PNOC)に。

(注) 会長兼社長代理に一旦パテルノ工業相が任命されたが、18日会長兼社長としてGeronimo Z. Velascoが任命された。

11日 ▶アジア開銀から借款2960万ドル——マニラ国際空港の拡張費としてこのほど承認。金利7.5%、期間20年(据置5年)。

12日 ▶大統領、中東政策の立場再確認——訪問したシリヤ代表団のAbdul Halim Khadam副首相兼外相に對して。

▶官房長官、動力資源の国家管理提唱——フィリピン開発アカデミーのエネルギー資源会議へ報告書提出。少なくとも4分野を国家管理化—①精油所の経済的効率的運営、②地域開発、③貯蔵能力の拡大、④PNOCのタンカー取得によるタンカー確保。

▶サリバン米大使、援助継続保証——マニラ・ライオネズ・クラブの演説で。東南アジアが自立を準備する間、安全保障と経済面の援助を続ける。

13日 ▶アラブの石油に現金支払の用意あり——本日付クエート現地紙とのインタビューで、ファローラン特使が言明。

14日 ▶メラルコの燃料タンク爆発炎上——早朝、マカチにあるRockwell発電所で。政府は15日から破壊活動の線で捜査開始。

▶NEDA、優先分野に追加指定——6-IPPに発電用石炭採掘と石油探鉱、開発施設などエネルギー関係2業種。その他7業種。4-EPPも追加。

▶警察軍第1管区で人事異動——中・北部ルソン関係。

15日 ▶大統領夫人帰国——先月から石油供給交渉のため、大統領代理としてひそかに外遊中。14日にイランのペルシ国王と会見、従来の水準での連続的な供給保証を得た、と発表。

(注) イランはサウジアラビア、クエートに次ぎ1～9月間に213万1571バーレルを供給。翌日、大統領官邸は原油供給がセメント、砂糖とのパートナーおよび、比国内の農業、牧畜、小麦栽培、精製事業への投資が条件となるかもしれないと発表。

17日 ▶全セメント輸出停止——セメント生産が燃料多消費型であるため。

▶日本の対アジア「マーシャル計画」を提唱——ロムロ外相、シンガポールの外人記者団に対して。

▶大統領、首都圏の産業安全対策を命令——先週のメラルコ事故にかんがみ、①産業安全圏をマニラ市庁から半径50キロに拡大し危険な産業施設の設置を禁ずる、②現存の危険施設はできるだけ早急に新安全圏外に移転、

③移住委員会を線引き移住委に拡大して、環境保護機関とする。

19日 ▶比：インド文化協定調印——マニラで。

▶NEDA、アラブ資金導入を検討中——エネルギー開発計画に対して。

21日 ▶リー首相の1月訪比本決まり——シンガポールから帰国したロムロ外相が報告。

▶アジア開銀、第3次クレジット・ライン承認——PNBに対し2500万ドル。フィリピン民間開発会社(PDCP)に再貸付。

▶フィリピン・アマチュア競技連盟、態度表明——大統領特別委勧告の国家スポーツ振興委構想に対して。執行委と全国オリンピック委員会は、アマ・プロ両者の統合・統制はアマチュア身分を脅かすとして、振興委は国民の体位向上計画の準備・実施に限れと決議。

▶政府、エッソ子会社買収——政府(比國家石油会社)はエッソ・イースタン社との間でエッソ・フィリピンズ社(73年販売シェア18%)の買収契約に調印、現金1950万ドルを支払った。同時にエッソ所有の Bataan Refining Corp. の株式57%も取得した(43%はモービル社所有)。社名も Petrophil, Inc. に変更。

22日 ▶バシラン島、独立州に——大統領、投降したタウイタウイ、スル、バシラン、南北サンボアンガの回教徒反徒指導者141人を前に発表(25日大統領令公布)。

▶中小企業に DBP から 5 億ペソの融資——農村部での中小企業設立・発展を奨励するため、融資その他の援助を与え、全省が参加するプロジェクトとするよう閣議決定。

▶民間航空統合計画実施へ——国際路線、国内路線を通しフィリピン航空(PAL)1社が運航するという、さきの決定ができるだけ早急に、1月2日以前に実施するよう、関係機関に大統領の通達。

23日 ▶大統領、対地主即時補償を命令——マルコス大統領は農地改革相と蔵相に対し、農地改革法によりすでに分配された土地の地主(50ヘクタール以上を保有する1,500人の地主、25万ヘクタール)に書式を配布し、来年1月31日までに支払うことを指令。地主は、農民の申告した収穫量にもとづいて即時支払いを受けるか、農民の数字に異議を申立て収穫量を申告するかを選ぶ。

▶ルーマニアと60万ドルの輸出成約——帰国の同国貿易代表団 Maximilian Vardan 語る。トラクター100台、45万ドルと尿素1万トン、15万ドル。さらに肥料生産の合弁で合意、またソーダ灰プラントの合弁でも交渉が行なわれた。その他石油探鉱への参加など。

24日 ▶フィリピン綿花会社設立——大統領令で設立、政府民間合弁で当初資本金2000万ペソ、払込資本100万ペソ(政府60%)、フィリピン綿花栽培計画の立案、実施権限を与えられている。

25日 ▶大統領付行政改革委員会の任期延長——1974年6月30日まで。

27日 ▶日比友好通商航海条約の批准書交換——マニラでロムロ外相とト部日本大使の間で。1ヶ月後に発効。ロムロ外相は「フィリピンが ASEAN で考えられているような関税同盟ないし自由貿易地帯に加盟する場合は条約の調整が必要となる」旨の覚書を伝達。

両者はまた、47億2900万円のプロジェクト借款を供与する書簡を交換。

(注) マルコス大統領の批准は12月21日、日本政府は24日。

29日 ▶軍将兵の待遇改善——フィリピン軍記念日に当たり大統領令で。①全職員の生計費1日6ペソに引き上げ、②フィリピン退役軍人投資開発会社(資本金1000万ペソ)設立、③地方退職・別居手当基金、④全上級将校の昇格(副参謀長は少将から中将に、4軍司令官は准将から少将に)、⑤死傷将兵の家族に対する教育費、⑥将兵に対する大学奨学金、⑦退役軍人援助委員会設置。

▶首都圏で退廃亜鉛鉄板押収——マニラ市、ケソン市で10万3000枚。

30日 ▶土地銀行を対外借入法の対象に——(大統領令351号)。これによりフィリピン土地銀行は貸付けのために、大統領が借り入れた借款、信用、負債から得た資金を受取ることができる。また工業、農業、その他経済社会開発プロジェクトのペソ資金を含めた直接、間接の所要外貨の支払いのために、対外借入法から得た資金を新たに貸付けることができる。

▶マルコス大統領の任期延長——この日正午旧憲法下での任期を終了。AP によると軍隊は反対派による騒ぎを防止するため警戒体制に入った。警察軍、厄介な事件の報告1件もなしと発表。

## 参考資料

1. 新憲法公布布告（大統領布告1102～1104号）
2. 新憲法批准と戒厳令続行を布告するに当って（大統領演説）
3. 閣僚名簿
4. 農地改革進捗状況
5. 主要経済措置リスト

### 1. 新憲法公布布告（大統領布告第1102～1104号）

#### A. 大統領布告第1102号

1971年憲法議会提案の憲法をフィリピン国民が批准したことを発表する

1971年憲法議会が提案した憲法はフィリピン国民による批准に付されるものであり、1972年12月31日付大統領令第86号にもとづいて、町ではバリオ（村落）、および特別市では地区・区に市民集会が設置され、それは、少なくとも6ヵ月間バリオ、地区ないし区に居住し、15歳以上のフィリピン市民であって、バリオ、地区、ないし区の保管する市民集会メンバーのリストに登録された者全員から構成されており、

該市民集会はまさに、民主的過程における市民参加の基盤を拡大し、重要な国家的課題に関して市民が見解を表明できる十分な機会を与えるために設立されたものであり、

国民の要求にこたえ、かつ1973年1月5日付大統領令第86-A号にもとづき、以下の質問が市民集会すなわちバランガイに提出されたのであり、すなわち、あなたは新憲法を承認しますか。あなたは新憲法を批准するために召集されるはずの国民投票（訳注、プレビサイト）を今でも必要としますか。

全バランガイ（市民集会）の1497万6561人のメンバーは憲法案の採択に賛成票を投じ、これに対しそれを拒否する投票をした者は74万3869人であった。他方、国民が新憲法を批准するためには召集されるべきプレビサイトをなお欲しているかの質問については、1429万8814人が、プレビサイトの必要はなく、バランガイ（市民集会）をプレビサイトの投票とみなすべきだと回答したのであり、

国民投票（訳注、レファレンダム）の結果、バランガイ（市民集会）メンバーの95%以上が新憲法に賛成していることが明らかとなつたので、バランガイ会議は、新憲法がすでにフィリピン国民によって批准されたと考えるべきだと強く勧告したのであり、

よって私、フィリピン大統領フェルディナンド・E・

マルコスは、憲法によって私に賦与された権限によって、ここに、1971年憲法議会が提案した憲法は、フィリピン全土の全バランガイ（市民集会）メンバーの投じた票の圧倒的多数によって批准され、かつそれによって効力を発したと認証し、布告するものである。

右証拠として、私は手づから、この文書の上にフィリピン共和国国章を貼布する。

マニラにおいて、1973年1月17日

フィリピン大統領

フェルディナンド・E・マルコス（署名）

官房長官

アレハンドロ・メルチョール（副署）

#### B. 大統領布告第1103号

新憲法第17条（経過規定）に規定された暫定国民議会は召集されないと宣言する

1972年12月31日付大統領令第86号にもとづいて、町ではバリオ、特別市では地区・区にバランガイ（市民集会）が設置され、それは、バリオ、地区ないし区に少なくとも6ヵ月間居住し、15歳以上のフィリピン市民であって、バリオ、地区ないし区の書記が保管する市民集会メンバーのリストに登録された者全員から構成されており、

該市民集会はまさに、民主的過程における市民参加の基盤を拡大し、重要な国家的課題に関して市民が見解を表明できる十分な機会を与えるために設立されたものであり、

1973年1月5日付大統領令第86-A号および1973年1月7日付大統領令第86-B号にもとづき、あなたは新憲法を承認しますか、という質問がバランガイに提出されたのであり、

全バランガイの1497万6561人のメンバーは憲法案の採択に賛成票を投じ、これに対してそれを拒否する投票をした者は74万3869人であった。しかしに新憲法を是認した者の多数は投票に際し、経過規定中に規定された暫定国民議会は召集すべきではないという要求によって条件を付していたのであり、

新憲法の第17条第3節(1)によって大統領は、暫定国民議会をいつ召集すべきかの自由裁量権を与えられているのであり、

よって私、フィリピン共和国大統領フェルディナンド・E・マルコスは、憲法によって私に賦与されている権限によって、かつフィリピン国民の至高の意志に従って、ここに、新憲法の第17条（経過規定）で規定された暫定国民議会の召集は停止されるものとする、と宣言する。

右証拠として、私は手づから、この文書の上にフィリピン共和国国章を貼布する。

マニラ市において、1973年1月17日

フィリピン大統領

フェルディナンド・E・マルコス（署名）

官房長官

アレハンドロ・メルチョール（副署）

#### C. 大統領布告第1104号

##### 戒厳令の続行を宣言する

1972年12月31日付大統領令第86号にもとづいて、町ではバリオ、特別市では地区・区にバランガイ（市民集会）が設置され、それは、バリオ、地区ないし区に少なくとも6ヵ月間居住し、15歳以上のフィリピン市民であって、バリオ、地区ないし区の書記が保管する市民集会メンバーのリストに登録されている者全員から構成されており、

該市民集会はまさに、民主的過程における市民参加の基盤を拡大し、重要な国家的課題に関して市民が見解を表明できる十分な機会を与えるために設立されたものであり、

1973年1月5日付大統領令第86-A号および1973年1月7日付大統領令第86-B号にもとづき、あなたたは戒厳令が継続することを欲しますか、という質問がバランガイに提出されたのである、

1522万4518人が戒厳令の継続に賛成票を投じ、これに對してわずか84万3051人が反対投票をしたにすぎないのであり、

よって私、フィリピン大統領フェルディナンド・E・マルコスは、憲法によって私に賦与された権限によって、ここに、戒厳令は時勢の必要とフィリピン国民の欲求にしたがって続行されるものとする、と宣言する。

右証拠として、私は手づから、この文書の上にフィリピン共和国国章を貼布する。

マニラ市において、1973年1月17日

フィリピン大統領

フェルディナンド・E・マルコス（署名）

官房長官

アレハンドロ・メルチョール（副署）

#### 2. 新憲法批准と戒厳令続行を布告するに当つて

（1月17日、バランガイ会議における、フェルディナンド・E・マルコス大統領の即席の演説）

*Official Gazette, Vol. 69, No. 7, 73-2-12.*

傍線部分はタガログ語。

本日バランガイ会議 (*Katipunan ng mga Barangay*) はここに正式に、全土にわたる市民集会すなわちバランガイの会議の結果を提出した。バランガイは総計3万5000である。全国バリオ評議会連合クルス会長から結果が提出された。同会長はこの文書を私に手渡したので、それを諸君に読み上げたいと思う。

大統領、1972年12月31日付大統領令86号にもとづくバランガイ、すなわち市民集会が1973年1月10～15日に行なった、最近のレファレンダムの結果を提出できるのは光栄であります。レファレンダムでは次の質問に対し下記の回答が得られました。

A. あなたたは市民集会を、わが国民に影響する諸問題を決定すべき民衆的政府の基礎として是認しますか。

賛成 1529万0639

反対 46万2852

棄権 77万6930

B. あなたたは新憲法を是認しますか。

賛成 1497万6561

反対 74万3869

棄権 80万9991

しかしこれにはひとつの留意があります。大統領、私は次の事実を強調したいと思います。すなわちこの質問に対する賛成票は条件付きであります。投票者たちは、新憲法の経過規定中に規定された暫定議会の設立と召集を除いて新憲法に賛成である、旨を明らかにしました。

C. あなたたは新憲法を批准するために召集されるはずの国民投票（プレビサイト）を望みますか。

賛成 132万2434

反対 1429万8840

棄権 90万9173

大統領、私はさらに次のことを指摘したいと思います。投票者たちは、新憲法賛成投票をもってかかる新憲法の批准とみなしているから、それ以上のプレビサイトは望まないことを明らかにしました。

D. あなたたは1935年憲法中に規定されている1973年11月の選挙を挙行することを望みますか。

賛成 120万6721

反対 1443万1057

棄権 89万2643

E. 1973年の選挙が挙行されないなら、次回選挙はいつ行なわれるかを望みますか。

7年後 201万6711

7年目 851万3167

6年目 226万4668

5年目 138万8555

4年目 80万9991

3年目 52万8973

2年目 44万6321

1年目 38万0200

0 18万1835

次の質問（訳注、F.に相当）：あなたは戒厳令が継続することを望みますか。

賛成 1522万4518

反対 84万3051

棄権 46万2852

これらの結果は1973年1月16日夜半現在のものであり、レファレンダムを行なうべく設置されたバランガイ、すなわち市民集会数推定3万5000のうちいまだ3万1298だけに対応するものであります。私はまた次のことを指摘したいと思います。大多数はここに挙げた6間に回答しましたが、バランガイによっては、11問、あるいは12問、あるいは29問の質問に回答しました。事実上、これは次の事実に起因しました。あるバランガイでは検討を要請された最初の5問についてすでに集会を開いていましたが、他のバランガイではまた、その後に集会を開き、上記6問だけに回答したのです。

このことは一部は、バランガイに奨励して、上記6間に追加して、バランガイが望む問題を提起し回答するようにさせた、われわれの努力が成功したからであります。それらの問題はすべて、意思決定過程に参加したいという国民の欲求のあらわれであります。

私は、地方自治地域開発長官が市民集会自体の要請にもとづいて、第1セットの5問と第2セットの6問を含める権限を与えていたことをお知らせしたいと思います。提出されたもとの5問はあらゆる市民集会に伝達されましたが、1月第1週の何日かに、これら集会のメンバーである市民から提起されるあらゆる問題について、公然たる討議ならびに投票を行なうよう主張する電報が数限りなくとどきました。

市民集会の要請および、討論を省略したり市民集会の決定権に限界を設けたり決してしてはならないという基本原則に沿って、市民集会は、提出し票決したい

どんな問題についても、決定する権限が与えられました。

諸君、たとえカピタネス・デル・バリオ（訳注、村長達）の決議がないとしても、たとえ労働者・婦人・青年・市民・実業家グループの側から安定を求める要請や請願がないとしても、だれが1400万なり1500万の国民の意見とねがいを無視できようか。

したがって私はここに諸君の出席のもとに、新憲法が…（拍手）…によって批准された旨の布告に署名する。しかし私は、われわれがさらに進んで、暫定国民議会の開会を停止することにより国民のねがいを遂行することを要請するものである（拍手）。新憲法が批准とみなされたら、第17条3節1項にもとづき、いつ暫定議会を召集すべきかを決定する権限はフィリピン大統領がもつという事実に注意を喚起したい。そのような権限行使し、市民集会を通して表明されたような国民の欲求にもとづいて行動するため、私はここに諸君の面前で、暫定国民議会期の開会と召集を停止することに署名する。

このような質問が出るかもしれない。暫定国民議会はいつ召集されるであろうかと。この問題は周期的に再検討、再評価することにしよう。私の意図は、必要な間だけ戒厳令を維持し、その権力を行使することである。今や正常状態に復帰しようとする意識的にして入念な努力がなければならない。正常状態に帰ったら…（拍手）…正常状態に帰ったら、新憲法の一切の規定をかならず実施するようにさせるのが全国民の責務であり、義務である。

諸君、同時に、さらに国民のねがいに従って、諸君の面前で戒厳令続行を布告するこの命令書にも署名するものである。1971年憲法議会の憲法案をフィリピン国民が批准したこととを発表する布告は布告第1102号であり、私は今諸君の面前で署名する。暫定国民議会召集を停止する布告は布告第1103号である。よってここに署名する。戒厳令続行を宣言する布告は布告第1104号である。私は諸君の面前でそれに署名する。

私は全員に新憲法批准の効力を説明していなかった。

したがって本日正午をもって新憲法は発効している（拍手）。これほど力強く、これほど一致して、これほど圧倒的に表明された国民のねがいは、民主的であると称する政府のいかなる権力によっても、無視できない負託である。おそらく法律的事項に対する、裁判に付すべき事項に対する、法律の専門家や解説者に委ねらるべき事項に対する、国民の発言権に限界を設けることはできよう。しかしそれわれおよび国民が純粋に政治的事項と考えること、特に國の基本法に關係することについて、國民が発言する資格を剥奪することはできない。

教員、選挙調査員、また選挙委員会の代表さえいる前で、公然と投票した数百万人をあざむくことはできない。国民に提起された政治的問題はまさに、国民が望む政治形態にかかわることであった。主権の行使にかかわることであり、そのような主権を行使する仕方にかかわることであった。国民の意志を無視するというほのめかしは、考えるだけでもあまりに恐ろしい。なぜなら、いかなる政府権力でも、万一あえて国民の意志を無視するなら、それは反乱の妥当な根拠となるであろう。戒厳令の理由は必要性ということである。したがってわれわれが与えることができ与えなければならない唯一の回答は、この行為が共和国を維持するために必要だということである。

私に問い合わせられた質問は——ここに提出されたあらゆる決議に耳を傾け、いくつかの報道機関すでに発表された結果の正式公示を読んだところでは——、そして私が自身で問い合わせつづけている質問は次の通りである。戒厳令を布告した諸目的を達成するために新憲法の批准を公布することが必要であるかと。答はイエスである。なぜならわれわれが万一国民のねがいを無視するなら、命がけでそうするのであろう。いかなる政府権力といえども権威なしにただ権力を行使することはできない。たとえ戒厳令権力であっても。戒厳令は国民の意志によって行なう主権の行使である、というのが私の一貫した立場である。

私が1972年9月21日に戒厳令を布告した時、旧憲法に従ってそうしたのである。旧憲法は国民に属する主権の表明であった。戒厳令は国民を保護するため、共和国を保護するために行使された。戒厳令はひきつづき、この目的のためにのみ行使さるべきであり、かくして、改革と進歩を続行し新社会を打ちたてるために、新憲法が批准されたとみなすことが必要であると国民がすでに決定したので、したがって国民の機関であるわれわれはからず、国民の意志を翻訳し、文書化することが必要となつた。よってわれわれは新憲法の批准を布告する。

バランガイについて当初いくつかの疑問が提出された。われわれの代表である、バランガイ会議会長、リサール州パシグのクルス氏がバランガイについて述べたように、フィリピンの国の様々の島にバランガイが作られてから1000年が経過した。バランガイはボルネオ、スマトラその他の島々から到来したものである。フィリピンに〔西洋から〕外来者が到来する以前、各バランガイの指導者を誰にするかという時、とりわけ成員が危険に直面した時、バランガイにはえらぶ慣習がすでに確立していた。事実、首長、ダトゥ、スルタンが存在した。外来者の到来以前、主権が世襲制に従って継承されたことは

事実であるが、のちにはわが国の様々のバランガイが危険に直面した時に若者が首長になる機会があり、危険に對処するため誰が指導すべきかをえらぶのは市民自身であった。そして古い首長、ダトゥ、スルタンは脇に退いて、より勇敢で、忍耐づよく、勤勉で、有能な者にバランガイで指揮をとる機会が与えられた。

スペイン人がわが国に到来する以前にわれわれはすでにバランガイを有していた。歴史家のある者は、西欧世界が民主主義をわれわれに提示するはるか以前に、わが国にそれがあったという、奇異に思うかも知れない。しかし多くの例からみて、多数の部族が戦争や危険に直面した時に、村落集会を開き戦時指導者を選出したことは事実である。また首長、ダトゥ、スルタンたちが、人民が生きのびる上に必要な時はいつでも、若い、勇敢で、有能な戦士に指導権をとらせるために、脇に退いたことも事実である。さらに部族が移動しなければならない時にはいつでも、このことは投票のため部族自体に提出された。したがってこの限りでわが国に民主主義があったのである。

しかし外国人支配者はわが国に新しいイデオロギーを持ちこみ、われわれの伝統と歴史を押しのけたのである。しかし過去数十年にわたり民主主義の儀式的形態、個人の尊厳という精神と外的束縛からの自由を放棄したタイプの民主主義をわれわれが経験した点から見れば、平和的、合憲的革命に従っているわれわれが今や父祖の道に立ち帰り、主権をそれが実際に属し、そこから発生するところ、すなわち国民に返すべき時である。そうすることにより、そのように市民集会すなわちバランガイを設立することにより、われわれは単に主権を国民に返すばかりでなく国民を統一させるのである。市民集会においてわれわれが目撃したものは何か。バランガイには政党はない。ナショナリスト党も、リベラル党も、市民党も、キリスト教社会党も、ただ一つに団結した市民以外にはどんな色彩もないのである。したがってわれわれは市民集会のもとで、統一された国と統一された国民をもつるのである。

またこういう質問がある。なぜ市民集会すなわちバランガイにはたった15歳の者が参加したのかと。なぜなら当時わが国では、多くのバランガイがいつも危険に直面しており、戦いに出る者は老年者だけでなく若年者もそうであった。部族が危険に直面した時はいつでも、部族は誰が武器をとるのかと問い合わせしなかった。彼らは21歳にすぎなかったのか、18歳にすぎなかったのか。否、昔時には12歳の者までもが戦場で敵とまみえたのである。

だから、都市を闘争の場に変えたこれら青年男女が、欲求不満を感じていたためであり、街頭議会以外に苦情

のはけ口がないと知ったからであるとすれば、青年のエネルギーを市民集会の水路に向け直し、彼らの思想、彼らの感情の一切をバランガイを通じて表現できるようにすることが必要となった、ということは当然であろう。これが、これら市民集会に15歳の者を含めた理由である。われわれはわが国において暴力的ならびに平和的デモンストレーション、両者の様相を検討してきた。多くの流血デモや暴動を組織したのは誰か。青年である。15歳、つまりハイスクールの生徒が、暴力を開始しわが国に混沌と混乱を生み出すためにこの革命的情勢を利用した者たちによって、組織されたのである。というのは、今日の15歳はわれわれの世代、私の年齢層に属する諸君の15歳よりも、知識豊富で、心理的、感情的、教育的に複雑なのである。第二次大戦に遭遇しそれらのあらゆる戦闘でたたかったわれわれは、15歳の時、ハイスクールか大学の初年であり、それほどの政治意識はなかった。しかし今日ではちがう。バリオの政治意識高揚に従事した者は青年であった。暴力的デモに加わったのは青年であった。彼らはそれ以外に、その異論、不満と意見、提案と勧告を表明するすべをもたなかつた。今日では彼らには市民集会がある。これが市民、とくに青年が抱くあらゆる苦情の安全弁になることが私の希望である。

自由な討議については少々誤解があった。われわれが自由な討議を切りつめたと考えられた。事実は、われわれはただ、エリートから国民大衆へと自由な討議の権限、あるいは自由な討議の権利を移しただけなのである。私が指導者間で行なわれていた憲法に関する討議を今や市民集会に移すよう命じた時、その考え方には、国民に討議に参加させることであった。というのは私は、ただ少数者、ただエリートだけでなく自分たちが討議に参加することを求める、数知れない要請に接していたからである。われわれがただ少数者やエリートの知恵だけではなく、国民の知恵、堅実な基本的な知恵に耳を傾ける時であった。

エリート、少数者、指導層が国民を、無知、無力、無能なりと見下した時代がそれまであった。国民に対する非難、庇護的態度、それと隣りあって軽蔑があった。誰が何と言おうと、われわれがどんな説明をしようと、真実は、われわれが国内に政治的、経済的、社会的な指導層というエリート・グループを作っていたことであり、彼らが国民大部分の意志を無視していたことである。国民が主権の源泉であるとすれば、国民が主権の真の源泉であることがほんとうならば、バランガイはその主権を表現するもっとも直接的で純粋な形態であり手段である。市民集会について何が言われようと、誰もこのことは否定できない。

われわれが新社会のために作った改革のピラミッドは経済的なもの（もちろん平和と秩序にもとづいた）および社会的なもの（これは国民のために打ち建てようとしている全構造の土台部分である）から始まった。これらの経済的社会的改革は政治的権威と政治的権力に基礎をおいていなければならない。腐敗した旧社会の主な欠陥は、国民がもはや大胆に直接的に政治問題を語れないところにあった。国民は水路を通さなければならなかつたが、それはしばしば詰まつた。政治指導者かマスコミを通したが、両方の場合とも水路に欠陥があつたにちがいない。国民の声は腐敗した民主主義の儀式によって窒息させられた。私が大統領である限り、私が社会を変革しようとする努力を先導する限り、ふたたび国民の声を、政治的、経済的、社会的指導層や、マスコミや、情報を翻訳し直し伝達するその他の手段によって、そのように窒息させられることを決して許してはならないというのが私の決意である。

くりかえして言うが、今はわれわれが次の事実を受け容れる時である。つまり、細心で賢い指導者は、賢いと称する者だけでなく、あらゆる者の声に耳を傾けなければならぬし、国民は堅実な性質の知恵を保持しており、それが危機の際に国に均衡を保たせるのである。われわれは自由の形態の方を重んじて精神を放棄していた。あまりに多くの者が、あえて国民のために語つてゐると称していた。あまりに多くの者が国民の意志の通訳者の役割を引受けているが、たいていは自分で任命していたのである。今やわれわれは主権の発するところを追求して主権そのものの源泉に至つた。それはつまり国民である。この事実はいくら強調してもし足りない。われわれが精神よりも形式に取りつかれるようになっていたからである。市民集会およびバランガイを通して、主権をその真に帰属すべき者、すなわち国民に返すことが、立憲革命の一部になるようにしよう。

革命は単なる闘争や流血以上のものである。革命は基本的に変化である。われわれの社会に導入できるもっとも有力な変化は、国民が主権を表現できるような仕方でのこの変化である。国民の一部には、フィリピン国民全体を統一させる兄弟愛を忘れる傾向があった。党派グループ、経済グループ、プレッシャー・グループに分裂する傾向があつて、進歩と近代化のわずかな報酬にあずかる保護を求める人は、これらの分裂的グループの保護を求めたのである。われわれはオリガードだけでなく政治家が国民を分裂させつづけることを阻止している故に、われわれがかならず同じ分裂的勢力が再生することを妨げる制度を打ち建てることが今や必要である。

この重大時にのぞんで、私は諸君、バリオ・キャブテ

ンおよびバリオ評議会、労働・青年グループに次のことを明らかにしなければならない。諸君が意志決定にあたって無視するよう指定した政治家たちが、実際は彼らの特権と権利を廃止する努力に参加したことである。下院・上院議員に対して公正に言えば、いずれにせよ彼らの大部分のことだが、彼らに対して公正に言えば、彼らが憲法批准がわが社会における自己の特権的地位の終わりを意味すると十分承知しながら、憲法批准の努力に参加することに同意したことをお伝えしたい。こうして、彼らが今や傍観者の側に移り、恐らくは関心ある観察者の役割を果たしているので、彼らもまたわれわれの祝意を受ける資格がある。われわれは今日、これら議員たちのために拍手することで、正式にそのような祝意を彼らに送るものである。

もちろん議員たちは事態の変化を悲しんでいる。しかし彼らは変化がなければならないことを承知しており、変化の波の奔騰に逆らうよりはそれを引起すことを助けたのである。また、憲法議會議員たちが、彼らが所属する暫定議会が召集されないこと、および、彼らがその特別の地位を犠牲にしなければならないことを十分承知しながら、それにもかかわらず、憲法批准の努力に加わった事実に留意することが必要である。したがって私は彼らに対しても祝意をのべる。国民は、社会における自己の特別の地位を自発的に放棄した人々に対して国民が負っているものに、どのように感謝すべきか知つていよう。

またビジネス・市民グループに対して公正に言えば、彼らは、国民の意志を決定することができるよう、協力し、あらゆる支持を与えたと言いたい。ビジネスは待った。ビジネスは、混沌、混乱、無政府からはじまつたこの運動がついには安定の結果となると期待して急ぐことを控えた。安定なしには彼らの努力が何にもならなくなるからである。彼らはまた、この混乱からついには、統一および近代化と進歩に向かう単一の方向と確信が生まれることを祈ってきた。

新憲法の批准にともなって安定はすでに得られたと言えるだろう。したがってわれわれはビジネスおよび民間部門に対し進歩と近代化をめざす努力に参加するよう呼びかける。ある者は市民のある者の要求に驚いた。その報告から引用すると、万一他の一切の措置が失敗したら、大統領は革命政府を組織し樹立するよう導かれるべきだというのである。私も驚いた、われわれが憲法を批准するならどうして革命政府について語れよう。両者は並び立ちがたい。革命政府なるものはあらゆる憲法と憲法の原則を完全に無視したものである。それは憲法にかえてその代わりに軍司令官の意志ないし革命評議会議長の意

志を据えるものである。私が大統領である限り革命政府を組織することはしないであろう。(拍手)

この勧告を提出した市民集会は單に、大衆に無政府と混乱と困窮をもたらした現状に、がまんできないことを表明しようとしたのだと思う。この革命政府という問題は勧告された問題のリストにはのっていないからである。それは、地方自治地域開発省長官宛に送られた幾通かの電報のぞいては、決して持出されたことがなかった。これは市民集会から出された自発的な勧告であって、くりかえして言うが、彼らが言っていることはきわめて明快であって、誤解の余地があつてはならない。彼らが言うところは、万一わが社会に安定と平和をもたらすべき他のあらゆる措置が失敗したら、大統領は革命政府を組織・樹立すべきだということである。しかしこれを権力にある者および、何らかの方法で権力を追求すべき者に対する警告としよう。あらゆる人々に知らしめよう。国民は語った、そしてもはや共和国の安定を掘りくずそうとする企ては容赦しないだろうと。彼らは共和国に対して武器をもつて反乱のために起ち上りはしないが、彼らが席に就かせた共和国を守るためにには武器をもつて起ち上るであろうと……(拍手)。国民が憲法を批准したと述べる時、彼らが憲法を無視しない、憲法を捨てないといつもりであることはきわめて明らかである。

しかしながら、そのように憲法を批准しながら、そのように憲政政府の続行に承認を与えながら、国民はまた戒厳令を続行してほしいとの欲求を表明したのである。諸君、このことは、国民がまず何よりも、どんな性質の改革よりも前に、何物にもまして、わが国に平和と秩序と安定がなければならないと、要求していることを意味しているだけである。したがってわれわれは平和と秩序に第1の優先を与えるであろう。平和と秩序がありうる前に、万人に対する正義がなければならない。万人に対する正義がある前に、わが政府内の腐敗した望ましからざる分子を取り除いておく必要がある。これらの基本的前提によって、われわれの道は明らかである。

多くの疑問が提出されている。1973年に選挙はあるだろうか。議会は開会するだろうか。大統領の命令に疑問がないだろうか。新憲法は発効するだろうか。旧憲法がひきつづいて施行されるのだろうか。諸君、これらの疑問は投資家や企業家の側にためらいを生じさせただけでなく、政府の意思決定機関の側にもためらいを生じさせた。国民の側にもためらいを生じさせ、歪曲されたニュースや情報が拡がった。

これがわが社会の安定のためにならないことはもちろんである。新社会が打ち建てられるべきであるなら、その新社会は一定の明快なグラウンド・ルールから始める

べきである。したがってあらゆる人々に留意してほしいことは、憲法の批准によって、私が諸君の面前で署名した命令によって、今日の諸君の命令と指示によって、これらのグラウンド・ルールが確立されたことである。われわれは政府の立憲的形態を続行してきた。われわれは新憲法を施行する。われわれは戒厳令を続行する。われわれは暫定国民議会の召集を一時停止する。したがって新憲法の採択のあらゆる帰結がつづいて来なければならない。したがって市民各人は、まだ読んでいないなら、その憲法を読む義務がある。なぜなら国民が暫定議会について語った限りの他は、その憲法を施行するからである。

私の見解では、革命政府ではなく立憲的形態の政府を樹立しなければならないというのは国民の決定である。新社会の諸目的を達成するための他のあらゆる措置が失敗した場合に限り、革命政府のことを考えるというのが国民の負託であり命令である。現在ないし近い将来、革命政府を樹立する必要と必然性を私は見越していない。

また私の強い信念であり戦闘的信念は次の通りである。国民が新憲法によって規定された立憲過程を支持するだけでなく、それに参加し、バランガイと市民集会に体现された直接参加という新しい精神をもって、それに活力を吹きこむことによって、立憲政府を失敗させないであろう。わが立憲政府とわが共和国は失敗することがありえないと私は承知している。

われわれは一国民、神のもとの一国民としてますます力を強めるであろう。神の聖なるお導きによってわれわれは夢を実現し、われわれの世代の夢ばかりでなく、生けるも死せるも、あらゆるわが英雄たちの夢をもたらすことに成功するであろう。

ご静聴を感謝する。

### 3. 閣僚名簿<sup>1)</sup>

① 外務長官	Carlos P. Romulo
② 財務長官	Cesar E. A. Virata
③ 法務長官	Vicente Abad Santos
④ 農業天然資源長官	Arturo R. Tanco, Jr.
⑤ 公共事業運輸通信長官	David M. Consunji
⑥ 教育文化長官	Juan Manuel
⑦ 労働長官	Blas F. Ople
⑧ 国防長官	Juan Ponce Enrile
⑨ 保健長官	Clemente S. Gatmaitan
⑩ 官房長官	Alejandro Melchor, Jr.
⑪ 総務長官	Constancio Castañeda
⑫ 社会福祉長官	Estefania Aldaba-Lim
⑬ 農地改革長官	Conrado F. Estrella

⑭ 國家経済開発庁 <sup>2)</sup> 事務局長	Gerardo P. Sicat
⑮ 情報長官	Francisco S. Tatad
⑯ 地方自治地域開発長官	Jose Roño
⑰ 國家科学開発庁長官	Florencio Medina
⑱ 國家統合委員会委員長	Mama Sinsuat
⑲ 予算委員会委員長	Faustino Sy-Changco
⑳ 商務長官 <sup>3)</sup>	Troadio Quiazon, Jr.
㉑ 觀光長官 <sup>4)</sup>	Jose D. Aspiras
㉒ 工業長官 <sup>5)</sup>	Vicente T. Paterno

- (注) 1) ①～㉒は、新憲法公布にともない1月17日再任。  
 2) 1972年9月24日付大統領令1号および1972年11月1日付同1-A号にもとづく総合機構改革計画によって、National Economic Development Authority として発足したが、新憲法公布にともない1973年1月24日付大統領令107号により National Economic and Development Authority と改称。  
 3) 大統領令1号による総合機構改革計画採択により商工省から通商観光省に改称。1973年5月11日付大統領令189号により観光関係部門を分離し、商務省となる。  
 4) 大統領令189号により通商観光省から分離独立。  
 5) 1973年9月11日設置(大統領令番号は不明)。パテルノ長官は投資委員会委員長と兼任。

## 4. 農地改革進捗状況

### A. 農地改革計画による「土地移譲作戦」の中間総括<sup>1)</sup>

#### (1) データ収集<sup>2)</sup>

1. 面接して確認した小作農民数	534, 186
2. 対応する土地筆数	720, 843
3. 対応する土地面積(ヘクタール)	911, 899
4. 関係の州の数	62

#### (2) 筆毎の見取図作製<sup>3)\*</sup>

1. 作製した区画数	239, 918
2. 作製区画に対応する面積(ヘクタール)	318, 704
3. 関係小作農民数	165, 406
4. プロジェクト数	
a) 優先プロジェクト	1, 825
b) 通常プロジェクト	63

#### (3) NCC(国立コンピューター・センター)の処理状況

1. NCCに送られた農地改革省様式1. および3.	
a) 小作農民数	391, 374
b) 筆数	503, 423
c) 関係の州の数	58
2. NCCに送られたテープおよび(または)PMカード(土地局)数	
a) 筆数	139, 074
b) 面積(ヘクタール)	183, 975

c) 関係の州の数	47	3. 対応する面積(ヘクタール)	2,151,445
3. NCC から受取った申請数		4. 関係の州の数	52
a) 受取った申請数	12,432	(6) 50ヘクタール以上の小作米とうもろこしエステート数	
b) 立証された申請数	425	1. 地主の数	3,482
c) 関係の小作農民数	10,038	2. 対応する面積(ヘクタール)	536,666
d) 関係の州の数	14	3. 関係の州の数	57
(4) 土地移譲証書発行数			
1. 受取者数	57,756	(注) 1) 1973年8月27日現在。	
2. 証書数	79,216	2) データ収集はあらゆる規模のあらゆる小作されている米とうもろこし地域について。	
3. 関係の面積(ヘクタール)	98,106	3) 箔毎の見取図作製は土地局報告による50ヘクタール以上のものだけについて。	
4. 関係の州の数	38	* この報告の計数は土地局の最新の報告に一致するよう調整されている。	
(5) 地主から受取った誓約申告数(全カテゴリー)		(出所) 農地改革省資料。	
1. 誓約申告数	107,994		
2. 地主数	107,329		

B. 土地移譲証書発行状況<sup>1)</sup> (地域別・州別総括)

	関係自治体数	州内全自治体数 <sup>3)</sup>	小作人數	筆数	面積(ヘクタール)
第1地域(7州)			4,481	7,070	5,076,651
パンガシナン	7町	(2市, 45町)	4,135	6,474	4,889,521
南イロコス	3町	(32町, 2准町)	346	596	187,130
第2地域(6州)			4,832	7,203	9,654,169
カガヤン	4町	(29町)	2,095	3,050	5,254,497
イサベラ	8町	(34町, 2准町)	2,737	4,153	4,399,672
第3地域(6州)			20,635	27,907	42,404,056
ブルカン	6町	(24町)	1,013	1,395	1,522,980
ヌエバ・エシハ	2市, 20町	(2市, 29町)	12,137	15,605	25,272,075
パンパンガ	14町	(1市, 21町)	2,686	3,990	6,248,330
タルラク	12町	(17町)	4,799	6,917	9,360,671
第4地域(10州)			1,857	2,438	2,945,544
カビテ	2町	(3市, 19町)	247	279	539,760
ラグナ	3町	(1市, 29町)	592	733	935,494
西ミンドロ	1町	(11町)	99	104	145,470
東ミンドロ	3町	(15町)	333	420	544,140
リサール	1町	(3市, 21町)	586	902	780,680
第5地域(6州)			7,098	8,974	9,403,793
アルバイ	6町	(1市, 17町)	1,250	1,589	1,614,374
北カマリネス	3町	(11町)	86	136	138,170
南カマリネス	2市, 17町	(2市, 35町)	5,565	7,034	7,191,599
マスバテ	3町	(21町)	101	101	375,350
ソルソゴン	1町	(16町)	96	114	84,300
第6地域(5州)			9,783	12,455	15,727,584
アクラン	1町	(17町)	80	95	46,304
アシチケ	4町	(18町)	106	127	227,165
カピス	14町	(1市, 16町)	1,057	1,385	1,667,429
イロイロ	1市, 33町	(1市, 46町)	7,216	9,134	11,458,225
西ネグロス	2市, 9町	(6市, 25町)	1,324	1,714	2,328,461
第7地域(3州)			610	770	391,344
セブ	1町	(5市, 48町)	610	770	391,344

	関係自治体数	州内全自治体数 <sup>3)</sup>	小作人数	筆数	面積(ヘクタール)
第8地域(5州)			6,524	9,929	9,301.582
レイテ	1市16町	(2市, 19町)	5,522	8,780	7,313.566
東サマール	5町	(23町)	63	66	101.702
北サマール	5町	(23町)	533	607	1,495.203
西サマール	1市6町	(1市, 22町)	406	476	391.111
第9地域(3州)			313	419	515.660
南サンボアンガ	3町	(3市, 30町)	313	419	515.660
第10地域(10州)			648	881	1,115.858
西ミサミス	1町	(3市, 13町) (1市, 18町, 2准町)	84	111	138.920
北ラナオ	2町	(1市, 10町)	426	580	694.804
北アグサン	1市	(1市, 10町)	74	112	151.194
ブキドノン	2町	(19町)	64	78	130.940
第11地域(5州)			975	1,170	1,569.915
コタバト	1町	(1市, 34町)	3	3	4.550
南コタバト	2町	(1市, 14町)	83	101	140.840
北ダバオ	2町	(19町)	195	223	379.515
南ダバオ	1市2町	(1市, 13町)	473	598	720.310
東ダバオ	1町	(11町) (42市, 864町, 6准町)	221	245	324.700
全國(66州) <sup>2)</sup>	11市, 224町		57,756	79,216	98,106.156

(注) 1) 1973年8月末現在。

2) 1970年センサス時の67州区分からマニラ市を除いたもの。

3) 1970年センサスによる。

(出所) 農地改革省資料。

C. 地主の実態中間総括<sup>1)</sup> (パイロット町における土地移譲証書発行から見た)

土地規模別 (ヘクタール)	地主の保有面積 (ヘクタール)	地主数	小作人数	小作筆数
100以上	7,107.627	40	3,716	5,033
50~99.99	2,864.881	42	1,467	1,908
24~49.99	3,216.113	96	1,669	2,198
12~23.99	2,924.316	176	1,654	2,145
7~11.99	1,928.087	211	1,201	1,444
7以下	7,173.965	3,935	6,081	6,897
合計	25,214.989	4,500	15,788	19,625

(注) 1) 1973年8月27日現在。

(出所) 農地改革省資料。

## 5. 主要経済措置

- 出所 *The proclamation 1081 and related documents* (Cacho Hermanos, Inc. Handbook), *Central Bank News Digest*, *Philippine Daily Express*.
- 収録範囲 A, B, C は72年12月1日~73年7月末日, Dは72年11月1日~73年12月末日。

## A. 大統領令

No. 署名日付 内容

- 72.12.6 不動産の所有・管理者に73.6.30までに真の評価額の申告を求める。
- 81 12.24 対外借入法(RA 4860)修正。借入最高限度額10億ドル、期間10年以上。公共事業に75%, 民間プロジェクトに25%。民間再貸付先は比市民、70%以上比市民所有の法人に限る。
- 85 12.24 農地改革基金設置。
- 87 12.31 1972年石油開発法、大統領令8号修正。
- 92 73.1.6 投資奨励法、輸出奨励法、外国人事業活動

- 規制法を修正。特に国産原材料を利用し、より多くの雇用と所得を創出する輸出志向産業を優遇、外国投資環境を改善する。
- 94 1.11 セメント産業庁設置。
- 107 1.24 国家経済開発庁（NEDA）設置。
- 116 1.29 利子規制法修正。通貨委に最高利率を定める権限を与える。
- 117 1.29 商業銀行合併促進令。
- 119 1.29 民間開発銀行法修正。
- 121 1.29 フィリピン郵便貯蓄銀行を1年内に廃止。
- 122 1.29 農村銀行法修正。
- 129 2.15 投資会社の設立・営業規則。議決権株、取締役の過半数は比市民所有または比市民たること。
- 131 2.19 内国歳入法第24条（b）、53条（b）(2)修正。外国借款の利子課税率を15%とする。
- 135 2.22 肥料産業庁設立。
- 141 3.2 大統領国債発行権限法修正。限度額20億ペソ、満期5年以上。
- 142 3.2 RA 245号第1条cを修正。財務長官は1年以上25年未満の財務省債券を発行できる。
- 144 3.3 内国歳入割当制度改訂。税徴収額の20%を地方政府に交付する。
- 148 3.13 婦人少年労働法修正。
- 150 3.13 対外借入法修正。
- 151 3.13 フィリピン市民60%所有の会社が公有地開発で外国会社と役務契約を結ぶことを認める。
- 157 3.16 72年の未申告取得財産に対する特赦。
- 160 3.28 輸出産業庁設立。
- 165 3.31 フィリピン荷主審議会設立。
- 167 4.2 上場株式の全市場での自動的上場規定。
- 173 4.14 協同組合運動強化措置。
- 180 4.27 Buri 繊維輸出禁止緩和。
- 187 5.10 標準計量単位としてメートル法採用を規定。
- 189 5.11 通商観光省を商務省と観光省に分離し、観光省に比観光庁を付属させる。
- 194 5.11 米とうもろこし国民化法修正——外国人および外国人の全・部分有の組合、会社等に米・とうもろこし業從事を認める。ただし株式の60%は国家穀物庁（NGA）の承認時設定の期間中に比市民に移転されること。
- 195 5.19 比開発銀行の授権・払込資本増額——授権資本20億ペソから30億ペソに、全額政府応募。
- 205 6.6 フィリピン開発アカデミー設立。
- 214 6.16 1955年外航海運法修正。
- 215 6.16 外航船輸入の10%関税、7%相殺税免除。
- 217 6.16 電話業基本政策設定——所有権分散のため電話設置応募者の設置費50%投資、株式転換制等。
- 218 6.16 多国籍企業の地域本部誘致——(1)地域本部の外国人役員、配偶者は非移民として数次入国特別査証を発給される。(2)上記職員の給与等の粗所得に対する税率は15%とする。(3)地域本部は比国から所得を得ず、アジア・太平洋地域の子会社、支店等に対する監督、連絡、調整センターとしての活動に限られ、課税されず、また一切の政府関係手数料を免除される。
- 222 6.20 大統領令76号による不動産申告期限を9.30まで延長。
- 230 6.28 関税法修正——輸出税法を廃棄し同法条項を関税法に挿入。
- 231 6.28 地方税法。
- 232 6.30 フィリピン・ココナツ庁設置。
- 234 7.5 物価統制法（6.30失効）の効力を75年6月30日まで延長する。
- 236 7.9 フィリピン退役軍人銀行設立法修正。
- 237 7.9 内国歳入法190条修正——国内定期航空会社、新鉱山、探査再開鉱山の資材輸入に対し相殺税免除。
- 238 7.9 関税法105条修正——同上関税免除。
- 243 7.12 比退役軍人投資開発会社設立。——(1)会長は国防長官。(2)民間会社の法定限度を超える公有農地・鉱区の25年内保有等の特権。(3)資本金300万ペソ、60万株、20%政府応募、退役軍人以外への株式売却・譲渡禁止。
- 251 7.21 RA 3844「フィリピン農地改革法」の修正——フィリピン土地銀行の整備。
- 252 7.21 フィリピン国際貿易会社（PITC）創設。
- B. 一般命令**
- 34 73.7.26 遊休宅地、商用地での根菜、野菜栽培命令。
- C. 通　達**
- 52 73.1.17 指令書41、45号修正——農地地主の地積等の宣誓申告書提出期限を、(1)100ヘクタール以上の地主は1月31日、(2)100ヘクタール未満の地主は6月30日まで延長する。
- 58 2.22 輸出用バナナの作付制限——当面2万1000ヘクタール以下とする。
- 63 3.13 大統領令66号16条规定に基づき雇用される外国人に非移民としての入国を認める。
- 64 3.13 第5次投資優先計画、第3次輸出優先計画の補遺の承認と発効を公告。
- 66 3.22 第6次投資優先計画、第4次輸出優先計画の

承認、発効公告。

- 75 5.22 8 優先地域に観光施設と社会資本開発を集中するよう指令。
- 79 5.25 米・とうもろこしの在庫統制と穀物市場の安定維持のためのガイドライン
- 84 5.29 公益事業に対するフィリピン軍管理(通達2号)を廃止する。
- 97 7.6 米・とうもろこしの供給・売買を安定させるための再度の指示——米の上限価格はキロ当り1.45ペソとする。ビサヤ地域では荒びきとうもろこしの上限価格を施行しない。

#### D. 中央銀行の主な金融措置

▶回状365号(3/16)——1. 73年3月16日以降、(a)中銀認証輸出企業、または、(b) BOI 登録企業、および、(c)国内株式市場上場の中銀承認証券に対する外国現金投資は、中銀に登録されること。2. 上記現金投資に関して国内銀行は、ペソ先物カバーなしで中銀と最短3ヶ月、最長3カ年の、外国投資家の選択で更新しうるスワップを結ぶ。3. 上記投資は、スワップ条件に従い、外国投資家によりいつでも償還されうる。4. 外国投資に対する利益・配当送金は、送金時の為替相場で、いつでも全額送金できる。

▶覚書(3/22)——商銀各支店の預金の50% (7/1から75%)は所在地域に投資されること。

▶覚書(3/28)——公認銀行の通常一覧払 L/C 残高の(30%から引上げて)50%を超える外為持高は、毎日為替市場で処分されること。

▶回状367号(4/30)——外国人旅行者に対しサービスを提供する事業所は公認外為ディーラーの資格を有すること。

▶通達状(4/27)——民間商銀の払込資本総額を次3年内に30億ペソとするため、合併あるいは譲り受けの30—40%までの外国投資導入等により、各行は2年内に払込資本を1億ペソ以上にすること。

▶回状369号(5/21)——73年7月1日から12月31日まで

に現在流通中の全中銀券は「Ang Bagong Lipunan(新社会)」の上刷入りの新券と交換されること。

▶回状371号(5/28)——(1) 中銀認証輸出産業およびBOI 登録輸出産業の外債借入の最少限の返済期間を次のように改訂する。5万ドルまで3年、5万超15万ドルまで4年、15万超25万ドルまで5年。(2) BOI 承認創始産業および主に輸出製品の製造に従事する企業の場合、2.5万ドルまで3年、2.5万超10万ドルまで4年、10万超25万ドルまで5年。

▶覚書(5/16)——BOI 登録輸出業者、中銀認証輸出産業の輸出前貸付信用状(期限180日)および輸出生産信用(同360日)をカバーする手形は割引率6%, 額面の80%まで再割引される。貸付銀行の利子率は8%未満とする。

▶回状378号(8/6)——73年6月1日以後の商業銀行への現金外債借入は、中銀の承認および登録後、ならびに利益・配当はいつでも、送金時の外為替相場で、償還または送金できる。

▶覚書(9/27)——比銀行家協会決定により輸出加工区登録企業は、輸出製品の製造に使用される原材料の輸入に対する50%信用状開設保証金を免除される。

▶回状386号(11/12)——輸入信用状開設担保金に対する準備率30%を、11/26から毎週2%引き上げ、1/30に50%とする。

▶回状387号(11/19)——中央銀行法・一般銀行法の修正に基づく準銀行業務取締規則。

▶回状388号(11/19)——全銀行は貯蓄性預金に対し、11/29から1%, 1/7から3%, 2/4から5%の準備を中銀に預け入れること。

▶回状389号(11/19)——すべての非銀行金融機関は回状388号と同一の要件に従うこと。

▶回状393号(12/7)——非居住者との特許料・使用料契約の中銀承認・登録規則。

# 主　要　統　計

- 第1表 労働力統計  
 第2表 産業別国内純生産  
 第3表 世帯所得分布  
 第4表 非農業労働者賃金率指数  
 第5表 マニラ消費者物価指数  
 第6表 主要生産指數  
 第7表 通貨増減要因分析  
 第8表 中央政府現金勘定  
 第9表 新規登録企業国籍・産業別投資  
 第10表 新規登録企業国籍別投資

- 第11表 10大輸出入品  
 第12表 最終用途別輸入構成  
 第13表 相手国別輸出入額と比率  
 第14表 國際收支総括表  
 第15表 対外債務残高  
 第16表 BOI 登録プロジェクト承認時の資本構成：産業・国籍別  
 第17表 BOI 登録プロジェクトの外資源と額  
 第18表 米国の対比直接投資残高  
 第19表 1974-77年度4ヵ年開発計画主要目標値  
 第20表 1974-77年度4ヵ年開発計画産業別成長目標値

第1表 労働力統計 (1971年8月推計)

(単位 1,000人)

(1) 雇用・失業労働力		(2) 産業別雇用労働者分布			
	人 口	産 業	人 口	構成比 (%)	
A 10歳以上人口	26,078	農 林 渔 業	5,966	48.8	
B 労 動 力 人 口	12,895	鉱 業	67	0.5	
C 雇 用 労 動 力	12,228	製 造 業	1,427	11.7	
D 不 完 全 雇 用 <sup>1)</sup>	1,795	商 業	1,579	12.9	
都 市	470	建 設	444	3.6	
農 村	1,325	運 輸 通 信	504	4.1	
E 完 全 失 業	667	電 気 ガ ス 水 道	57	0.5	
都 市	329	サ 一 ビ ス	2,171	17.8	
農 村	338	不 明	12	0.1	
F D/C <sup>2)</sup> (%)	14.7				
G E/B (%)	5.2				

(注) 1) 追加の仕事を欲している者。

2) 不完全雇用率算出の分母は、雇用労働力から調査時点で仕事はあるが病気、休暇等の一時的理由で、働いていない者を除いた数。

(出所) BCS Survey of Households Bulletin, *Labor Force*, August 1971.

第2表 産業別国内純生産(要素価格表示、1967年価格)

	価額(100万ペソ)			対前年増加率(%)		構成比(%)		
	1971年	1972年	1973年*	1972年	1973年	1971年	1972年	1973年
農林漁業	9,154	9,127	10,130	-0.3	11.0	32.7	31.3	32.2
鉱業	650	686	746	5.5	8.7	2.3	2.4	2.4
製造業	5,497	5,828	6,335	6.0	8.7	19.7	20.0	20.1
建設業	771	1,014	1,245	31.5	22.8	2.8	3.5	4.0
運輸・通信・倉庫・公益	1,102	1,154	1,212	4.7	5.0	3.9	4.0	3.8
商業	4,362	4,595	4,783	5.3	4.1	15.6	15.8	15.2
サービス業	6,424	6,713	7,035	4.5	4.8	23.0	23.0	22.3
国内純生産(要素価格)	27,960	29,117	32,486	4.1	8.1	100.0	100.0	100.0
国民所得	27,616	28,737	31,161	4.0	8.4			
国民総生産	34,272	35,696	39,282	4.1	9.1			

(注) \* 1973年12月末現在推計。

(出所) National Economic and Development Authority, -Business Day, Jan. 3, 1974.

第3表 世帯所得分布(1956-57年, 1961年, 1965年, 1971年)

所得階層	1956-57年		1961年		1965年		1971年	
	世帯数	所得	世帯数	所得	世帯数	所得	世帯数	所得
合計(単位1,000)	3,959	5,824,296ペソ	4,426	7,981,766ペソ	5,126	13,023,610ペソ	6,347	23,714,284ペソ
構成比	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	-%
500ペソ以下	22.5	5.3	17.0	3.3	11.6	1.4	5.2	-
500~999	32.4	16.0	29.3	12.0	17.7	5.3	12.1	-
1,000~1,499	16.5	13.7	17.8	12.2	16.7	8.1	12.2	-
1,500~1,999	10.5	12.3	12.0	11.5	13.5	9.2	11.8	-
2,000~2,499	5.2	7.8	6.7	8.3	9.9	8.8	9.6	-
2,500~2,999	3.2	6.3	4.1	6.2	7.6	8.1	8.1	-
3,000~3,999	4.1	9.5	5.0	9.4	8.9	12.1	12.5	-
4,000~4,999	1.6	4.9	2.4	5.8	4.6	8.0	7.5	-
5,000~5,999			1.8	5.5	2.8	6.0	5.0	-
6,000~7,999			1.9	7.1	2.5	6.8	6.4	-
8,000~9,999	3.9	24.2	0.7	3.4	1.5	5.4	3.6	-
10,000~14,999							3.7	-
15,000~19,999			1.4	15.3	2.6	20.8	1.1	-
20,000~以上							1.3	-
中位所得(ペソ)	-	924	-	1,105	-	1,648	1.1	2,454
平均所得(ペソ)	-	1,471	-	1,804	-	2,541	1.3	2,736

(出所) Bureau of Census and Statistics. 1971年はSpecial Release, No. 139. 他はEconomic Monitor, Nov. 3, 1969から転載。

第4表 非農業労働者賃金率指数 (マニラ・同郊外)

(1965=100)

	名目賃金		実質賃金			名目賃金		実質賃金	
	熟練	未熟練	熟練	未熟練		熟練	未熟練	熟練	未熟練
1962年	92.7	87.8	108.7	102.9	1968年	118.7	125.0	103.6	109.1
1963年	95.5	92.6	106.0	102.8	1969年	125.0	130.9	106.9	112.0
1964年	97.2	93.4	99.7	95.8	1970年	132.8	145.2	99.3	108.5
1965年	100.0	100.0	100.0	100.0	1971年	139.7	155.0	91.3	101.3
1966年	105.0	107.3	99.6	101.8	1972年	146.6	164.3	86.8	97.4
1967年	109.9	112.3	98.1	100.3	1973年	152.6	165.6	84.7	92.0

(注) 1973年は1~9月推定。

(出所) Central Bank, Statistical Bulletin, Dec. 1972.

1973年は Central Bank News Digest, Vol. XXV No. 49.

第5表 マニラ消費者物価指数 (1972~73年)

(1965=100)

	全品目		食 品		衣類		家 賃		光熱水道		その他	
	1972年	1973年										
1月	165.2	168.8	185.8	182.4	183.4	186.9	145.6	151.7	146.8	175.0	145.9	155.8
2月	165.1	169.4	184.9	183.2	185.0	187.8	145.6	151.7	146.9	175.1	146.8	156.2
3月	165.1	171.2	184.7	186.6	184.9	191.6	145.7	151.8	146.9	175.2	146.9	156.7
4月	163.8	175.0	181.2	193.3	185.2	197.9	145.7	152.3	146.9	176.1	147.7	158.1
5月	164.9	179.0	183.0	199.9	185.8	212.9	145.8	152.3	149.7	176.7	148.3	159.4
6月	166.6	181.4	183.7	204.0	186.1	220.3	145.8	152.3	185.1	177.2	148.5	160.4
7月	172.0	184.0	195.3	207.6	186.9	223.0	146.3	155.6	189.3	176.4	148.9	161.1
8月	177.9	194.3	207.7	228.4	187.3	230.3	146.6	156.4	189.3	176.5	150.3	163.9
9月	176.8	204.0	204.5	249.7	186.8	233.6	146.6	157.1	190.0	176.5	151.4	164.4
10月	171.5	200.4	194.2	238.7	186.2	237.4	146.6	159.3	175.2	179.9	150.6	165.7
11月	169.3	209.0	189.3	250.9	186.3	245.9	146.6	162.4	174.8	192.5	150.2	172.3
12月	167.9		185.9		186.2		146.6		175.0		150.5	

(注) データ収集は年2回(1月、7月)。

(出所) Central Bank News Digest.

第6表 主要生産指標

	食糧	穀米 (1,000トン)			1970年		1971年		1972年		1973年*	
		とうもろこし	( " )		5,233.4	5,342.9	5,110.1	4,970.7	2,008.2	2,005.0	2,012.6	2,117.5
農業	輸出作物	コ プ ラ	( " )		1,656.2	1,574.1	1,703.0	1,498.6				
		分蜜糖	( " )		1,926.0	2,058.2	1,815.2	2,257.9				
		未加工アバカ	( " )		122.4	104.6	110.1	115.6				
		原木	(100万ボードフット)		4,665.9	4,528.1	3,577.3	3,244.6				
		製材	( " )		568.4	348.9	553.2					
鉱業	金銀鉱石	(純金, 1,000オンス)			602.7	637.0	602.4	462.7 a				
		(純銀, 1,000オンス)			1,701.9	1,939.8	1,814.2	1,509.3 a				
		銅鉱石	(1,000トン)		1,869.9	2,250.1	2,129.1	1,780.2 a				
		クロム鉱石	( " )		566.4	429.6	340.2	347.1 a				
		銅鉱石	( " )		160.3	197.4	211.5	167.3 a				
製造業	全製造業 <sup>2)</sup>	耐久材			127.0	140.5	148.6	170.5 a				
		非耐久材			—	—	—	—				
		電力	(1000KWH)		5,006.1	5,289.0	5,569.7	3,138.7 a				

(注) 1) 作物年度。2) 生産量指標 1965=100。

e 推定数字。a 1~9月。

(出所) Central Bank, Annual Report, 1972 および Statistical Bulletin, Dec. 1972. 1973 は News Digest, XXV-49.

第7表 通貨増減要因分析

	1968年	1969年	1970年	1971年	1972年	1973年*
<b>A. 公的部門</b>						
1. 中央政府						
a. 中銀保有有価証券	849.6	1,370.7	1,513.3	1,551.5		
b. 商銀保有有価証券	775.2	1,038.6	900.3	911.2	3,466.1	4,598.1
c. 中銀貸付	406.3	402.1	462.7	437.0		
控除 d. 中央政府残高	418.8	444.0	561.0	613.4		
国庫金	11.4	10.8	12.6	8.1		
商銀預け要求払預金	248.4	314.6	336.3	319.5	1,712.2	3,178.2
中銀預け要求払預金	116.8	78.7	180.2	202.6		
中銀預け信託基金	42.2	39.9	31.9	83.2		
e. 貯蓄・定期預金計	377.6	327.8	394.8	370.1		
合計	1,234.7	2,039.6	1,920.2	1,916.2	1,753.9	1,419.9
2. 地方政府および政府機関						
a. 中銀保有有価証券	641.2	746.1	754.0	752.2		
b. 商銀保有有価証券	438.8	540.8	666.5	652.5	1,819.2	1,256.7
c. 中銀貸付	404.2	402.6	429.6	498.3		
d. 商銀貸付	658.8	916.9	911.4	819.2		
控除 e. 貯蓄・定期預金	266.7	292.0	280.7	388.7	380.6	381.3
f. 中央銀行のその他勘定純計	500.9	554.8	789.5	194.1	-314.6	232.4
合計	1,375.4	1,759.6	1,691.3	2,139.4	1,753.2	643.0
公的部門計	2,610.1	3,799.2	3,611.5	4,055.6	3,507.1	2,062.9
<b>B. 民間部門</b>						
a. 商銀の貸付、割引、当座貸越、手形貸付	6,983.0	7,249.9	8,430.1	9,714.6	12,601.4	14,893.5
b. 商銀保有有価証券	3.6	47.3	40.3	1.0		
控除 c. 貯蓄・定期その他預金	4,265.2	4,387.8	5,199.5	5,932.1	6,065.6	7,725.0
d. 民間商銀その他勘定純計	861.5	969.0	1,169.7	1,794.1	2,838.7	5,320.2
民間部門計	1,859.9	1,940.4	2,101.2	1,989.4	3,697.1	1,848.3
<b>C. 国外要因</b>						
a. 外貨準備	887.6	644.2	1,225.4	1,311.4	2,869.5	5,931.2
b. 極助勘定—外貨特別勘定	—	—	148.1	351.8		
控除 c. 外貨準備再評価	267.7	259.3	260.5	257.3	—	—
d. 海外調整借入、IMF 引出し	1,108.0	1,370.7	1,778.3	1,579.3	1,453.0	1,036.3
e. 直接および委託預金(回状304号)	—	—	—	280.4	1,824.1	695.9
f. その他の対外借入れ	—	—	—	23.8	705.1	
国外合計	—488.1	—985.8	—665.3	—477.6	—407.6	3,493.9
<b>D. 通貨供給高</b>	3,981.9	4,753.8	5,047.4	5,567.4	6,796.6	7,405.1

(注) a. 1973年9月。

(出所) 中央銀行年報各年。\*はCentral Bank News Digest, XXV-49.

第8表 中央政府現金勘定(曆年)

(単位 100万ペソ)

	1968年	1969年	1970年	1971年	1972年	1~9月*	
						1972年	1973年
期首現金残高	602.4	556.0	457.1	843.0	881.1	881.0	1,242.4
A. 経常勘定純計	- 114.3	- 805.6	349.7	130.8	- 665.2	- 187.5	2,208.0
受取	4,055.9	4,510.9	4,849.3	5,869.4	5,990.2	5,347.0	8,552.0
支払	- 4,170.2	- 5,316.5	- 4,499.6	- 5,738.6	- 6,655.4	- 5,534.5	- 6,344.0
B. 金融勘定純計	- 1,230.3	- 1,298.8	- 1,895.9	- 2,803.7	- 2,622.8	- 1,809.4	- 4,069.6
利子支払	- 101.2	- 128.0	- 207.1	- 221.4	- 264.8	- 190.3	- 208.0
減債基金支払	- 58.0	- 61.5	- 74.0	- 87.0	- 81.0	- 72.7	- 58.0
債務償還	- 1,071.1	- 1,108.4	- 1,614.8	- 2,495.3	- 2,277.0	- 1,546.4	- 3,803.6
うち中銀返済	- 237.0	- 304.2	- 324.9	- 351.0	- 325.0	- 50	- 400
C. 現金勘定残高(A+B)	- 1,344.6	- 2,103.5	- 1,546.2	- 2,672.9	- 1,967.6	- 1,996.9	- 1,861.6
D. 公的借入	1,298.2	2,004.7	1,932.1	2,711.0	3,649.4	2,455.6	3,858.3
うち中銀借入	270.0	369.9	325.0	326.0	425.0	-	-
E C+D	- 46.4	- 98.8	385.9	38.1	361.4	458.7	1,996.7
期末現金残高	556.0	457.1	843.0	881.1	1,242.5	1,339.7	3,239.1

(出所) 中央銀行年報各年。

\*はCentral Bank News Digest, Vol. XXV, No. 49.

第9表 新規登録企業国籍・産業別投資(払込資本)(1972年)

(単位 1,000ペソ)

	合計	% %	フィリピン人 %	中国人 %		アメリカ人 %	その他 %
				中國人 %	アメリカ人 %		
合計	604,273	100.0	577,887	100.0	12,079	100.0	2,764
農業	10,292	1.7	10,009	1.7	2	—	250
林・漁業, 契産	20,742	3.4	20,145	3.5	479	4.0	10
金属鉱業	8,411	1.4	8,127	1.4	141	1.2	143
非金属鉱業	1,139	0.2	1,139	0.2	0	0.0	0
製造業	92,250	15.3	78,525	13.6	3,020	25.0	354
建設	36,392	6.0	35,242	6.1	85	0.7	1,050
電気・ガス・水道	923	0.2	923	0.2	0	0.0	0
卸・小売業	185,499	30.7	178,507	30.9	6,061	50.2	487
金融機関	30,190	5.0	29,876	5.2	61	0.5	253
保険	1,120	0.2	1,116	0.2	4	—	0
不動産	96,281	15.9	94,319	16.3	1,619	13.4	36
運輸・通信	26,526	4.4	26,416	4.6	40	0.3	70
各種サービス	94,508	15.6	93,543	16.2	567	4.7	111

(出所) Central Bank, Statistical Bulletin, Dec. 1972.

第10表 新規登録企業国籍別投資（払込資本）

	合計	フィリピン人		中國人		アメリカ人		その他	
			%		%		%		%
1950~54年	808,598	550,197	68.0	231,214	28.6	10,082	1.3	17,105	2.1
1955~59年	703,459	548,281	77.9	133,884	19.0	14,480	2.1	6,814	1.0
1960~64年	1,417,872	1,223,706	86.3	164,839	11.6	21,151	1.5	8,173	0.6
1965年	327,267	268,835	82.2	36,641	11.2	17,776	5.4	4,015	1.2
1966年	387,967	354,292	91.3	27,994	7.2	4,066	1.1	1,615	0.3
1967年	419,180	381,802	91.1	28,962	6.9	2,599	0.6	5,817	1.4
1968年	470,815	426,691	90.6	29,811	6.3	6,121	1.3	8,192	1.8
1969年	410,024	391,272	95.4	13,115	3.2	4,539	1.1	1,098	0.3
1970年	437,967	425,018	97.1	9,576	2.2	1,928	0.4	1,445	0.3
1971年	670,179	645,108	96.3	8,230	1.2	814	0.1	16,027	2.4
1972年	604,273	577,887	95.6	12,079	2.0	2,764	0.5	11,543	1.9

(出所) Central Bank, *Statistical Bulletin*, Dec. 1972.

第11表 10大輸出入品

(単位 100万ドル)

	輸出						輸入				
	1970年		1971年		1972年*		1970年		1971年		1972年*
					1~9月**						1972年
	1970年	1971年	1972年*	1973年			1970年	1971年	1972年*	1973年	
丸太・木材	249.8	225.9	174.3	127.5	256.7	非電気機械	235.2	225.1	239.8	177.6	219.2
砂糖	187.6	212.3	208.7	159.2	238.0	石油、潤滑油	118.9	141.2	149.0	112.3	134.7
銅精鉱	185.2	185.1	190.9	135.7	199.8	輸送機器	106.0	122.2	123.7	82.2	71.2
コブラー	80.1	114.0	110.5	83.0	100.4	基礎金属	144.4	90.7	112.5	65.7	99.6
ココナツ油	95.6	103.5	84.3	64.5	85.4	電気機器	59.2	66.3	54.0	38.4	50.3
乾燥ココナツ	19.4	20.7	17.6	12.9	21.7	穀類、同製品	32.5	65.1	84.3	64.7	81.4
パイナップル罐詰	21.4	19.7	19.5	14.3	17.3	爆薬、化学製品	49.8	56.4	54.5	39.6	52.0
合板	19.7	24.1	34.0	21.6	42.4	織維原料	40.2	48.8	45.8	32.4	39.4
金(1)	13.9	16.2	27.0	19.3	31.7	化学原料	36.7	39.9	48.3	33.1	51.9
バナナ(2)	15.3	15.3	24.3	17.9	19.1	酪農品	32.4	38.5	45.6	30.4	28.4
10品目計	888.1	936.8	890.4	655.9	1,012.5	10品目計	885.4	924.2	957.1	676.6	828.1
輸出総額	1,082.8	1,147.9	1,130.9	833.7	1,326.2	輸入総額	1,090.1	1,186.0	1,229.4	900.8	1,109.7

(注) (1) 70,71年はコプラミール、同ケーキ。 (2) 70年は未加工アバカ。

(出所) Central Bank, *Annual Report* 各年。

\* Central Bank News Digest, Vol. XXV, No. 34, 42.

\*\* News Digest, Vol. XXV, No. 49.

第12表 最終用途別輸入構成

	1968年		1969年		1970年		1971年		1972年*		1973年*	
		%		%		%		%		%		%
合 計	1,150.2	100.0	1,131.5	100.0	1,090.1	100.0	1,186.0	100.0	900.8	100.0	1,109.7	100.0
生 産 財	1,021.8	88.8	1,022.7	90.4	1,015.5	93.2	1,079.5	91.0	817.0	90.7	1,009.7	91.0
機 械 設 備	233.6	20.3	243.1	21.5	205.2	18.8	202.9	17.1	133.5	14.8	168.2	15.2
未加工原材 料	163.0	14.2	156.2	13.8	158.0	14.5	187.2	15.8	156.8	17.4	195.0	17.6
半加工原材 料	574.0	49.9	574.1	50.7	595.4	54.6	628.5	53.0	479.5	53.2	600.5	54.1
サ プ ラ イ ズ	51.2	4.5	49.4	4.4	56.9	5.2	60.9	5.1	47.2	5.3	46.0	4.1
消 費 財	128.4	11.2	108.7	9.6	74.7	6.8	106.4	9.0	83.8	9.3	100.0	9.0
耐 久 財	11.6	1.0	10.2	0.9	6.5	0.6	4.8	0.4	3.7	0.4	3.4	0.3
非 耐 久 財	116.8	10.2	98.6	8.7	68.1	6.2	101.6	8.6	80.1	8.9	96.6	8.7

(注) \* 1~9月、73年は暫定数字。

(出所) 中央銀行年報各年。1972~73年は Central Bank News Digest, Vol. XXV, No. 49.

第13表 相手国別輸出入額と比率

(単位 100万ドル)

	米 国				日 本				西ヨーロッパ <sup>2)</sup>				アジア(日本を除く) <sup>3)</sup>			
	輸 入		輸 出		輸 入		輸 出		輸 入		輸 出		輸 入		輸 出	
	価額	%	価額	%	価額	%	価額	%	価額	%	価額	%	価額	%	価額	%
1949~50年	362.2	78.1	208.3	72.0	15.1	3.3	16.7	5.8	20.0	4.3	40.6	14.0	39.4	8.5	9.4	2.3
1951~55	336.7	70.4	252.1	63.9	28.8	6.0	45.6	11.6	33.4	7.0	69.8	17.7	44.0	9.2	6.2	1.6
1956~60	282.4	50.3	264.3	53.6	94.0	16.7	100.6	20.4	78.7	14.0	95.4	19.3	64.5	11.5	14.5	2.9
1961~65	280.2	41.2	316.5	48.0	134.8	19.8	173.1	26.3	118.2	17.4	131.5	20.0	72.8	10.7	26.7	4.0
1966	284.5	33.4	346.4	41.8	243.9	28.6	246.3	31.9	145.1	17.0	157.9	19.1	72.2	8.5	43.9	5.5
1967	362.7	34.1	352.6	42.9	306.9	28.9	278.6	33.9	175.4	16.5	105.9	12.9	91.2	8.6	69.0	8.5
1968	372.2	32.4	391.5	45.6	326.7	28.4	283.3	33.0	220.9	19.2	96.3	11.3	87.9	7.5	69.8	8.2
1969	320.2	28.3	360.3	42.2	336.7	29.8	328.8	39.2	237.0	20.6	78.1	9.1	88.0	7.7	64.7	6.8
1970	315.1	28.9	440.2	41.5	344.9	31.6	420.8	39.6	199.3	18.3	98.9	9.3	78.7	8.0	82.4	7.8
1971	291.2	24.6	459.6	40.4	359.1	30.3	398.6	35.1	211.0	17.8	137.2	12.1	213.9	18.0	97.9	8.6
1972	312.5	25.4	471.9	41.7	390.7	31.8	373.6	33.0	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.
1973 <sup>1)</sup>	295.9	26.7	505.0	38.1	375.0	33.8	481.1	36.3	149.3	13.4	154.2	11.6	120.6	10.9	130.0	9.8

(注) " 1~9月、暫定数字。 " 1970~73年はヨーロッパ共同市場。 " 1970~73年は ECAFE 諸国。

(出所) Central Bank, Statistical Bulletin, Dec. 1971. 1972年は Central Bank News Digest, Vol. XXV, No. 45, 73年は Central Bank News Digest, Vol. XXV, No. 49.

第14表 國際收支總括表

	1969年	1970年	1971年	1972年 <sup>P</sup>	1973年 <sup>a</sup>
1. 経常収支	- 234.3	- 29.3	9.0	21.1	
(1) 貿易収支	- 256.9	- 7.3	- 38.1	- 121.9	249.3
輸出	874.6	1,082.8	1,147.9	1,107.7	911.1
非貨幣用金	20.0	21.1	19.4	29.0	697
輸入	-1,131.5	-1,090.1	-1,186.0	-1,229.6	-661.8
(2) 貿易外収支	- 69.7	- 77.6	- 18.4	26.5	
運賃・保険	- 93.9	- 91.2	- 77.0	- 87.4	
旅行	- 10.7	67.5	37.6	97.9	
投資収益	- 77.9	- 129.7	- 101.1	- 125.1	109.0 <sup>b</sup>
対米軍サービス	58.9	30.6	36.1	40.9	
米政府年金	62.3	63.8	69.0	71.5	
その他の	- 8.4	- 18.6	17.0	28.7	
(3) 移転収支	92.3	55.6	65.5	116.5	
政府	48.9	26.4	31.3	35.8	
賠償	35.3	13.1	26.4	20.7	
民間	43.4	29.2	34.2	80.7	
2. 長期資本	102.2	104.8	31.5	134.1	
民間借款	82.5	89.5	- 34.4	0.5	
政府借款	14.1	41.4	69.8	162.8	57.0 <sup>c</sup>
その他民間資本	7.4	- 24.3	- 3.9	- 25.3	
その他政府資本	- 1.8	- 1.8	-	3.9	
3. 民間短期資本	57.9	75.9	91.7	55.7	
4. ネット誤差脱漏	- 62.3	- 147.2	- 142.5	- 132.8	5.7
5. SDR割当	-	18.5	16.6	16.4	
6. 総合収支	- 136.5	22.6	6.3	94.5	234.1
7. 金融勘定	136.5	- 22.6	- 6.3	- 94.5	- 234.1
ネットIMF勘定	-	13.8	21.0	6.8	
商銀債務	11.7	31.8	116.8	173.0	17.7
中銀債務	67.4	58.5	3.6	- 63.6	
商銀資産	16.7	3.7	- 23.2	- 37.4	- 95.1
中銀外為資産	24.3	- 119.0	- 113.8	- 169.7	288.5
貨幣用金	16.4	- 11.3	- 10.7	- 3.6	
外貨準備	120.7	251.0	244.2	281.9	647.7

(注) a 1~6月暫定。

b 民間移転収支を含む。

c 政府移転収支を含む。

P 暫定数字。

(出所) 中央銀行各年年報。1973年は *Philippine Financial Statistics*, 1973, No. 3.

第15表 対外債務残高

(単位 100万ドル)

	1969年	1970年	1971年	1972年	1973年 <sup>1)</sup>
I 政 府	828	1,030	1,072	1,183	1,206
金融機関	441	526	478	520	534
中央政府	246	350	399	409	423
政府法人	141	154	194	254	249
地方政府	—	—	1	—	—
満期構成					
短期	435	459	456	240	289
中期	250	349	384	370	483
長期	143	222	232	573	434
II 民 間	858	1,138	1,261	1,274	1,278
短期	180	231	247	291	292
中期	368	316	310	215	185
長期	410	591	704	763	801
合 計	1,686	2,168	2,333	2,457	2,484

(注) 1) 1973年7月現在。

(出所) *Philippine Financial Statistics*, 1973, No. 3.

第16表 BOI 登録プロジェクト承認時の資本構成: 産業・国籍別 (1973年6月30日現在)

(単位 1,000ペソ)

	授 権 資	応募資本							払込資本	
		本 総 額	合 計	フィリピン	アメリカ	イギリス	中国	日本	スペイン	その他
総 計	2,748,312	1,497,346	1,176,928	197,607	10,094	14,745	8,224	23,996	65,752	1,293,779
農林漁業	934,020	477,303	405,884	57,899	1,295	525	1,400	7,207	3,093	421,326
林 産 品	394,400	193,096	157,338	27,269	135	175	—	7,207	972	178,798
水 産 品	92,510	36,990	35,590	—	—	—	1,400	—	—	25,823
鉱 業・同 加 工 業	690,300	401,767	298,404	51,980	2,002	6,759	5,228	694	36,700	351,129
銅	365,000	210,589	147,317	26,059	2,002	6,287	1,668	694	26,562	184,608
鉄 鉱 石	103,000	72,249	52,542	15,286	—	472	3,560	—	389	72,271
ニッケル	135,000	86,446	66,124	10,635	—	—	—	—	9,687	72,159
化 学・加 工 業	656,600	371,561	262,344	58,866	200	7,461	1,500	16,095	25,095	343,729
ガラス製品	257,000	180,970	128,967	24,136	—	6,508	—	16,095	5,264	177,433
工 業 化 学 品	289,500	153,663	104,281	28,578	200	953	1,500	—	18,151	142,134
石 油 製 品	40,000	8,000	4,800	3,200	—	—	—	—	—	2,000
工 学 産 業	467,392	246,715	210,296	28,862	6,597	—	96	—	864	177,595
冷間圧延板・コイル	220,000	124,774	104,441	20,363	—	—	—	—	11	82,655
機械・資本設備	69,132	33,663	21,563	5,042	6,596	—	—	—	462	19,534
運送機器	43,400	20,576	20,480	—	—	—	96	—	—	12,611

(出所) *Business Day Special Report*, 1973年11月15日付。

第17表 BOI 登録プロジェクトの外資源と額

(1973年9月30日現在: 単位 1,000ドル)

		合 計	日 本	アメリカ	西ドイツ	フランス	その他の
総	計	683,010	324,713	169,082	82,314	25,730	81,171
農	林 漁 業	205,675	83,312	15,312	72,766	10,354	23,931
ヤ	シ 油	10,569	—	796	3,919	—	5,854
林	産	21,558	7,382	3,423	2,364	—	8,389
水	産 品	15,300	14,600	121	—	—	579
パ	ル プ · 紙	139,658	58,387	8,773	64,527	7,971	—
鉱	業 · 同 加 工 業	293,939	152,484	109,587	125	—	31,743
銅		11,800	2,368	9,432	—	—	—
ニ	ッ ケ ル	163,118	63,618	84,500	—	—	15,000
粗	鋼 (一貫)	109,781	83,931	14,775	—	—	11,075
化	学 · 加 工 業	104,322	49,905	7,732	—	15,376	23,566
ガ	ラ ス 製 品	9,280	1,243	3,900	3,413	—	724
工	業 用 化 学 品	67,840	28,659	—	2,439	15,376	21,366
精	製 化 学 品	3,832	—	3,832	—	—	—
合	成 樹 脂 袋	2,744	853	—	1,891	—	—
工	学 産 業	79,074	39,012	36,451	1,680	—	1,931
冷	間 床 延 板 · コ イ ル	66,166	31,266	34,900	—	—	—
金	属 製 品 · 工 学 品	4,142	1,526	655	1,680	—	281
運	送 機 器	5,511	5,511	—	—	—	—

(出所) Business Day, 1974年1月19日付。

第18表 米国の対比直接投資残高

(年末現在: 単位 100万ドル)

	計	製造業	公益事業	商 業	その他*	純資本流出	利益再投資	利 益	配当・利子
1961 <sup>p</sup>	439	89	104	55	191	— 1	27	27	63
1962 <sup>p</sup>	374	89	28	59	198	— 16	16	42	23
1963 <sup>r</sup>	415	110	21	64	214	21	16	38	20
1964 <sup>r</sup>	473	131	42	69	230	37	13	46	28
1965 <sup>r</sup>	530	154	40	78	259	31	23	50	25
1966 <sup>r</sup>	579	180	48	88	263	19	24	53	26
1967 <sup>r</sup>	639	216	39	87	296	26	30	61	26
1968 <sup>r</sup>	673	238	39	91	305	21	12	53	34
1969 <sup>r</sup>	742	270	—	—	473	41	26	65	38
1970 <sup>r</sup>	701	251	—	—	451	— 50	10	47	37
1971 <sup>r</sup>	718	258	—	—	460	3	14	58	38
1972 <sup>r</sup>	707	256	—	—	451	13	— 8	37	39

(注) \* その他産業には鉱業、石油業(1969年からは公益事業、商業も)が算入されている。純資本流出～配当・利子額は1969～71年をのぞきすべて暫定数字。

r は改訂数字、p は暫定数字。

(出所) U.S. Dept. of Commerce, Survey of current business, 各年。

第19表 1974-77年度4ヵ年開発計画主要目標値

(単位 100万ペソ、1967年価格)

	1973年度 <sup>1)</sup>	1974年度	1975年度	1976年度	1977年度	74-77年度 平均成長率
國民総生産	37,277	39,700	42,479	45,452	48,861	7.0
成長率(%)	6.0	6.5	7.0	7.0	7.5	
年央人口(1,000人)	40,280	41,493	42,743	44,030	45,356	3.0
増加率(%)	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	
1人当たりGNP(ペソ)	926	957	994	1,032	1,077	3.8
成長率(%)	3.0	3.3	3.9	3.8	4.4	
個人消費支出	26,734	28,071	29,475	30,949	32,558	5.1
対GNP比率(%)	71.7	70.7	69.4	68.1	66.6	
政府消費支出	3,049	3,202	3,369	3,551	3,746	5.3
対GNP比率(%)	8.2	8.1	7.9	7.8	7.7	
粗国内資本形成	7,238	8,213	8,801	9,525	10,417	9.8
対GNP比率(%)	19.4	20.7	20.7	21.0	21.3	
民間	6,278	6,659	7,059	7,765	8,542	8.0
政府	960	1,554	1,742	1,760	1,875	20.4

(注) 1) 予測数値。

(出所) 1974-77年度4ヵ年開発計画書。

第20表 1974-77年度4ヵ年開発計画産業別目標成長値

(単位 100万ペソ、1967年価格)

	1973年度 <sup>1)</sup>		1974年度		1975年度		1976年度		1977年度		74-77年度 平均成長率
	額	G.R.	額	G.R.	額	G.R.	額	G.R.	額	G.R.	
国内純生産	30,088	5.0	31,913	6.1	33,978	6.5	36,254	6.7	38,664	6.6	6.5
農業	9,207	1.0	9,649	4.8	10,132	5.0	10,649	5.1	11,182	5.0	5.0
構成比(%)	30.6		30.2		29.8		29.4		28.9		
鉱業	760	14.3	897	18.0	1,059	18.0	1,250	18.0	1,475	18.0	10.0
構成比(%)	2.5		2.8		3.1		3.4		3.8		
製造業	6,174	5.0	6,730	9.0	7,403	10.0	8,143	10.0	8,957	10.0	10.0
構成比(%)	20.5		21.1		21.8		22.5		23.2		
建設	1,130	41.6	1,243	10.0	1,367	10.0	1,504	10.0	1,654	10.0	10.0
構成比(%)	3.8		3.9		4.0		4.1		4.3		
運輸	1,152	4.5	1,204	4.5	1,264	5.0	1,328	5.1	1,396	5.1	4.9
構成比(%)	3.8		3.8		3.7		3.7		3.6		
商業	4,696	5.0	4,907	4.5	5,142	4.8	5,390	4.8	5,649	4.8	4.7
構成比(%)	15.6		15.4		15.2		14.9		14.6		
サービス	6,969	5.0	7,283	4.5	7,611	4.5	7,990	4.6	8,351	4.5	4.5
構成比(%)	23.2		22.8		22.4		22.0		21.6		

(注) 1) 予測数値。

G.R. 成長率。

(出所) 1974-77年度4ヵ年開発計画書。